

令和5年11月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(1 1 月 2 7 日【委員間討議】)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	1
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(総務部)

分科会】

学事振興課長予算議案説明	3
予算議案に対する質疑	3
予算議案に対する討論	3

委員会

学事振興課長所管事項説明	4
学事振興課長補足説明	6
陳情審査	7
議案外所管事務一般に対する質問	9

(第2日目)

1、開催日時・場所	2 9
2、出席者	2 9
3、経過	

(教育委員会)

分科会

教育次長予算議案説明	2 9
予算議案に対する質疑	3 0
予算議案に対する討論	3 1

委員会

教育次長総括説明	3 2
教職員課長補足説明	3 5
議案に対する質疑	3 6
議案に対する討論	3 6
決議に基づく提出資料説明	3 6
教育政策課企画監補足説明	3 7
生涯学習課長補足説明	3 9
陳情審査	4 0
議案外所管事務一般に対する質問	4 2

(第3日目)

1、開催日時・場所	82
2、出席者	82
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案等説明	83
こども政策局長予算議案説明	83
国保・増進推進課長補足説明	84
予算議案に対する質疑	85
予算議案に対する討論	88

委員会

福祉保健部長総括説明	88
こども政策局長総括説明	90
議案に対する質疑	93
議案に対する討論	95
決議に基づく提出資料説明	95
医療政策課長補足説明	96
感染症対策室長補足説明	98
医療人材対策室長補足説明	99
薬務行政室長補足説明	100
国保・健康増進課長	101
国保・健康増進課企画監	102
長寿社会課長補足説明	104
障害福祉課長補足説明	105
障害福祉課企画監補足説明	107
陳情審査	107
議案外所管事務一般に対する質問	111
医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援に関する意見書に関する委員間討議	143
医療介護分野における物価高騰と賃上げに対応するための適切かつ恒常的な財源の確保に関する意見書に関する委員間討議	144
医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書に関する委員間討議	145
認知症との共生社会の実現を求める意見書に関する委員間討議	146
委員間討議	147

(追加上程予算議案審査)

1、開催日時・場所	150
2、出席者	150
3、審査事件	150
4、経過	

(福祉保健部、教育委員会)

分科会

福祉保健部長予算議案説明	151
--------------	-----

教育次長予算議案説明	1 5 1
医療政策課長補足説明	1 5 2
長寿社会課長補足説明	1 5 2
障害福祉課長補足説明	1 5 2
教育環境整備課長補足説明	1 5 3
予算議案に対する質疑	1 5 3
予算議案に対する討論	1 5 5
・ 審査結果報告書	1 5 7

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1) (総務部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1) (教育委員会)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1) (福祉保健部)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1) (こども政策局)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (教育委員会)
- ・ 分科会関係議案説明資料 (経済対策) (福祉保健部)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年11月27日

自 午後1時31分
至 午後1時35分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長	千住 良治 君
副委員長	山下 博史 君
委員	堀江ひとみ 君
〃	浅田ますみ 君
〃	深堀ひろし 君
〃	吉村 洋 君
〃	山本 由夫 君
〃	宮本 法広 君
〃	堤 典子 君
〃	白川 鮎美 君
〃	富岡 孝介 君
〃	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

午後1時31分 開会

【千住委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浅田委員、白川委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和5年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 異議なし 〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後1時34分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後1時35分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月8日

自 午前10時 0分
至 午前 零時 0分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	千住 良治 君
副委員長（副会長）	山下 博史 君
委 員	堀江ひとみ 君
”	浅田ますみ 君
”	深堀ひろし 君
”	吉村 洋 君
”	山本 由夫 君
”	宮本 法広 君
”	堤 典子 君
”	白川 鮎美 君
”	富岡 孝介 君
”	湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

学事振興課長 櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第76号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第79号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第82号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（関係分）

第96号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第108号議案

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の
変更について（関係分）

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・要望書（長崎県私立中学高等学校協会）
- ・要望書（島原半島振興対策協議会 外3期成会）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・要望書（一般社団法人長崎県保育協会）
- ・年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- ・長崎県の教育条件の向上を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算
委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか2件でございます。

そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより、総務部関係の審査を行います。

なお、中尾総務部長から、欠席する旨の届け出がござっておりますので、ご了承をお願いいたします。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

学事振興課長より、予算議案の説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で225万円の減を計上いたしております。

これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で170万9,000円の増を計上いたしております。

これは、総務部職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、こ

れをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、学事振興課長より所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

学事振興課長より、所管事項説明及び補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」及び追加1をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、第四期長崎県教育振興基本計画の策定について、令和6年度の主要施策でございます。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてですが、長崎県立大学における令和6年3月卒業予定者の10月末現在の就職内定率については80.4%で、前年同期比1.6ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が75.5%、地域創造学部が78.1%、国際社会学部が90.9%、情報システム学部が89.3%、看護栄

養学部が84.8%となっております。

一方、就職内定者のうち県内内定者の割合は34.0%で、前年同期比2.5ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が26.0%、地域創造学部が35.5%、国際社会学部が40.0%、情報システム学部が34.3%、看護栄養学部が43.3%となっております。

県立大学においては、県内企業で活躍するOB・OGとの座談会の開催や令和4年度から配置している県内就職支援員による県内企業の求人開拓、県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を強化しており、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、看護栄養学部において県内企業への就職内定率が向上したことから、10月末時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後も、県内就職支援員が開拓した県内企業などを未内定者に紹介するほか、就職活動前の学生に対してもキャリア教育を通じて県内企業に触れる機会を設けるなど、県内就職率向上への取組を積極的に推進してまいります。

次に、事務事業評価の実施についてですが、本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。総務部関係分についてはお配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、7件の事業群評価調査により、12件の事業を評価いたしましたが、そのうち5件の事業について、令和6年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてであります。令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025に掲げる令和4年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し、一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、評価・分析を行ったところであり、総務部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である4項目の令和4年度の進捗状況は、令和4年度の目標値を達成したものが2項目、令和4年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目、令和4年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである2項目の令和4年度の進捗状況は、令和4年度の目標値を達成したものが1項目、令和4年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

次に、第四期長崎県教育振興基本計画の策定についてであります。現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、教育委員会において、第四期長崎県教育振興基本計画の素案を策定したところです。

総務部の関係部分については、政策の柱01「一人一人に応じた最適な学びを提供する」の「主要な施策」として「切れ目ない校種間連

携の推進」を掲げ、長崎県立大学でのグローバル化・デジタル化に対応した教育の推進に取り組むこととしております。

また、政策の柱02「新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる」の「主要な施策」として、「私立学校の振興への支援と公私立連携した取組の推進」を掲げ、私立学校の運営に対する支援や公私立の教職員が共に学べる研修機会の確保に取り組むこととしております。

さらに、政策の柱03「生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する」の「主要な施策」として、「生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり」を掲げ、県立大学において、地域における生涯学習やリカレント教育の強化に取り組むこととしております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見を踏まえながら検討を進め、本年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

最後に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」をご覧ください。

令和6年度の主要施策についてであります。令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。

これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針といたしましては、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進するほか、企業との連携強化・大学の競争力向上に向けた教育環境の整備・充実を図ること、魅力ある、選ばれる県立大学を目指します。

また、少子化の進展に伴う児童・生徒の減少により、教育を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、建学の精神に基づいた特色ある教育による魅力ある私立学校づくりを推進します。

そのため、長崎県立大学佐世保校において、学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎への建替えにかかる建設工事を実施してまいります。

また、私立小・中・高等学校における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、学校の運営に要する経常的経費の一部を支援してまいります。

さらに、私立学校施設の耐震補強工事及び耐震改築工事へ支援をしてまいります。

なお、令和6年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の所管事項の説明を終わります。

引き続きまして、補足説明を行わせていただきます。

補足説明資料、資料1をご覧ください。

県立大学の就職内定状況について補足して説明いたします。

配付しております資料1、「長崎県立大学の就職内定状況について」をご覧ください。

表の左側に令和5年10月末時点の就職内定状況、右側に前年度同時期の就職内定状況を記載しております。

令和6年3月卒業予定者の令和5年10月末現在における就職内定率は80.4%と、前年同期比1.6

ポイントの増となっております。

また、県内企業への就職内定状況は、経営学科29.9%、国際経営学科17.0%、公共政策学科47.9%、実践経済学科24.5%で、佐世保校全体では31.4%となっており、前年度同期比3.0ポイントの増となっております。

次に、シーボルト校ですが、国際社会学科40.0%、情報システム学科38.7%、情報セキュリティ学科30.6%、看護学科60.5%、栄養健康学科20.7%で、シーボルト校全体では39.1%となっており、前年度同期比2.0ポイントの増となっております。

表の下段になりますが、大学全体としては34.0%で、前年度同期比2.5ポイントの増となっております。

全体的な要因といたしましては、県内生の県内内定率が大学全体で59.1%と前年度同期より0.7ポイント減少しているものの、就職希望者における県内生の割合が48.6%と前年度同期より2.8ポイント増加したことから、全体としては県内内定率は前年度同期より2.5ポイントの増となっております。

また、学科ごとに見ますと、県内病院の推薦枠の増加により、看護学科の県内内定率が大きく向上している状況となっております。

今後につきましては、まだ就職活動を続けている学生もいることから、県内企業の情報を積極的に提供するなど、就職活動に対する支援を続け、県内就職率の向上に向けて、大学と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

それから、資料は準備ができていないんですけども、ご心配をおかけしておりました県立大学が利用しますサーバーへの不正アクセスについてご報告させていただきます。

不正アクセスが確認されて以降、県立大学におきましては、学生、教職員、関係者へ報告を行うとともに、直ちにシステムを停止して個人情報漏洩の有無について調査を行っておりましたが、調査の結果、個人情報の漏洩はなかったことが確認されまして、昨日、ホームページ上でその旨公表されておりますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、66番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】 陳情書の4ページのところですけれども、専修学校、各種学校への補助についての（2）番で県内就職支援策としての補助金増額についてというのがあります。

ちょっと勉強不足でよく知らなかったんですが、県内の専門学校には、ほとんど県内から入学者が集まっている。その70%を超える卒業生が県内の企業に就職しているということ。専門学校の学生さんが県内にたくさん残って就職をされているんだなということ、私はそこまで知らなかったものですから、すばらしいなと思っているんですが、高校生が専門学校で学び、県内企業で働くための支援策ということで、学生一人当たり支給される経常費補助金の増額ということが書かれているわけですが、この経常費補助金というのはどういうふうになっているのかをお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 専修学校、各種学校への経常費の補助についてでございますけれども、先ほど委員からお話ございましたとおり、専門学校で学ぶ学生が県内の企業へ就職する割合が非常に高いということで、専修学校、各種学校のうち、進学を目的とした学校、例えば公務員予備校や進学を目的とした学校、そういったところは対象外にはなるんですけれども、就職を前提とした専門学校に対しましては学生一人当たり6,300円という単価で学生数に応じた補助をそれぞれの学校に対して行っているところでございます。

【堤委員】 わかりました。そうすると、公務員とかになったり、進学を目的とする専門学校は対象外で、就職目的の専門学校について一人当たり6,300円、学生じゃなくて学校に支給をすると、そういう内容ですか。

【櫻間学事振興課長】 計算方法として学生一人当たり6,300円ということで、支給は学校に対して行うということでございます。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【富岡委員】 要望書のとおり、長崎県私立中学・高等学校協会から大きく4点要望が出ております。それらについて、資料のとおりだから全てを読み上げることはしませんけれども、1点目として、私立中学・高等学校に対する私立学校助成費の充実等についてということで、私立学校教育振興費について助成をもらっていませんけれども、さらに制度の維持・充実をお願いしますということで出ております。

また、大きな2番目として、私立幼稚園、認定こども園への補助についてということで4点ほど、保育士等の賃金向上を含む県独自の処遇改善、県下自治体で個別に行われている保育者養成確保事業の統括、私学助成園における処遇

改善事業における学校法人負担の軽減、特色ある教育活動への補助についての見直しなどが出ております。

また、3つ目として、専修学校、各種学校への補助について、こちらについては先日、本会議でも取り上げられたかもしれませんが、既存の補助に対する予算確保、そして県内就職支援策としての補助金増額、こちらについては長崎県の高校生が県の専門学校で学び、また長崎県の企業で働くための支援策として、先ほど堤委員からもございましたけれども、学生一人当たり支給される経常費補助金の増額について、特に要望が上がっております。

また、最後の大きな4点目として、私立学校退職金財団への補助について、補助金率の維持についての格段のご配慮をとということで、大きく4点ご要望が挙がっておりますけれども、これらについて、何かご見解がありましたらお願いいたします。

【櫻間学事振興課長】 今回の要望、大きくは4項目ございます。そのうち2つ目の項目、私立幼稚園、認定こども園の補助につきましては、こども政策局の所管になりますので、こちらの方の答弁は割愛させていただきます。

まず、1つ目の私立学校の助成費の充実についてでございますけれども、本県の私立学校は、割と小規模、中規模の学校が多うございまして、財政基盤が脆弱であるというところで、中学、高校とも経常費の補助の単価につきましては、これまでも国に対しまして制度の充実を要望して、一定毎年引き上げの方はなされているところでございます。

これにつきましては、今後も引き続き、国に対して経常費補助、それから地方交付税の措置の拡充が図られるようにしっかりと要望してま

いりたいと考えているところでございます。

それから、次の専修学校、各種学校への補助につきましてですが、こちらは本会議の一般質問でも質問がございましたけれども、今、学生一人当たり6,300円という単価で計算をした上で、それぞれの学校への補助を行っているところではございますけれども、これが、もともとの制度としましては県として予算がございまして、その予算を各学校の学生数に応じて、学生数の割合で予算を全て配分する形で補助していたんですけれども、その場合単価という形で見ると、その頃は専修学校へ通う学生がどんどん増えていた時代でございまして、予算総額は変わりませんので、学生数が増えれば増えるほど、一人当たりの単価というのがどんどん減少していったという実態がございまして、そういったところで、専修学校の協会の方から単価の減少になるので、一定規模の確保ということで要望がございまして、そのため、現在の定額方式ということで一人当たり6,300円と固定をしてやってきたところですが、少子化の時代に入りまして、今度は生徒数が減少に転じたものですから、今度は学校に対して補助される額というのが生徒数の減少に伴って減少してきているというところで、今回、その単価の見直しについてご要望いただいているところです。

この点につきましては、単価の考え方、この計算の仕組みについては、今回、令和6年度の予算編成の中でこういった形で見直しができるのかというところはしっかり考えながら予算編成に努めてまいりたいと考えております。

最後の4つ目の私立学校退職金財団への補助についてでございますけれども、こちらにつきましては、私立学校の教員にとりましてはしっかりとした退職金の制度というところで、私学

の教職員の福祉の推進という意味では、ここは非常に重要なところでございまして、ここがしっかりしていないと、私立学校の教職員の確保というところにも影響は出てくるものと思いますので、そこにつきましては私立学校教育の振興を図るという必要性から、県におきましても、県の財政状況等の事情を踏まえる必要はございますけれども、県の財政状況ですとか、支給額に対するそれぞれの団体の資産の保有状況、それから運用、利率なども踏まえながら財団の支援に必要な予算の確保というところは努めてまいりたいと考えているところでございます。

【千住委員長】委員長を交代します。

【山下副委員長】千住委員長、どうぞ。

【千住委員長】私から1点質問ですけれども、陳情書の耐震化の国に対しての要望があると思うんですけれども、そういった中で国の耐震化に対する予算措置だけじゃなくて、耐震化を早急に進めないといけないようなところがあるんですが、資材の高騰等があっただけでかなり金額が上がっているということで、そういった補助だけではなかなか厳しくて耐震化が進められないというような声も聞くわけです。そういった中で耐震化に対する、国だけじゃなくて県からの後押しとございますか、耐震化を早急に進めるためにも、そういった補助というのは今後考えられないのかというところをひとつ質問します。

【櫻間学事振興課長】耐震化に対します県の補助ですけれども、今年度の予算としては計上されていないんですけれども、制度としましては設けておりまして、国の方の補助制度、それを受けた上で、残りの額に対しまして県の方でも事業費の6分の1の県費の補助を行っているところでございまして、来年度におきましては実際に耐震化を進めたいという声も聞いておりま

すので、そういったところにはしっかり対応できるように予算要求の方はしているところでございます。

【山下副委員長】委員長を交代します。

【千住委員長】それでは、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】事務事業の評価について質問いたします。

この中で、私立高等学校県内就職推進事業について質問したいと思います。

6月定例会の文教厚生委員会に提出された資料によれば、私立高校の県内就職推進員の配置校は、令和3年度が11校、令和4年度も11校なんですけれども、これは令和5年度も11校という認識でいいですか。

【千住委員長】しばらく休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

【千住委員長】再開します。

【櫻間学事振興課長】令和5年度においては、9校で推進員を配置しているところでございます。

【堀江委員】県内就職の関わりについては、この県内就職推進員というのは大きな働きをされておられるし、力になっていると思うんですが、この数が減ったというのはどういうことですか。

【櫻間学事振興課長】2校減ったわけでござい

ますけれども、1校につきましては、昨年度配置はしてみたものの、その学校につきましては配置をしたからといって効果があったというところがあまり感じられなかったということで、その学校につきましては、もともと県内就職については非常に熱心に取り組まれている学校として、教員自身がもう既に企業との関係を築けているということで、そういったところで十分やっていけるという学校となっております。

もう一校につきましては、広域の通信制の高校でございます、そこは県内就職の推進員が学校に配置されたとしても、そもそも生徒が住んでいるところが県内とは限らないということもございまして、そこもなかなか効果としてそれほどないのかなというところで今年度取りやめているという状況でございます。

【堀江委員】県内就職推進員の役割は十分理解はしていますが、現場でどういう対応をするかということで個々の学校が違うので、数の上では減ったという理解はいたします。

そこで、ここの事業の内容で縷々書いていますけれども、例えば県内企業の説明会を令和3年度は全体として31回、それから令和4年度は全体として27回というのが、この6月に出された委員会の資料では説明があっただけなんですけれども、令和5年度の段階の実施回数というのは、今の段階でわかりますか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

【千住委員長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】今年度の実績につきましては、現時点ではまだ確認できておりません。

【堀江委員】 そうしますと、今度は県内企業の

見学会ですね。令和3年度が166回、令和4年度が191回というのがあるんですけども、これも令和5年度の段階はわからないということですか。

【櫻間学事振興課長】現時点では、承知をしておりません。

【堀江委員】なぜ私がこういう質問をするかというと、「改善」が100%、そして、令和6年度も必要な見直しを行うということで、今私が指摘をしましたように、配置校がどうか、それから県内企業の説明会がどうか、あるいは県内企業の見学会がどうかと、縷々質問させていただきましたけれども、そういうことも踏まえた上で令和6年度必要な見直しを行うというのは、具体的に何を指すのか、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】私立高校におきます県内就職の状況につきましては、まず、昨年度、令和5年3月時点で就職を希望した776人、こちらにつきましては全て内定がとれているという状況でございます。

この内定率、それから県内就職割合ですけれども、75.6%ということで、前年度の78.1%に比べますと減少はしているんですけども、まだそれでも依然として高い水準にはあるというふうに評価をしております。

ですので、事業の内容自体に大きな改善が必要というふうには認識はしてないんですけども、ただ、実際にこの事業を行っていく中で推進員、個々の推進員の方たちの活動を見ていきますと、それぞれ個人によって取組方であるとか、生徒への支援の仕方というところに差があるようでございます。そういったところにつきましては、それぞれの推進員が学校内で悩みを抱えているケース、学校内でそれがなかなか共有できていないというケースもあるようです。

で、そういった部分につきまして新たな支援ができればというところでは考えているところでございまして、具体的に申し上げますと、定期的に県内就職推進員の会議を開催しているんですけども、そういった中におきまして、研修の会議の中身を工夫していくとか、あとは関係する部局とも連携しながら、各学校を訪問して、それぞれの個人の個別の悩みですとか、取組に対する助言など、できる部分については悩みを聞き取りながら、そういった支援というところをしっかりと来年度以降取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】今の答弁は、必要な見直しを行う、この見直しの内容は何ですかという私の質問に対して、県内就職推進員が、個々それぞれ重要な役割はあるんだけど、その関わり方に差があるので、スキルアップといいますか、そのところを同じようにといいますか、存分に働くことができるように情報共有もしながら対応したいということだと思っておりますが、一方で、先に答弁があったように、県内就職推進員がいなくても、長い経験の中で、いわゆる先生たちの方が県内就職推進員の方以上の働きかけをしているから、そういう役割はうちは大丈夫だよという学校もあるということでしたよね。

そうなれば、そういう学校からも学んで、この県内就職推進員のレベルをどうやってアップするかというところを、そういうことも含めた上での認識を広めていくという見直しなんでしょうか。

要するに、具体的にどこをどうするかということでは非常に抽象的な答弁だったので、何を見直すのか、しかも改善が100%と出るんですよね。後で質問するんですけども、別のところでは改善20%と出るんですよね。この数値の

差は何だろうという疑問があるものですから、改善100%となれば、具体的にこういうことをこうするというのがあるのかなと素朴な疑問があったので、重要な見直しというのはどういうことかと思う疑問のもとに質問しているんですが、私が今言ったような認識でいいのかどうかだけ教えてください。

【櫻間学事振興課長】先ほど申し上げましたのは、あくまで県内就職推進員の方たちへのというところで考えておりましたので、委員からご指摘がございましたとおり、就職推進員が配置されていない学校、そちらでの取組というもの確かに非常に参考になると思いますので、そこについてはそういった視点も取り入れながら対応していければと思っております。

それから、改善の部分のパーセントの数字になりますけれども、こちらはこういう様式になっておりますので、この様式どおりに私どもも作っているんですけども、こちらはその事業群の中に5つの事業がございまして、その5つの事業のうち、「改善」となっているのが幾つあるのかというところで、今回、この区分では5つのうち1つということで、全体としては100%のうち20%が、その一つが改善となっているというところで、そういった記載の方法になっております。

【堀江委員】 答弁ありがとうございました。

もう一つ、同じく事務事業の中で5ページになりますけれども、学力の向上と一人ひとりに対応した教育の推進の中の魅力ある私立学校づくりの最初の1番目、高等学校・私立学校助成費という中のスクールカウンセラーの配置の問題です。このことについて質問したいと思っております。

今、私学のスクールカウンセラーの数はどれ

ぐらいなのかというのは、今の段階で答弁が可能ですか。

【櫻間学事振興課長】私立高校におけるスクールカウンセラーの配置につきましては、全23校に配置がされております。

【堀江委員】 そうしますと、今後については、方向性ということでは、もう全ての学校に配置をされているので、これは数を増やすとか、そういうことはないんですか。スクールカウンセラーに関わって、今後の方向性が今の段階であれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】 方向性としましては、今現在配置をされておまして、このスクールカウンセラーの配置というのは非常に学校にとって必要なものであると考えておりますので、この23校の配置を維持し続けていただくように、学校に対してはその必要性をこれからも継続してお伝えしてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 教育委員会のところでも審議になる第四期の教育振興基本計画の中で、これまで第一期、第二期、第三期とスクールカウンセラーについては目標数というか、指標としてあったんですが、今度の第四期についてはスクールカウンセラーの指標がなくなったんですね。それはどうしてかというのは教育委員会のところで質疑しようとは思っているんですけども、今、全ての私立学校にスクールカウンセラーが配置をされている。それは大きな役割を持っているというふうに私は思うんですけども、やはり私立学校任せではなくて、ぜひスクールカウンセラーを活用していただきたいと思ひますし、また、必要だと思ひますので、ぜひ今後も、今課長が言われたように継続して、人も代わっていくでしょうから、配置ができるような方法をとっていただきたいと思ひますが、

これには予算的には何か関わる部分があるんですか。

【櫻間学事振興課長】 現在もスクールカウンセラーの配置につきましては、県の方から補助金の方を支出しておまして、これにつきましてははっきりスクールカウンセラーの確保ができるよう予算については今後も確保してまいりたいと考えております。

【堀江委員】 ぜひ、そのようにお願いしたいと思ひます。

終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

第四期長崎県教育振興基本計画について質問をいたします。先ほど説明もありました、新しく来年度から第四期となります長崎県教育振興基本計画が策定となり、学事振興課の部分でも関係部分がございましたので、そのことについて確認も踏まえて質問をさせていただきます。

各委員会共通資料で素案が配られておりましたので、そこの中から質問をさせていただきます。

第四期の素案の23ページになりますが、学事振興課が関係する部分は、政策の柱02の とであるということ、先ほど課長からもご説明いただきました。

まず、23ページの でありますが、私立学校の振興への支援と公私立連携した取組の推進ということで掲げられています。これについてですけれども、私もここは非常に勉強不足でありました。公立と私立の先生たちの学べる研修であったり、児童生徒の連携ということが書いてあります。これは、今までもこういったものがあつたのかということも踏まえて、次期、第四期の計画においても研修、あるいは学習機会を

確保するとありますので、この具体的な取組内容について確認をさせていただきます。

【櫻間学事振興課長】公立と私立の連携についてですけれども、まず現状から申し上げます。

教職員の研修についてでございますけれども、これは具体的には県の教育センターなどで行われております研修講座とか、主任レベルの研修会などを想定しているところでございます。また、児童生徒の学習機会、こちらの方は児童生徒が行う探究活動や課題研究など、そういった取組について一緒にできないかというところがここの想定になっております。

そういった課題研究や探究活動を行っていくことで、当初はお互いに研究した結果を発表し合って、それに対して意見交換を行うということが考えられると思うんですけれども、それがさらに深まっていけば、課題研究自体を私立の生徒と公立の生徒と一緒にやる機会というもの、もしかしたら生まれてくるのではないかとここは考えているところでございます。

これまでの実績でございますけれども、校長会や教頭の研修会、それから教務主任、生徒指導主事における研修というのは、これまでも私立、公立一緒にという研修はございました。

それから、県教育センターで行われております講座につきましても、私立学校が希望すれば参加できるというものもございましたけれども、なかなか私立学校からの参加は多くはなかったというふうに伺っているところでございます。

それから、児童生徒同士と一緒に学ぶ機会ですけれども、こちらの方はかなり少のうございまして、現在、県の主催で行われているものとしましては、上海での中国語研修というのをやっておりまして、公立、私立両方の高校からそれに参加しているという事例がございます。

また、これは個別の案件になりますけれども、ある高校が公・私立の両方に探究学習の相互発表というのをやりましょうということで呼びかけて、それを実際に実施したという事例はございますけれども、いずれにしましても、公・私立がともに学ぶ機会というのは、これまでも余り多くはなかったという状況でございますので、この計画策定を機にというわけではございませんけれども、今後、そういった機会を確保していけるように努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】これまでも、多くはないけれども、あったということですね。

私も、少年の主張大会とか、そういったものでは公立、そして私立なども一緒になっての発表という機会があることは知り得ておりましたけれども、それ以外にこういったものがあるんだろうということでお聞きさせていただきましたが、非常に私立は私立で特色ある学習をされていたり学びをされている。そういったものを公立の生徒が聞くというのは非常に素晴らしい、いい機会だと思いますし、特化して言えば英語教育などにおいては、私立は非常に進んでいるところもあるので、そういったものを公立と私立の児童生徒、特に児童生徒が交わることによってもっと意識も高まるんじゃないかと考えておりますから、具体的にこれを行いますというような具体的な計画みたいなもの、今、答弁いただいたのは、ある程度大きな枠組みだったかと思うんですが、これについてとかという個別の計画があれば教えていただければと思いますし、今後、具体的にこういったものを推進していきますというものがあれば教えていただければと思います。

【櫻間学事振興課長】現時点でこういったこと

をとということで、具体的にこれをやりたいということ考えている部分というのは、まだないところですけども、これにつきましては教育委員会の方でも私立との連携という部分について非常に重要というふうに捉えていただいております。そこにつきましては、教育委員会の方と、さらに具体的な話というところはこれから詰めて連携して考えてまいりたいと考えております。

【宮本委員】計画なので、できれば少し先が見えるような取組を計画されて、教育委員会とも連携して、素晴らしい外部の講師の先生方も長崎にはたくさんいらっしゃいますので、そういった先生を中心に、私立、公立の児童生徒が一緒になるような研修会の実施であったり、そういったものを計画していただければと要望させていただきます。

併せまして、先ほど課長からもありましたが、次の24ページには、もう一つの先ほどおっしゃった教育センターにおける希望型の研修の私立学校教員の参加者数というものもあります。これについては今までもあったということではありましょけれども、この50人を目標にしたうちの23人ということは、これは実績ですという理解でいいのか、まずはそれを確認させてください。

【櫻間学事振興課長】そのとおりでございます。

【宮本委員】先ほども答弁があったとおり、やはりここについては、なかなか半分にも満たないという現状があるのかなと思います。もっと呼びかけであったり、こういった内容をされているのかにもよるんでしょうが、私立は私立で別途、先生たちに対する学ぶ環境の取組をされていらっしゃるかなと思いますが、この県教育センター等における研修の機会、これは公立の教職

員の先生方も受けられているものと同じということでもいいのか、確認をさせてください。

【櫻間学事振興課長】基本的には教育センターで行われている研修等につきましては、公立の教職員を対象としたものになっておりまして、そこに私立学校も希望があれば参加をしていいよということで、当然公立の先生方が優先にはなるかとは思いますが、空きがある限りは私立学校の方も受けていいよという研修が用意されているということでございます。

【宮本委員】これは50人、令和10年度までの最終目標値とあります。なかなかハードルが高くて難しいのかなと思いますが、これに対する第四期の素案については、こういった現状があるということですが、これを上げていくための対策についてお聞きをさせていただきます。

【櫻間学事振興課長】これまでも教育センターの方では私立学校の教員の受入れは行っていただいておりますけれども、学事振興課としましても、教育センターで行われている研修の内容をしっかりと、よくこちらの方でも内容を理解した上で、必要性についてしっかりと私立学校にこういった研修で非常に有益性があるということ、例えば校長会や教頭会において呼びかけて、その研修の受講の必要性について働きかけていきたいということが一つございます。

それから、これは国等におきましても研修会が開催されておりますけれども、ぜひ受けていただきたい研修とかについて、これまで、研修の案内などが直前になってしまうと、やはり教員の皆さんのスケジュール、授業等の都合もあってなかなか参加できない、調整ができないということもございますので、研修の日程が決まりましたら、できるだけ早めにその日程をお伝えして、その必要性についてしっかりとお伝え

していくことで、国の研修会においてはそれによって参加者が増えたという事例も過去ございますので、そういった取組を、教育センターの研修に限らずですけれども、学校に対してはそういった働きかけのやり方を今後行ってまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】私立学校の教職員の先生方と公立学校の教職員の先生方とが交わるようなことで、いろいろと触発されて、さらに教育指導が向上したり、あるいは公・私立間の児童生徒が交流することでいろんな触発があり、発見もあり、教育環境が向上する取組にもつながってくるかと考えますので、この については、より具体的な実効性を持った計画になるように取組を推進していただきたいということを要望させていただきます。

もう一点ですけれども、その上の 誰もが安心して学べる環境の整備ということで、同じく23ページの方にこれもあるんですけれども、ここについても確認をさせていただきますが、これについてはつながりということ、これは教育委員会の方でも質問をさせていただこうと考えておりますが、今回のこの第四期の計画は「つながり」というのが一つのキーワードであると私は考えております。

このつながりのイメージ等も随所に出てくるんですね。この におけるつながりのイメージ、学校、県教委、あるいは市町の教委、そして福祉機関とありますが、このつながりのイメージは恐らく公立学校におけるつながりのイメージであろうと考えますが、このつながりのイメージが、難しいかもしれませんが、私立学校においてもこういうつながりのイメージができてくるならば、あるいはこういった環境づくりができれば、そこの一番上に書いてある、いじめ、

不登校、児童虐待、ヤングケアラーの悩みの解決などがすごくスムーズに私立の方も、今やってないというわけではないんですが、より一層スムーズにいて、特にいじめであったりという問題についても、解決の糸口がもっと違った方向が出てくるんじゃないかと考えるんですが、このつながりのイメージが私立学校でもできないか、第四期の計画において盛り込むことができなかと、ちょっと提案をさせていただきたいと思いますが、市町の教委、あるいは県教委とのつながりというのが非常に難しいかと思いますが、こういったものが私立学校でもできないかと考えますが、これについてのご意見があればお聞かせください。

【櫻間学事振興課長】このつながりのイメージについてですけれども、公立学校にとりましては市町の教育委員会、県の教育委員会というのが学校の設置者に当たりますので、これをそのまま私立学校に当てはめた場合には、私立学校の設置者が学校法人となります。そのため、このイメージ図と全く同じ形態というのはなかなか難しいのかなというふうには思っております。

ただ、イメージ図と同じような形というのは難しいんですけれども、私立学校、当然設置団体である法人の支援は受けながらということにはなりますけれども、福祉機関とのつながりを強めていくということ、そういったことを県がしっかりそのつながりを持ってもらうように呼びかけていくとか、学事振興課が県の教育委員会の方と連携をとって、様々な取組を行っておりますので、そこは県教委の方で、例えば公立学校におけるいじめや不登校に対する支援の方法などで私立学校にとっても有効なものなどがございましたら、それを学事振興課がしっかり私立学校に対して周知をしていく、そういっ

たことによりまして私立学校におきまして、このつながりのイメージに近いような効果が得られるのではないかと考えているところでございます。

【宮本委員】私立学校なので、おっしゃるとおり学校法人が経営されているので、こういった計画につながりを持たせるというのはちょっと乱暴なことなのかもしれませんけれども、よくいじめの重大事案であったり、そういったものが明るみに出た時に、教育機関、学事振興課でもなかなか対応できないという案件が結構多くて、私立は学校法人が対応しているというところで、なかなか解決の糸口が見えない部分が多々あったりしたものですから、こういったつながりのイメージができてくれば、学校法人なので独自性を持った運営をされているというのは百も承知しておりますが、ある程度大きな、もちろん国からの支援も入っていますし、県からの予算組みもあるわけですから、そういったものが明確になれば、もっと学校と行政機関との結びつきも強くなるんじゃないかなと思う提案をさせていただいた次第です。そういったものが、今後できるだけ明確になるような取組を、学事振興課としても、23校ある私学とも協議をしながら進めていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立学校におきまして、いじめとか、そういった問題が起こった時には必ず学事振興課には報告をいただくようにしております。いただきましたら、当然公立での対応の事例とかも参考にしながら、私立学校における適切な対応を行っていただくようにということで、事例も紹介しながら、これでもそこはしっかりと取り組んではきているところではございます。これについては、その姿勢で引き

続き私立学校に対して対応してまいりたいと考えております。

【宮本委員】いずれにしても、第四期の計画において、私立学校、そして公立の学校との連携の強化であったり、私立学校の振興に対する支援についても、実効性のある計画になることを要望させていただきます。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【湊委員】先ほど課長からの長崎県立大学の就職内定状況についての補足説明資料を見せていただきました。

ここで、県内の内定者、内定率ともに上昇しているのは喜ばしいことなんですけれども、佐世保校では国際経営学科、シーボルト校では栄養健康学科の内定者、内定率ともに低いなと感じております。私の勉強不足なんですけれども、その理由について教えてください。

【櫻間学事振興課長】国際経営学科の内定率、かなり低うございますけれども、こちらの学科につきましては、もともと語学を学んで、その語学を仕事の面でも活かすような、そういった人材を育てるような学科になっておりまして、そういった語学を活かせる職場への就職を希望する学生というのが割合としては多くいる学科になります。そういったことを考えますと、どうしても県内で国際的なといいますか、語学を活用して、身に着けた自分のスキルを活かして活躍できる場というところがどうしても限られてきておりまして、これはもう昨年度の実績においても県内就職率はかなり低うございますけれども、おおむねそういった傾向があるのかなというふうには考えております。

それから、栄養健康学科でございますけれども、こちらはこの学科で学びますと、栄養士の

もう一つ難しい管理栄養士という資格が取れることとなります。この管理栄養士のスキルを活かす職場というのも、これもまた、今の時点で学生の認識としてはなかなか県内には少ないのではないかという認識がございます。

ただ、この点につきましては、昨年度から県立大学の方に県内就職支援員を配置して、県内企業の新たな開拓というのに努めておりまして、その支援員の活動によりまして、管理栄養士並びに栄養士の資格を持った者を募集要件とする企業といったものが、これまで県立大学の学生が就職していなかった企業の新たな開拓も徐々に増えてきております。そういった企業を学科の学生に周知しきれてないところもあるかと思っておりますので、そういったところはしっかり今後お伝えしていくことで、こちらについては県内就職率の向上を図っていければというふうに考えているところでございます。

【湊委員】国際経営学科のところは、よく承知いたしました。

栄養健康学科は、これから一生懸命取り組まれるということで力を注いでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【深堀委員】給食の件で少しお尋ねをしたいんですけれども、私学の現場において、いろんな状況があると思います、給食を提供している学校もあれば一部やっているとか、いないとか。昨今の物価の高騰のあおりを受けて、恐らく食材が上がっているわけですから、給食費にどういふふうに変嫁されているのか、そういったことを確認したいと思っております。

特に、給食を入れる受託事業者等の倒産、例えば価格転嫁ができずに倒産することによって、これまで受けていた、県内にも幾つかそういっ

た支障が生じた現場もあったというふうに聞いている関係上お尋ねするんですが、まず、私学の、特に小・中学校ですけれども、給食の提供状況、何か数字がわかるものがあれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】県内の私立の小・中学校での学校給食の提供ですけれども、私立小学校は全部で6校ございますけれども、6校全てにおいて提供されております。

それから、私立中学校は12校ございますけれども、そのうち7校で給食を実施しておりますけれども、その7校のうち3校については牛乳のみの提供ということで、それ以外の4校については完全給食ということでございます。

【深堀委員】小学校6校では給食ありと、中学校では完全給食というのは3分の1程度の数だということがわかりました。

給食は、教育委員会でも確認しますけれども、基本的に保護者の方が食材部分を負担するというので、公立でいけば大体4,000円から5,000円ぐらい、平均すれば毎月の給食費になるというふうに向っているわけですがけれども、今回の円安、ウクライナ危機、いろんな状況の中で物価が高騰してきた中で、今、私学で提供されている給食費が上がっているのか。保護者負担が上がっているのか。それとも価格を抑えるために、例えば食材を落とすとか、これは栄養素とかカロリーとかの計算で提供しているものから、食材の質を落とすことは可能というふうにも聞いたことがあるんですけれども、どういふふうに取り組まれているのかというのが、もしわかれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】それぞれの学校によって取組は異なるとは思いますがけれども、実際に高騰分について保護者の給食費の増額に充てた学

校もあると承知しております。

また、ほかの学校では、その費用の増加分については学校の方が負担しているというところもございまして、個々のそれぞれの数とかについては承知していないんですけれども、それぞれ学校によって状況は異なるということでございます。

【深堀委員】個々で異なるということは理解しますけれども、公立については、教育委員会の審議がまだなので、質疑をするつもりではいるんですけれども、公的な、例えば国の緊急支援交付金等々を活用して、給食費の食材の値上がり部分を公的な補助を入れて保護者負担を上げないという考え方もあるというふうに聞いているわけです。まだ質疑していませんけれども。

そういう観点から、私学にそういった公的な支援が入って給食費を上げなかったという事例があると思うんですけれども、その点はどうですか。

【櫻間学事振興課長】私学に対しましても、今年2月、令和4年度の2月定例会におきまして、国の経済対策補正により予算措置をしております。その2月定例会で了承いただきました補正予算については、全て令和5年度に繰越して、今年度、実際に事業を実施しているところでございます。

この補正による支援があったことによって給食費の増額をしなくて済んだかどうかということについては、すみません、時期の問題もございまして、結局この支援がある前から既に保護者の負担を増額していたりというケースもございまして、そこについては実際にどの程度、この補正があったことによって増額をしなくて済んだというケースはあったとは思いますが、時期の問題で、もう既に増額をしてしま

ったという学校もあるかと思えます。

【深堀委員】わかりました。それぞれの学校、もしくは法人等々の考えももちろんあるでしょうし、一律的にこうしろああしろということは言えないというのはわかります。ただ、物価高騰によって食材が上がって、給食費の負担が、本来保護者が負担するべきものだけけれども、いろんな緊急経済対策等々でそれを抑えることができて、公立小・中学校も恐らくそうできていると思われま

す。今、課長から答弁があったように、学校が負担をして上げなかった。恐らくそこには公的な資金が入ることによってできた。一方で、時期の問題もあるかもしれないけれども、保護者が単純にその増額分を負担しているところもあるだろうということですよ、説明は。

そのあたりがどうなのかなと。やはり公的ないろんな支援が入ってくる中で、私学の建学の精神で学校の独自色が出るのはもちろんいいんですけれども、給食費の負担について独自色を出す必要はないと思うんですよ、保護者の負担も。そのあたりは的確な指導ではなくて、情報の提供によって、そういった物価高騰によって食材の値段が上がったけれども、その部分については保護者の負担を増やさない。県下各地で、私学であれ公立であれ、増えないというような取組が私は必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】委員がご指摘のとおり、それぞれの学校の考え方によって、給食費にかかる保護者の負担が変わるところは、確かにそれでいいのかということでは疑問があるとは思いますが。

あとは、やはりどうしてもそれぞれの学校が、どの時点で給食費に対する経費が経営にとって

負担になってきているかというところは、それぞれの学校でやはりその財政状況によっても時期が異なってくるかと思えます。

それで、どうしてもこのタイミングで値上げをしないと、保護者の負担をいただかないと、なかなか給食が継続していけないという事情があって早めに額を上げてしまうケースもあったのかなとは思います。

それにつきましては、やはり県の方からも、例えばこういった国の経済対策が予定されているというような情報があるのであれば、そういったところを早め早めに私学の方にお伝えしていくことで、そういった支援が予定されているということが学校側にできるだけ早く伝われば、それによってしばらく値上げを見送るとか、そういった対応もできることになるのかなとは思いますが、そこについては県としましても国の予算の動きですとか、そういったものはしっかりと早めに私学に対してもお伝えしていくように心がけてまいりたいと思います。

【深堀委員】わかりました。ぜひ、今からできることももしかしたらあるかもしれませんけれども、ぜひそういった感覚でといいますか、情報の提供をお願いしたいと思います。

もう一点だけ。先般、ある報道で文部科学省が全国の高校の2～3割に当たる1,000校ぐらいをデジタル教育の拠点校となるDXハイスクールに指定する方針を固めたという記事を見ました。DXハイスクールというのは、デジタル人材の育成と文理横断型の探究学習に取り組む拠点と位置づけ、各校に高性能パソコンや3Dプリンターを配置したり、民間企業や大学から高度人材を招いた特別講義を開いたりする、そういった費用を補助するような感じで。実際に来年の2024年にも始めるような記事だったんです。

県下の私学の高校等々で、こういったDXハイスクールの情報であったり、登録に対する支援であったり、そういったところは学事振興課としてはどういうふうに考えているのか。まだ情報が確定しているかどうか分からないんですけども、現在把握している状況だけでも教えてください。

【櫻間学事振興課長】ただいまご紹介がありましたDX高校についてですけれども、我々として直接情報というのは持ち合わせていないんですけども、教育委員会の方で参加される会議の中で文科省から説明があったということで、その情報については我々もその範囲ではお聞きしております。ただ、正式に国の方から通知や依頼というのがまだ届いておりませんので、制度の詳細についてはまだ承知していないところですが、私学についても対象となるであろうと伺っておりますので、そこにつきましては詳細がわかり次第ということにはなりますけれども、教育委員会の方と協議をしながら、ぜひ私学の方に手を挙げていただくように働きかけを行ってまいりたいと考えております。

【深堀委員】了解です。まだ詳細がわからないということですが、大体割合でいけば2～3割ということなので、県下にある私学の高校も、ある一定数はそういう対象になり得るし、中身もこれからの時代に即したDXハイスクールということですので、ぜひ教育委員会とも連携をし、そして、私学の皆さんとも連携を密にして、こういった有益な取組に積極的に参画できるように指導といいますか、連絡をお願いしたいというふうに思います。

終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】一つお伺いさせていただきたいと

思います。

今まで私立の高校についての様々なお話がございました。建学の精神に基づいて特色のある学校づくりというもの、環境づくりというものも県としては推進しているわけですが、その私立高校に行かれる方々が、そのまま県内の私立大学、短大に進学する方も多くいらっしゃいます。その中で、高校まではある一定の補助だったり、いろいろあるかと思うんですけども、大学に関してはどうなのかというところを、まず1点お伺いできますか。

【櫻間学事振興課長】私立の大学に対する支援でございますけれども、私立の大学につきましては国立大学と同様に、国が直接所管をすることになっております。そのため、様々な、県が県立大学に対して支援をしているような施設整備とか経常費とか、そういったことに対する補助につきましては、国の方で予算措置の上、私立大学への支援が行われているというのが現状でございます。

【浅田委員】その流れ、所管というのは私も承知しているところではあるんですけども、視点を変えると、長崎県内の中でこれだけ県内に就職してくださる方々を、例えば専修学校に対しても一人当たり6,300円とかあるじゃないですか、やり方というのが。そういう流れで、じゃ、国からはどれぐらいのものが私立にというのは、ここでは把握なさっていますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】今、手元でわかるものとしては、就職支援であるとか、特別の目的のための支援額というのは把握できていないんですけども、経常費に対する支援ということで申し上げますと、これは個々の学校名は差し控えさせていただきますけれども、県内の私立大学は8大学ございまして、8大学に対して総額

で15億9,800万円、約16億円が国から県内の私立大学に対して支援をされているという状況でございます。

【浅田委員】県内の私立大学には約16億円の支援がされていると。しかしながら、様々な大学の方々のお話を聞くと、やはり県内にかなり就職をしている学生を育てている学校に対して、経営的に、これだけ少子化になっている中で大変なところがあったり、もっともっと県内の子どもたちがその学校で生まれているんだというような思いを長崎県にも持っていただきたいという声を幾つかいただいたことがあったので、あえて今回は質問させていただいたんですけども、例えば一つ思ったのが、今回の資料の中で、外国人材の活用による産業、地域の活性化に対して、学事振興課が事務所管になっているんですけども、そこには私立大学や短期大学の外国人留学生の支援事業というのがございます。こうやって案件によっては県独自で支援することもできるというふうに認識してよろしいんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】ただいま委員からご紹介がございました外国人留学生の支援事業でございますけれども、結論としましては、確かに県が進める施策にどうしても必要だという場合の支援については、この補助金にございますとおり、そういったことは可能かと思えます。この補助金につきましては、そもそも、きっかけとしましては長崎サミットにおきまして、県内の留学生を3,000人に増やすという目標を掲げられまして、そのためにはやはりどうしても私立学校、私立大学における留学生の受入れを促進していただかないといけない。しかしながら、それに協力していただくためには、私立大学には経費の負担を求めなくてははいけない。そんな

りますと、なかなかそれは進まないというところで、長崎サミットの取組に協力していただくためには、県としても一定支援をする必要があるということで、そこについては国の支援とは別に、県の方で支援をするというふうになった経緯がございます。

【浅田委員】この案件に関しては、もっともっと私自身も学ばなければいけないというふうに今思ったわけですがけれども、やはり県が必要であると。例えば長崎サミットから留学生を3,000人に増やすと、そういった事業に関してはこうやって県も協力をすることができる。

今、全体としては、県としては県内のこれからの若者に、いかに長崎に残っていただいて、長崎に就職してもらって、先々は長崎で結婚して子どもを産み育てて、人口をもっともっと増やしていくという大きく掲げているものがあります。そういう意味においては、県立大学と同じような形で就職支援だったり、いろんなところをもっともっと独自の視点でも協力をしてもらえる可能性はあるというふうに、この点だけでとどめますが、あるというふうに思ってもよろしいですか。

【櫻間学事振興課長】私立学校は県内に就職していただく割合が非常に高いということで、県にとって、県の人口減少対策にとっても非常に重要な役割を担っていただいているところでございます。この点につきましては、これは所管が異なりますけれども、産業労働部の方におきましても、大学の県内就職につながるような活動につきましては、様々な支援が現在も行われているところでございまして、そういった点につきましては、今後も大学の方から声が、学事振興課の方で得た情報とか、また、産業労働部の方で得た情報、こういった支援を求められて

いるという情報がございましたら、そこは産業労働部と連携しながら、こういった取組ができるのかというのは協議をしてみたいと考えております。

【浅田委員】就職というような観点であれば産業労働部といった所管があるかと思いますが、いろんな意味で横軸で様々な部署間連携をしていただいて、せっかく私立高校まで建学の精神に基づいてしっかりと特色のある学校で学んだ子どもたちが、さらに県内の大学に進んで、そこから先というところで、やはり学校が守られないと、学校がなくなってしまうことも考えられるわけですから、今、8大学が長崎にあるというお話でしたけれども、そういったところを含めて、今後、私も学びながら、またご質問させていただければと思っておりますし、ご協力いただければと思います。

以上にとどめます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】さっきから聞いた質問で感じたことで、ちょっと丁寧さが足らんかなと思うので質問させていただきます。

先ほど堀江委員が質問された折に、県内就職率のアップということで、いろいろ質問がありよったんですが、令和3年11校、令和4年11校、令和5年は9校と。2校減った理由が、効果がなかったのが1校、広域通信制の高校が1校で、これは範囲が広すぎるのでということやったんじゃないけど、県内に私立高校、これは高校で聞かれておったんですね。だから、私立高校22校、通信制2校、24校あるんやけど、5ページで配置数は23校全部に配置と、こういう答弁があったわけです。ここら辺のずれは何なのかなと。令和6年度の方向性だから、広域通信制の1校を外されとるのか、そうするから。そこら辺のことを

説明してもらいたいと思います。

それから、ここでも高校のことについて聞かれたので、スクールカウンセラーの配置ですね、これを中学校、小学校とあるわけですよ。ここが私立中学校は何校あって、スクールカウンセラーは全部に配置されているのか。小学校も全部に配置されているのか。そこら辺、1校に一人なのか。もう少し詳しく、そこを併せて説明してもらおうと聞かんでいいんじゃないけど。そこら辺まで説明をしていただきたかったので質問しておりますが、いかがですか。

【櫻間学事振興課長】高校の数でございますけれども、通信制の高校を含めて全部で23校でございます。あと、中学校、小学校について答弁できておりませんで申し訳ございません。

中学校は全部で12校、そのうち11校でスクールカウンセラーが配置されております。

それから、小学校は全部で6校、そのうち5校でスクールカウンセラーが配置されております。その配置されてない1校についてでございますけれども、こちらの1校につきましては、小・中とも同じ法人が経営しておりますけれども、こちらはなかなか特色がある教育を行っている学校でございます。問題ごとであるとか、授業の進め方についても生徒同士が議論することを中心に行っている学校ということで、ちょっと特色がある学校になっております。ですので、スクールカウンセラーについては、そういった生徒間のトラブルがあった場合には生徒間で解決するというのを学校の方針として掲げられておりますので、そこは配置をされてないという状況でございます。

それから、一つの学校で複数のカウンセラーがいるところもあるんじゃないかということについてでございますけれども、ご指摘のとおり

でございます。高校におきましては、3校において2名のカウンセラーがいる状況で、それ以外の高校はそれぞれ1名の配置となっております。

中学校におきましては、2名の配置をしているのが3校、それ以外は全て1名で、小学校については全て1名ということでございます。

【吉村委員】そこら辺まで最初に説明してもらっておくと聞かんでいいけん、そういうことを考えて答弁をしてもらえればなというふうに指摘をさせていただきます。いつもそういうのがあるもんだからね。

それと、やっぱりこの事業評価、これも令和6年度の方向性と載っとるんじゃないけど、ここで魅力ある私立学校づくりで言うと、改善1、20%、現状維持4、80%と、この率の表し方とか、こういうのを、ここにこういうふう書いて何がわかっとなかと思う。

例えば、魅力ある選ばれる県立大学づくり、改善1、50%、現状維持50%、だから、ここら辺の令和6年度の方向性、こういうところ、これは何の意味もなさんような気がするわけよ。だから、この数だけでこういう割合ですというんじゃないくて、今度はこれがKPIにくると、重要業績評価指標と指標だけよね。それで、ここでもパーセントが出る、実績値が。そして、遅れと出る。それ以上のことがなかなか伝わってこない。だから、そこら辺を工夫して、もっと今後、この2つを合わせて、それはそれぞれの評価の仕方が違うんじゃないけど、もっといい資料を作ってもらえればなと思います。

このKPIで言うと、魅力ある選ばれる県立大学づくり、これが事業指標の方でも県内就職支援員を配置してやっとなんだというけど、遅れとると。こっちの指標では改善、こっちのKPIで

は遅れ、この違いはどうかということにもなるし、そして、令和3年から4年には、これは下がったわけよね、33.2%から32.7%に。これは効果が上がらんと、こういうふうになるわけよ。そして、令和5年度がどうなったか、まだここには出とらんけど、令和6年度に向けてどうするのよということがあんまり伝わってこないんじゃないけど、このいわゆる事業評価についてはね。

そして、この資料1の就職内定状況、ここで中身が少し見えてくるんじゃないね。

それで、佐世保校については、ほぼほぼ前年とあまり変わらない状況。支援員を入れてやりよるけど、ほぼほぼ変わらない状況。

シーボルト校については、大きく変わったところがあるわけね。さっき説明があった看護学科、これは何か枠をきちっとやってもらって増えたと言うんじゃないけど、それは支援員を置いた効果なのか。看護協会かなんか、そういうところがタイアップして連携してやったおかげなのかというところが、ここの数字だけではわかってこないなというふうになってくるわけよね。

だから、そういうところを、わかりやすい資料づくりをやってもらいたいと思うんじゃないけど、いかがですかね。

【櫻間学事振興課長】それぞれの資料の様式といますか、作り方につきましては、全庁統一の様式で作られておまして、我々も示された様式に従って作っております。今、委員からご指摘がございましたことについては、この資料の計画等の所管課の方に伝えてまいりたいと思います。

【吉村委員】伝えてもらいたいのと、ここの学事振興課独自に、今言ったような見やすいというか、わかりやすい状態というか、そういう資

料作りに心がけてもらえばありがたいなと思っております。

最後に、耐震化の話も出ていたので、これはISO.3M未満の建物についてはということで、改善で、これも令和6年度の方向性、改善1、100%としか出てこんわけよね、この資料については、これが、大体私立学校全体で何校あって、何校できて、あと何校残って、令和6年度に向けては、これは私立学校がすることで、県がする事業じゃないんですと言うかもしれんけど、補助を出したりして誘導していくわけね。そこら辺を、早期の改修を強く働きかけると書いてあるけど、具体的にはどのような働きかけをして改善していこうとしよるのかというところを、数と一緒にその考え方までお知らせいただきたい。

【櫻間学事振興課長】耐震化の進捗状況につきましては、学校の数単位ではなくて、建物の数単位での把握になります。

全部の私立学校におきましては、私立小・中・高等学校については全部で166棟の建物がございます。このうち耐震性があるものは149棟でございますので、あと残り17棟が耐震化の必要がある建物となっております。

こちらにつきましては、やはりどうしてもかなりの費用を要することになってまいりますので、私立学校のそれぞれの長期的な経営の計画であるとか、そういったところはかなり左右されてまいります。

ただ、耐震化の必要性については、これはもうこういう時ということではなくて、もう常常、私学の方とお会いするたびに、私ももちろんですけども、職員の方も機会あるごとに耐震化の方はということで働きかけはしているところでございまして、一定私学の方では耐震

化の必要性ということについて理解はいただいているものとは思いますが、どうしてもそういった財政的な面でなかなか進まないというところがどうしてもあるところではございますけれども、そこについては実は国の耐震化に対する補助制度、現時点では令和6年度で国の制度は期限が切れるということになっております。ですので、そこについては、国の財政支援については継続していただくように、国の方にしっかりと働きかけを続けてまいりたいと考えております。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【堤委員】私立学校の耐震の状況というのは、私も吉村委員と同じようにお聞きしたかったところです。

この資料の県立大学の就職についての2ページです。県内企業で活躍するOB・OGとの座談会の開催ということが書かれているんですが、卒業生でその企業に就職した皆さんの声というのは、本当に学生にとっては大いに参考になるのではないかと思いますし、話の中身によっては県内就職を後押しする動機になると思うんですけれども、この座談会は具体的にどのようにされているのか、例えば回数とか、時期とか、参加数とか、もしわかりましたら、お願いいたします。

【櫻間学事振興課長】県立大学におけるOB・OG座談会でございますけれども、昨年度、令和4年度の実績としましては、回数としては5回開催をしております。その5回に対して、OB・OGの方は24名ご参加をいただきました。それに対して、学生は146名が参加をしているところでございます。

参加をさせていただいておりますOB・OGにつきましては、実際に今お勤めになられている業

種としましては、保険や食品会社、あるいはメーカー、情報関連産業など、そこはできるだけ様々な業種のOB・OGの方に集まっていたいただいているところでございます。

【堤委員】昨年度5回ということで、そうしますと、学生のグループの中にOB・OGの方が入って、そこで皆さんが幾つかのグループに分かれて話を聞くとか、そういうふうなことですか。わかりました。

この座談会を実施しての学生の反応であったり、あるいはその後の就職に結びついたとか、そういうところがわかりましたらお願いいたします。

【櫻間学事振興課長】学生が就職を決める際に、この座談会があったから、この座談会で就職先を決めたということは、なかなか数字として表れてくるものではございません。判断が難しいところではあるんですけれども、やはり参加した学生の意見というのを伺いますと、そもそも県内でこういう仕事ができるということを知らなかったと、初めて先輩の話を聞くことでそういったことを知ることができたとか、あとは県内での生活というか、県内で社会人として生活する生活の仕方みたいなものが、こういった暮らしができるんだということで具体的なイメージがわいたとか、そういった形で県内就職を考えるきっかけとはなったのではないかとこのように考えております。

【堤委員】わかりました。やはり実際に企業に入っている人から、働いてみたらどうですかということを直接聞けるというのは、すごく考える上での、決める上での材料になるかなと思います。

今言われたように、具体的な働くという、社会人になるというのはどういうことなのかとい

うイメージがくれたというのは、すごくよかったのではないかなと思いますし、これからも進めていただきたいと思います。

それで、就職支援員の皆さんが県内企業を開拓して学生にそういうものを情報提供したり紹介をしたりということなんですけれども、これまで就職の実績がなかった企業などに足を運んで、そういうところからも求人を取りつけてくるというか、その上での何というか、どういったところに目を向けられているのかとか、それを進めていく上での課題になっていること、先ほどのやり取りの中で、高校の場合だったと思いますけれども、それぞれの支援員のやり方が違って、研修の場も必要みたいな、悩みも持っていたらっしゃるというようなことがあったんですけれども、大学の学生さんたちに新しい求人を開拓していく上での課題であったり、取り組む上での、どういった手法で取り組んでいかれているのか、どういったところに目を向けて企業を見つけてこられているのかというところがわかりましたら、お願いいたします。

【櫻間学事振興課長】昨年からは県内就職支援員を配置しておりますけれども、それまでは県内就職に特化して学生に働きかけるといった活動は行われておりませんでした。どうしても大学の就職を担当する部署としては、学生が例えば県外を希望しているのであれば、そういった企業についてもしっかり支援を行わないといけないというところがありましたけれども、この県内就職支援員については県内就職に特化した形で現在取組を行っていただいております。

その企業開拓に当たっての手法といいますか、どういった取組方をしているかですけれども、やはり卒業生といいますか、県外に就職した学生の声を聞きますと、どうしても県内に自分が

せっかく大学で身につけたスキルを活かせる企業がないといった意見、そのため県外に出ていているんだというような意見もかなり多くございます。ですので、そこにつきましては、まず県内就職支援員の方は、まず県立大学がどのような人間を育てているのか、どういう能力を持った学生を育てているのかというところをしっかりと押さえていただいた上で、そういった学生が活躍できるといいますか、こういったスキルを持っていればこういう企業が就職先として合うのではないかというふうに、ある程度ちゃんと県立大学が育てている学生というのを意識した上で、それにマッチするであろう企業というのを中心に開拓を行っていくという取組を行っております。

それから、その開拓していった企業をいかに学生に伝えていくかですけれども、どうしても一律に「県内企業についての情報を説明しますので集まってください」と言っても、県内企業に関心を持っていない学生についてはなかなか集まりにくいというところがありましたので、そこについては必ずその学生が参加する授業、いわゆるゼミですとか、そういった時間をしっかりと県内就職をアピールするための時間として大学も確保していただいて、そういったゼミの時間、ある程度複数のゼミを集めての時間にはなるとは思いますけれども、そういった合同のゼミの場などにおいて、県内企業に関心を持っていない学生に対しても県内企業の魅力というのをお知らせするという形で取組をしているところでございます。

悩みとしましては、恐らくそれが県内企業に関心を持たない学生にもっと浸透できているかということについては、そこについて直接聞いたわけではございませんけれども、そこ

が今後の取り組むべき課題なのかなとは思っております。

【堤委員】長崎県から他県に転出していかれる、若い世代がどんどん出ていくのも、やっぱり県内に自分がやりたい仕事がないというのが一番の大きな理由だったのではないかと思います。

そういう意味からも、県内にどんな企業があるとか、県立大学で学んだ学生がこんな力を持っている、こういうことを発揮できる職場というか、それがあればやっぱり残ってくださるということで、しっかりマッチングしていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

【千住委員長】ほかにありませんか。

【白川委員】第四期の基本計画の資料に基づいて2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目は、23ページ、の誰もが安心して学べる環境の整備についてですけれども、こちらについては恐らく県立学校について書かれていることだと思うんですが、バリアフリー化というところがあります。

先ほど耐震に関しましては、誰もが安心して学べる環境というところで重要ですし、また、このバリアフリー化についても誰もが学べる環境づくりとして非常に重要だと考えております。このバリアフリー化に対しては、県から補助などがあるのか。また、あるとすればどういった状況なのかを教えていただければと思います。

【千住委員長】暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

【千住委員長】再開します。

【櫻間学事振興課長】県におきましては、バリアフリー化に対する補助というのは行っており

ませんけれども、このバリアフリー化につきましては、国の方の直接補助において、そういった予算措置がされております。

【白川委員】バリアフリー化に対しては国からの補助があるということで理解いたしました。

2点目ですけれども、その次の24ページの指標というところの11番、私立学校の学校評価についての評価値ですが、4段階評価で令和4年度が3.4に対して、令和10年度の最終目標値が3.5ということで0.1ポイント増という目標ですけれども、少し消極的な印象を受けるんですが、こういった目標の立て方など、どのような基準で行われているのかを教えていただいてもよろしいでしょうか。

【櫻間学事振興課長】こちらの学校評価ですけれども、満点が4点になります。もちろん、さらに高い目標を掲げるという考えもございますけれども、既に評価しましては3点台の実績があるというところで、これ以上高い数値を掲げるというのは、実際に達成が相当困難な数値になるということで、今回の目標としては最終目標を3.5以上ということで設定をさせていただいております。

【白川委員】この3.5ももちろん高い基準だと思うんですけれども、肌感覚ではもちろんなくて、何かこういった項目をクリアできればというようなことが詳細にあるということでしょうか。

【櫻間学事振興課長】学校評価につきましては、項目としましては様々幾つもの項目がございます、その平均点という形になります。特別に、3.5を超えて、かつこの項目を達成できればというような、そういった項目に対する条件は設けておりません。

【白川委員】私の理解不足か、そういう項目が

あるのかなというところでしたので、また、改めてそういった評価の資料などがあれば出していただければと思います。

ありがとうございました。

【千住委員長】では、資料は後ほどよろしく願います。

ほかにございませんか。

【山本委員】手短に2点質問します。

事業評価の5ページの私立学校よかところプロジェクトの関係ですけれども、現在の枠組みでの事業の実績は一旦終了で、事業構築を改めて行うということなんです、たしかこの事業というのが国の補助を使っていると思うんですけど、これが要はなくなるということで一回見直すと。その時に、国の事業もあるけど、県の事業もあるよというのが今までのやり方だったと思うんですが、今後、令和6年度に向けてどういうふうにしていくのか、方針を教えてください。

【櫻間学事振興課長】この事業につきましては、国の事業メニューに合致するもの、それに加えて、そこに合致しないものについては県の方で別途予算を確保しまして取り組んでいるところでございますけれども、この見直しに当たりましては、現在でも国の方のメニューにありながら、県の方でメニュー化されていない事業もございまして。そういった事業については、県の負担も生じることになりますけれども、そういった国のメニューにあるものは、できるだけ県内の私立学校においても活用できるようにということで、そういった見直しを図っていきたくて考えているところでございます。

【山本委員】令和6年度の主要施策の方にも、いわゆる私立学校の独自性、自立性を尊重しながら魅力ある学校づくりを支援していくという

話ですので、今のお話を聞いていると、国の予算はなくなるけれども、その分を負担してでも県の方がやっていくというふうに聞こえましたけれども、そういう方向ですか。

【櫻間学事振興課長】すみません、答弁が不足しておりました。

国の支援につきましては、まだ引き続きございます。県の事業としましては、一旦今年度で終了という形になっておりますので、県の事業のメニューを見直すに当たって、できるだけ国の予算を活用できるような形で見直していきたいということでございます。

【山本委員】私が勘違いしておりました。非常にいい事業だというふうに理解をしていましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思いません。

それから、もう一点、冒頭に宮本委員からありました公私連携のところですが、以前から公私連絡協議会というのがあって、ただ、以前のやり取りの中で、どうしても7対3であるとか、そういう数の話ばかりが多かったということで、その内容について、なかなかそういう連携というのがなかったというふうに理解をしています。

そういった中で、今回テーマとして挙げてきたということで、結局、目標としては公立であろうが私立であろうが、長崎県全体の高校のレベルアップをしていこうと。そのために交流をしていく、文化であったり、スポーツであったり、学力であったり、それから地域貢献であったり、そういったものについて交流をしていこうという流れだというふうに理解をするんですが、そうすると、先ほどの一緒に研修会をするというのは少し弱いというふうに思っています。だから、今までも希望すればできたんだけれど

も、なかなか参加する人がいなかったということであれば、こういう研修会をやりますよと言っても、今までよりもたくさん参加してくださいということだけではちょっと弱いのではないかなと。

今回の目的は、とにかく公立と私立がいろんな交流をすることによって、学校として交流をすることによって、お互いにいいところ、学ばべきところをうまく吸収して行って、全体としてレベルアップをしていきたいと思いますという方向になっていくと思いますので、実際の交流の内容について、より情報交換であったり、お互いに先進事例を学んでいくという形の取組をしていていただきたいと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】委員ご指摘の点が、まさにこの公私の連携をしていく上で、そこが一番期待されていることかと思っておりますので、現時点で具体的にこういったことをという取組はまだ定まっておられませんけれども、そこは教育庁と県、学事振興課だけではなくて、それぞれの私立高校、私立学校、公立学校の方の意見というのもまた聞きながら、そういったところを踏まえてどういったことができるのかというのは、しっかりと考えてまいりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月11日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 零時 0分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月11日

自 午前 9時59分
至 午後 3時36分
於 委員会室2

義務教育課長	岡野 利男 君
義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高校教育課長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	植松 信行 君
高校教育課企画監	直塚 健 君
教育DX推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	石橋 善仁 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	麻生 政登 君
体育保健課長	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	千住 良治 君
副委員長（副会長）	山下 博史 君
委 員	堀江ひとみ 君
”	浅田ますみ 君
”	深堀ひろし 君
”	吉村 洋 君
”	山本 由夫 君
”	宮本 法広 君
”	堤 典子 君
”	白川 鮎美 君
”	富岡 孝介 君
”	湊 亮太 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

なお、廣田教育長職務代理者から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育次長より、予算議案の説明を求めます。

【狩野教育次長】皆様、おはようございます。よろしくお願いいいたします。

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

資料2ページになります。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育次長	狩野 博臣 君
教育次長	桑宮 直彦 君
教育政策課長	犬塚 尚志 君
教育政策課企画監	山下 健哲 君
福利厚生室長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君
教職員課長	高稲 稔也 君

算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算が合計11億7,937万4,000円の減であり、内容といたしましては、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費であります。

この結果、令和5年度の教育委員会所管の予算総額は、1,231億5,027万5,000円となります。

債務負担行為につきましては、令和5年2月議会におきまして、承認をいただいております特別支援学校で使用するスクールバスの契約について、深刻な運転手不足や安全な運行に向けた取組等により、貸切バスの運賃・料金の見直しが行われ、国が定めているバス運賃の下限額が引き上げられることとなったため、現在設定している債務負担行為の金額では令和6年度分の契約ができないことから、県立学校管理運営費2,528万9,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費につきましては、補助事業者が実施している文化財関係国庫補助事業において、入札不調により全体工程の見直しを行ったものの、年度内の事業完了が見込めないことから、文化財保存費681万4,000円を繰越ししようとするものであります。

また、県立武道館及び弓道場照明LED化改修工事について、詳細設計をしていく中で、当初予定しておりましたLED化の工事のほかにも基盤内の部品交換も必要になったこと、また、同じく県立武道館のエレベータ改修工事について、他社への部品供給がされていないため施工

可能業者が既存設備の製造業者に限定される状況において、当該業者からの基盤等の部品供給不足と技術者等の不足により、適正な工期を年度内に確保できないことから、県立体育施設管理運営費8,406万5,000円を繰越ししようとするものであります。

続きまして、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算が合計13億9,808万9,000円の増であり、内容といたしましては、職員等の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和5年度の教育委員会所管の予算総額は、1,245億4,836万4,000円となります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】 わからんもので、説明を。

債務負担行為のところ、スクールバスの契約で「深刻な運転手不足や安全な運行に向けた取組」かれこれ書いてあるのですが、「国が定めているバス運賃の下限額が引き上げられることとなったため」というところが、どういうことで、そういうふうになりよるのか、中身をもう少しわかりやすく説明してもらえませんか。

それと、深刻な運転手不足やなんやかんやということが、どのように影響しているのかということら辺が、周辺状況がわからんものですか

ら、説明をいただきたいと思います。

【山崎教育環境整備課長】この債務負担の状況でございますけれども、まず国の方で、現在の貸切バスの運賃・料金、これにつきましてはバスの事業者が適切に安全への投資を行えるようにするというところで、平成26年に、このバス料金の導入がなされております。

導入以降、今日まで、人件費あるいは燃料費等のコストが上昇しておりますので、これを運賃あるいは料金に適切に反映させて、深刻な運転者不足の解消、あるいはさらなる安全への投資に向けた取組、これを着実に実施できるように、国土交通省が本年8月25日に、新たな貸切バスの運賃・料金を示しております。

また、貸切バス事業者におきましては、これまで、1時間当たりという設定と、あるいは1キロ当たりの単価の上限額そして下限額、これを国の方に届けておりましたけれども、貸切バス事業者の創意工夫によって高付加価値なサービスを提供するということが可能となるように、上限額の届出を不要ということにされております。運賃・料金の届出につきましては、下限額だけを届け出ることによって、こういう公示の方法につきましても見直しがなされております。

このような社会情勢に合わせて下限額の方が国において引き上げられておりますので、今回、債務負担の増額という形で、新たな契約を来年度から実施していくということになるかと考えております。

【吉村委員】まあまあ中身はわかりました。平成26年から、そういうふうなことが導入されておったとはつゆ知らずというところがございます。ということは、このいろんな深刻な問題を解決するために、国がバス運賃の下限額を定めただというところで一応理解をします。

そして、それによって金額が不足するので、予算が2,528万円、債務負担行為の額を増やしますと。わからないので聞くんですけども、債務負担行為自体、何年間分かと最初に予定をして予算組みをするんですよね。それが途中で不足となった場合、その債務負担自体を簡単に触れるのかなと思うんですけども、そこら辺の事務処理のようなものというところは、どういうふうになっているのか、お知らせいただければ。

【山崎教育環境整備課長】今回の債務負担行為の限度額の設定につきましては、実は、来年度、令和6年度のスクールバスの運行契約の入札事務、そういったものを本年度中、令和5年度中に行うということ、令和5年度中にそういった契約事務を行うということ、債務負担行為の限度額の設定をさせていただいているという状況でございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】1点確認ですけれども、この79号議案の補正ですが、これからの委員会審議で審議をいたします82号議案の給与改定の補正予算という理解でいいですか。確認だけさせてください。

【高稲教職員課長】委員のご指摘のとおりでございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分ですが、これから審議をします82号議案の給与改

定に伴う補正予算です。物価高騰の中で、一般職、再任用、会計年度任用職員の給与の改定は当然ですけれども、厳しい本県の財政状況の中で、教育長の期末手当の引上げは必要ないと私は思っております。したがって、反対とさせていただきます。

【千住分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

まず、第79号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【千住分科会長】起立多数。

よって、第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第76号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第76号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育次長より総括説明を求めます。

【狩野教育次長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、教育委員

会の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分であります。

第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、県人事委員会による令和5年10月6日付けの「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

改正の内容は、令和5年度の給与改定において、若年層に重点を置いた給与月額の上上げ、期末勤勉手当の0.1月分の上上げなどを行うとともに、令和6年度から新たに会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給しようとするものであります。

なお、こちらにつきましては、後ほど教職員課長から補足説明いたします。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年にあたることから、国の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

教育委員会におきましては、事業群1-3-2-「創造性や独創性など豊かな人間性を育てる子どもたちの文化芸術活動の推進」に「中学校文化部活動の地域移行の推進」の取組を追加するなどの変更を行うものであります。

続きまして、3ページ、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（第四期長崎県教育振興基本計画の策定について）

現在の第三期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、昨年12月に学識経験者等を委員とする「第六期長崎県教育振興懇話会」を設置し、次期計画について協議を重ねてまいりました。同懇話会での5回にわたる議論を踏まえ、県教育委員会において、第四期長崎県教育振興基本計画の素案を策定したところです。

本素案では、計画期間を令和6年度からの5年間とし、「つながりが創る豊かな教育」を新たな基本テーマとして設定し、4つの政策の柱のもと、取組の方向性となる18の主要な施策を掲げております。

今後5年間で、「一人一人に応じた最適な学びの提供」や「新しい時代に求められる魅力ある学校づくり」、「生涯にわかり誰もが学び活躍できる地域づくり」、「人生や地域に潤いと活力をもたらす文化芸術・スポーツ活動の推進」等に向けた各種施策に取り組んでまいります。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を進め、本年度中の策定を目指して取り組んでまいります。

なお、こちらにつきましては、後ほど教育政策課企画監から補足説明いたします。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の追加1をご覧ください。

2ページでございます。

（「教職の魅力化作戦会議」第2回、第3回会議の結果について）

教職員の働き方の見直しや教職に対するイメ

ージアップを図ること等を目的に設置した「教職の魅力化作戦会議」の第2回会議を10月2日に、第3回会議を11月27日に開催しました。

第2回会議では、中央教育審議会からの「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」をはじめ、委員の意見、アンケート等からの現場の声や民間企業による業務診断結果を基にしながらか協議を深めました。各委員からは、「スピード感をもった改革」「人材確保のための具体的取組」「地域や民間の力の活用」「県・市町・学校それぞれの立場でやるべきこと」等について意見が出されました。

第3回会議では、これまでの会議で議論の深まった内容を提言としてまとめることについて協議いたしました。様々な視点から出された意見を整理し、今年度中には「『教職の魅力化作戦会議』から本県教育に対する提言」として、広く発信するとともに今後の施策検討に活用してまいります。

申し訳ございません、元の資料に戻っていただいて、文教厚生委員会関係議案説明資料の4ページをお開きください。

令和6年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況につきましては、記載のとおりであります。

5ページをお開きください。5行目からです。（公立学校児童生徒の問題行動等調査について）

文部科学省が行った「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が、去る10月4日に公表されました。

結果につきましては、記載のとおりであります。

6ページ、4行目からでございます。

今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて学校、家庭、地域、関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。また、子ども心の安定を図る教育相談体制の充実や子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備にも一層取り組んでまいります。

（「第五次子ども読書活動推進計画」の策定について）

子どもの読書活動を社会全体で推進するため、現在、第四次長崎県子ども読書活動推進計画に基づき、各種取組を実施しているところです。現計画が、今年度末に終期を迎えることから、第五次計画の策定に向けて、学識経験者等を委員とする第五次長崎県子ども読書活動懇談会を設置し、協議を深めてまいりました。

本懇談会において、現計画の取組や課題を検証したうえで、社会情勢の変化や国の計画等を勘案し、今後の推進方策等についてご意見をいただき、県教育委員会において、第五次計画の素案を策定したところです。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら検討を重ね、年度内の策定を目指して取り組んでまいります。

なお、こちらにつきましては、後ほど生涯学習課長から補足説明いたします。

次の「子どもたちの文化活動の推進について」、7ページ中ほどの「文化財の指定について」は、記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

（水中遺跡に係るシンポジウムの開催について）

今年度から、水中遺跡に関する機運醸成のた

めの取組として、元寇にゆかりのある松浦市、対馬市、壱岐市の3市や国と連携して、「我がまちの元寇再発見事業」を実施しております。

去る10月28日には一支国博物館で、11月19日には対馬市交流センターにおいて、元寇や水中遺跡をテーマとしたシンポジウムを開催しました。併せて対馬市交流センターでは、11月11日から令和6年1月8日まで「発掘された日本列島サテライト地域展示」を開催しており、発掘調査時の出土遺物やパネル等の展示を行っております。

今後は、令和6年1月27日に長崎歴史文化博物館においてシンポジウムを開催するほか、パンフレットを作成して情報発信を行うなど、水中遺跡を活用した地域振興につながる取組を行ってまいります。

次の「スポーツの振興について」、9ページの「『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』等の進捗状況について」、次の「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について」、10ページの「事務事業評価等の実施について」は、記載のとおりでございます。

また資料替わりますけれども、文教厚生委員会関係議案説明資料(追加1)をご覧ください。2ページの後段でございます。

（令和6年度の主要施策）

令和6年度の予算編成に向けて「令和6年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現や長崎県総合計画の推進に向けて、令和6年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、教育委員会の予算編成における基本方針及び主要事業については、記載のとおりで

あります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

また戻っていただきまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の11ページをご覧ください。（教職員の不祥事について）

令和5年3月に、県外の道路交差点で赤信号を無視して直進し、対向車線から右折していた乗用車と衝突、相手の運転手に約2週間のけがを負わせたという危険運転致傷の罪で起訴されていた小学校再任用教諭の刑が令和5年10月4日に確定したため、地方公務員法第28条第4項により同日付けで失職となりました。

また、令和5年6月に、長崎市内の路上で酒に酔い横たわっていた女性の服の中に手を入れ、胸や腹部を触るわいせつな行為をしたとして準強制わいせつ容疑で現行犯逮捕された小学校教諭を11月21日付けで懲戒免職としました。

さらに、11月8日に、覚醒剤を使用したとして、五島市内の県立高校の副主幹事務長が覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生しましたことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や

倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、教職員課長より補足説明を求めます。

【高稲教職員課長】第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

資料につきましては、横長資料の令和5年11月定例県議会文教厚生委員会説明資料の4ページをご覧ください。

1、改正要旨については、県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の取扱い等を踏まえ、職員の給与改定を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

2、改正内容の（1）職員の給与に関する条例等の一部改正については、ア、給料表の改定と、イ、期末手当・勤勉手当の改定のいずれも、人事委員会勧告に基づき、国に準じて改定するものであります。

ア、給料表の改定については、各給料表の水準を国家公務員の俸給表に準じて改定するものであります。行政職給料表は平均で0.99%の引き上げを行い、その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し、引き上げるものであります。

次に、イ、期末手当・勤勉手当の改定については、年間の支給月数を引き上げるもので、一般職員については、現行の年間4.4月分を4.5月

分にするものであります。

5ページをご覧ください。

（2）長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、教育長の期末手当の支給月数について、国の指定職俸給表適用者の改定に準じ、0.1月分を引き上げるものであります。

6ページをご覧ください。

（3）会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員について、正規職員の給与の取扱いに準じて報酬等を遡及改定できるようにし、また勤勉手当を支給できるよう改正するものであります。

3、実施時期について、給料表の改定については令和5年4月から、また期末・勤勉手当の改定については令和5年12月期分が令和5年12月から、令和6年度以降分が令和6年4月から適用することとしております。

補足説明は以上でございます。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第82号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、先ほど述べた理由で、反対とさせていただきます。

【千住委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

まず、第82号議案のうち関係部分について、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【千住委員長】起立多数。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第108号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は、令和5年9月から令和5年10月まででございます。

2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行い、市町等に内示を行った補助金の実績となっております。間接補助金、指定文化財保存整備事業補助金1件となっております。

3ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧表でございま

す。

入札結果につきましては、次の4ページに記載のとおりでございます。

5ページをお開きください。

教育庁附属機関等会議結果報告でございます。附属機関として、長崎県文化財保護審議会など計2件、私的諮問機関等として、これからの離島留学検討委員会など計5件を掲載しております。

個別の会議結果につきましては、次の6ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【千住委員長】次に、教育政策課企画監より補足説明を求めます。

【山下教育政策課企画監】第四期長崎県教育振興基本計画の策定について、補足して説明いたします。

資料「第四期長崎県教育振興基本計画の策定について」をご覧ください。

現行の第三期長崎県教育振興基本計画が令和5年度で終了するため、第四期基本計画を策定しようとするものです。

計画の位置づけは、2に記載のとおり、教育基本法の規定に基づき作成をするもので、県の総合計画の教育分野の個別計画となっております。

対象期間は、令和6年度から10年度までの5年間となっております。

4ですが、計画のテーマにつきましては、「つながりが創る豊かな教育」としたいと考えております。これは9月議会の一般質問で教育長が答弁いたしましたとおり、教育における課題が多様化、複雑化しており、支援を必要とする児童生徒の対応、新たな資質、能力の育成など、学校だけでは解決が難しい状況となっており

ます。これまでも、学校、家庭、地域の連携に取り組んできたところではございますけれども、今後は、これまで以上に、学校、家庭、地域をはじめ、行政や企業などともつながりを深めながら、地域を担う子どもたちを地域総がかりで育てる機運を醸成し、諸課題の解決に当たりたいとの思いから、設定をいたしました。

2ページをご覧ください。

体系でございますけれども、01から04までの4つの柱と、丸数字で記載しております18の主要施策で構成をいたしております。

スケジュールでございますが、6に記載のとおり、12月1日からパブリックコメントを実施しており、県議会の皆様やパブリックコメントによる県民の皆様のご意見を踏まえて、2月議会において、計画案件の議案として提出をさせていただくこととしております。

次に、この素案の策定に当たって行った特徴的な取組をご説明いたします。

資料「長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート結果」をご覧ください。

この計画を策定するに当たり、子どもたちの教育や学校に対する意見を聞くため、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、7月13日から7月28日の期間で、本県の公立の小学校5年生、特別支援学校小学部5年生以上の中学生、高校生の子どもへアンケートを実施いたしました。

なお、アンケートの実施に当たっては、子どもたちが意見を言いやすいよう、また学校へなるべく負担をかけないように、学校による取りまとめを行わず、ウェブにより県教委に直接回答をいただくこととしたところ、任意にもかかわらず、1万26名からの回答をいただきました。

3ページをご覧ください。

アンケートの設問につきましては、1から15

までのとおりで、学校教育や読書に関すること、子ども施策に関することを尋ねました。また、16番につきましては、子どもたちの学校、教育等に対する自由な意見を尋ねています。

この中の主なものについて、ご説明いたします。

5ページをご覧ください。

これは中学生には、高校を選ぶ時に重視したいこと、高校生には、実際に高校を選んだ時の理由を聞いたものです。一番多いのは、自分の学力に合っているということでした。3番目が学習内容、4番目が大学進学のための学習など、子どもたちが学びを軸として学校を選ぶことがわかりました。

6ページをご覧ください。

理想の先生について尋ねてみました。小中高全校種において「授業の教え方が分かりやすい」が一番多く、子どもたちが学びたいという姿勢が見えました。また、小学校では、上から6番目の「明るくいきいきとしている」、7番目の「子どもに教えることが楽しそう」など、元気な先生を求める傾向がわかりました。中学生や高校生では、上から3番目の「どの子どもにも公平に接する」、5番目の「子どもの意見に耳をかたむけてくれる」が高くなるなど、受け身から、コミュニケーションを取るための必要な要求が見られました。

このほか、外国のことについて学ぶ際に取り組みたいこと、ICTを活用してどのような勉強がしたいかや、読書に関すること、子ども施策として、居場所に関することなどについて質問をいたしました。

13ページをご覧ください。

こちらは理想の学校や教育について意見や提案を自由に記載していただいたものですが

も、回答者の半数以上となる5,560名から、6,077件もの意見や提案をいただきました。

大きく分類しますと、授業や宿題など勉強に関する意見等がどの校種においても一番多く、ここでも子どもたちの学びへの関心の高さがうかがえました。

想定しておりましたよりも多くの意見をいただきました。子どもたちが意見を言いたい、伝えたいということもわかり、とても有意義なものであったと考えております。

この調査の結果につきましては、県教育委員会を含めた県庁内でも共有し、施策等の検討の参考にもさせていただきたいと思っております。また、県立学校や市町教育委員会、私立学校へも提供しており、教育活動の参考にしていただきたいと考えております。

また、このアンケートの子どもたちの意見が計画や各種施策等にどのように反映されたかについてもホームページ等で公表し、子どもたちが、自分の意見を言うことの大切さを知り、社会に参画する気持ちを育てていきたいと考えているところです。

アンケートについては、以上でございます。

次に、資料「第四期長崎県教育振興基本計画（素案）」をご覧ください。

こちらが懇話会や子どもたちのアンケートを踏まえて策定しました素案となります。

前回までの大きな違いとしましては、これまでの計画も、様々な方々からご意見を伺いながら策定してまいりましたけれども、加えて、多くの子どもたちの意見を直接聞き作成したこと、それから前回までの計画は140ページほどございましたが、教育行政のことを詳しく、丁寧に説明をしておったところですが、現場などにおいて、忙しくて読む余裕がないなどのご

意見も伺いましたので、様々な方々の協力をいただきながら、特に取り組んでいきたいことが伝わるようなものにしたいと考え、コンパクトで、図を示しながら、わかりやすいものに圧縮をしたところでございます。

資料につきまして、ページ数が途中、2段になっておりますけれども、下の青のページの方で説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

こちらから第1章としまして、計画の策定の趣旨、計画の性格、期間等、進捗管理等について記載をしております。

5ページをご覧ください。

第2章は、社会の動向と本県の教育を取り巻く現状や課題について、様々な課題等について、大きく3つの点から記載をしております。1つ目は、VUCAの時代の到来、2つ目が、共生社会の実現、3つ目が、人口減少社会と人生100年時代でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

第3章が、これからの長崎県の教育について、取り組んでいく方向性等について記載をしております。

テーマにつきましては、先ほどご説明したとおり、「つながりが創る豊かな教育」をテーマとしております。

15ページをお開きください。

こちらが4つの柱と18の主要施策の構成の全体図でございます。

16ページをご覧ください。

16ページ以降についてが、政策の柱と丸数字で囲んでおります主要施策ごとの内容を記載しております。

また、本文中には、つながりのイメージがしやすいように、幾つか特徴的なものについて、

つながりのイメージ図をお示しさせていただいております。

22ページをご覧ください。

先ほど、子どもたちの目線を取り入れたいというお話をいたしました。例えば「児童生徒が主体的に参画する学校づくりの推進」を主要施策として項目を立て、児童生徒が主体的に参画する学校づくりの推進などについて記載をしております。

26ページをご覧ください。

また、それぞれの政策の柱の最終項に指標を記載しております。今回は、客観的に判断するための指標に加え、子どもの目線からの指標についても設定をしております。

なお、計画の進捗につきましては、「教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく点検及び評価を実施し、PDCAサイクルにより進捗管理を行ってまいります。具体的には、長崎県教育振興会議を開催し、有識者により点検と評価をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【加藤生涯学習課長】第五次長崎県子ども読書活動推進計画の策定につきまして、補足してご説明をいたします。

補足資料「第五次長崎県子ども読書活動推進計画（概要）」と記した資料をご覧ください。

現在、第四次計画に基づいた取組を推進しておりますが、本年度に終了するため、今後の本県における子どもの読書活動を推進するため、第五次計画を策定するものでございます。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関す

る法律」に基づくものであり、今回策定する第五次計画は、令和6年度から10年度までの5年間の計画としております。

素案の内容につきましては、補足資料、第五次長崎県子ども読書活動推進計画ポンチ絵を使ってご説明をさせていただきます。

第五次計画の策定においては、資料の左側に記しております第四次計画の成果や課題、現在策定中の県教育振興基本計画の方向性、国の第五次計画、また子どもを取り巻く教育環境等を背景としております。

計画策定のために設置した懇談会においては、これまで蓄積してきた読書活動の取組のよさや成果を大切に受け継ぐとともに、これからの時代に向けた読書活動推進の提案ができるような計画にしたいという考えの下、審議を重ね、素案の内容を資料右側のように取りまとめております。

まずは、「読みたい本がいつも子どものそばにある」という大きなテーマを掲げ、本県で育つ子どもたちのそばに、いつでも「手に取ってみたい」、「開いてみたい」、「読んでみたい」と思える本がある環境を家庭、地域、学校、社会全体でつくっていききたいという願いを込めた計画としております。

重点課題といたしましては3点掲げております。

1点目は、「人々のつながりを生かした読書活動の推進」です。学校関係者や図書館はもとより、民間団体、さらに福祉や医療の関係者がつながって、乳幼児期からの子どもの読書活動を支えていく取組を推進してまいります。

2点目は、「子どもの主体的な読書活動の推進」です。子どもが自ら本に向かう環境づくりや子どもたち自身が学校や地域における読書活

動の推進に主体的に取り組むことを大切にしていまいります。

3点目は、「多様な子どもの可能性を引き出す読書環境の整備」です。障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、また読書を苦手としている子どもなど、多様な子どもが読書の楽しさや喜びを体験できる機会を得られるような環境の充実を図ります。

また、このような読書環境を提供するために、あらゆる場面において、積極的にICTの活用を推進してまいります。

具体的な推進方策につきましては、4つの内容を記しております。

まずは、(1)推進体制の充実といたしまして、県や市町が取り組むべき環境整備等について記しております。

(2)から(4)につきましては、家庭、地域、学校等における推進方策を記しております。

また、それぞれに大切にしたい内容をキャッチフレーズとして、家庭には「出かけよう！図書館へ」、地域には「つながろう！広げよう！読書の輪」、学校等においては「引き出そう！読みたい 知りたい 伝えたい」という呼びかけで子どもたちの読書活動を推進していききたいと考えております。

実際の素案につきましてもSideBooksに掲載しておりますので、どうぞご覧いただきたいと思っております。

なお、この素案につきましては、パブリックコメントの結果や本定例会における委員の皆様方のご意見を踏まえて修正を加え、本年度中に策定をしていききたいと考えております。

【千住委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の

とおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号は、68番と78番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情番号78の「長崎県の教育条件の向上を求める陳情書」なのですが、陳情項目が3点寄せられております。この3項目についての見解を述べるのが可能ですか。お願いします。

【松山体育保健課長】 陳情項目1番の小中学校の給食費の無償化を国に要請してくださいにつきましては、国において本年6月に決定をされました子ども未来戦略方針以降、国全体のこととして、財源も含めて具体的な施策を示していただくよう、全国知事会あるいは全国都道府県教育長協議会などを通じまして、現在、国に要望しているところでございます。

【山崎教育環境整備課長】 2つ目の特別支援学校の設置基準に関する陳情でございますが、この特別支援学校設置基準におきましては、既存校について、当分の間、従前の例による運用というものを認めつつ、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定ということでされておりますが、特に、児童生徒数の増加が顕著な学校につきましては、県の特別支援教育推進に係る第一次実施計画に基づきまして、国の予算を活用しながら校舎の増築等による教室不足への対応等を行っているところでございます。

続いて、調理実習室等への冷房設備、あるいは体育館への大型扇風機の設置についてでございますが、まず空調につきましては、まず市町立学校の方から申し上げますと、基本的に、設置者である市町において主体的に計画されるものというふうに考えておりまして、市町に対して県独自に財政支援を行うことは、現在の県の

厳しい財政状況の中では、困難であるというふうに認識をいたしております。

なお、学校の校舎及び体育館に設置する冷房設備につきましては、国の補助が活用できますので、各市町に対しまして、そういった補助制度等につきましては、引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、県立学校におきましても、調理実習室等の特別教室、あるいは体育館への冷房設備の設置につきましては、現在、施設の延命化対策など、早急に取り組むべき課題があること、また既に公費で設置をして運用しております普通教室の空調設備の更新等にもかなり苦慮しているところでございまして、厳しい財政状況の中で年度計画を立てるということは、非常に厳しい状況であるというふうに認識をいたしております。

また、体育館への大型扇風機の設置につきましても、既存の既定の学校運営費の予算の範囲内で、各学校の判断で購入をしているという場合もございますので、年度計画を立てるということにつきましては、今のところ困難ということで、各学校の判断で設置をしていただきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 陳情項目、それぞれ見解を示していただきました。ありがとうございます。

まず、最初の小中学校の給食費の無償化を国に要請してくださいということにつきましては、これは私も一般質問で取り上げましたけれども、現在、現段階としては、全国知事会をはじめ、既に要望しているというふうに理解をしております。ぜひ実現のためにお力をお貸しいただきたいと思っております。

それから、2番目の特別支援学校の教育条件が設置基準に沿うように年度計画を立ててくだ

さいということにつきましては、いろいろ法の読み取り方はあるかと思うのですが、長崎県としては、これは年次計画を立てるまでではないということですか。それとも、今、ある計画がありますよね。これはその計画に沿ってやっているという認識でいいのかどうか、そこをまず確認させてください。

【山崎教育環境整備課長】特別支援学校の教室不足への対応ということで、現在、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画の中に、例えば虹の原特別支援学校でありますとか、鶴南特別支援学校時津分校、来年度から時和特別支援学校となりますけれども、その2校に対して、この計画に基づきまして増築工事を行っているということでございます。

【堀江委員】最後に、3点目のことなんですが、市町に財政支援を行ってくださいということでは、これは県の財政状況から難しいという見解が示されました。県立学校の調理実習室等の設備、それから体育館の大型扇風機の設置、この部分については、なかなかこれも財政的に難しいので、これは各学校の判断ということになるので、年度計画を立てるといふふうにはならないという見解でしたか。確認させてください。

【山崎教育環境整備課長】調理実習室等への空調設備につきましては、なかなか財政的な状況もございまして、難しいということもございますけれども、体育館への大型扇風機の設置については、学校に、既定予算の中で備品購入費を令達し、予算措置をしておりますので、その中で、学校の判断で購入をしていただければというふうに考えております。

【堀江委員】いずれにいたしましても、現場の声として、ぜひ実現してほしいという要望でありますので、今後、様々な形で対応していただ

きたいということを強く求めておきたいと思えます。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、次に、議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、議案外について、質問を幾つかさせていただきます。

今回、来年度に向けて、いろいろ計画素案が示されておりますので、まず第五次長崎県子ども読書活動推進計画（素案）から質問をさせていただきますが、頂きました資料の素案の部分になります。素案で言いますと14ページ、SideBooksは16ページになりますけれども、ここで質問いたします。

学校内で読書をする習慣をつける、そして協力体制を強化するということは非常に重要であろうと考えておまして、この14ページにも書いてありますが、司書教諭そして学校司書などを中心とした全職員で取り組む体制づくりとありますが、まずは司書教諭及び学校司書等について、違いを確認させてください。

【加藤生涯学習課長】ありがとうございます。

まず、司書教諭につきましては、学校図書館の職務を担う当該校の教員となっております。ですので、この教員は、一般の教員と同様に、

教科の授業や学級担任などを担っております。また、学校司書は、教員とは異なりまして、地方公共団体が配置している職員でございます。主に学校図書館の職務に従事しながら、館内の整備、また図書の相談などを行っているものでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。司書教諭というのは、担任も受け持つ、兼務しているということ、学校司書の方が、専門的に図書館の運営等々、そしてまた書物の紹介なども扱うと、専任という考え方で確認をさせていただきました。そうするならば、学校司書の方が、やはり重要になってくるのであらうと考えております。

よって、そこに上から3つ目の丸にもあるとおり、「学校司書等の配置促進」という基準と申しますか、それが示されているんだらうと思いますが、ここで言いますならば、公立小・中学校には89.4%、県立高等学校は93%となっております。これを100%に近づけていくことによって、学校図書館業務に携わる職員、完全配置をすることによって、図書館というか、児童生徒に対する様々な図書の協力体制が盤石になってくるものと考えますが、その資料では「複数校兼務を含む。」と書いてありますが、専任の学校司書がどのくらいいるのか。兼務されている方が多いんじゃないかなという予想ではあるのですが、専任の学校司書がどのくらいいるのかというのをお聞きさせてください。

【加藤生涯学習課長】学校司書につきましては、多くが兼務を行っているような状況でございます。今現在、国の計画におきましては、1.3校に1人という目標の下、取組が進められておりますが、例えば県内の小中学校におきましては、約2校に1名というような形で、兼務をしながら

子どもたちの学校の図書館を支援しているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございました。

学校司書の先生の配置というのは、この配置基準、1.3校に1名、長崎のように2校に1名ということでありましたが、学校司書の方の給与、予算、財源というのは、この1.3校で1名分の予算で来ているので、そのほか例えば1校に1名専任を置くとするならば、これは県の予算が関わってくると、県の予算でやらなければならないという認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

【加藤生涯学習課長】学校司書の配置につきましては、国の交付税措置に基づいて配置を行っているところでございます。将来的には、国も1校に1名ということを目指しているのですが、現段階では、1.3校に1名という形で目標を示しております。

この状況につきましては、長崎県におきましては、全国平均よりも配置は広がっている状況でございます。例えば、小中学校におきましては89.4%、高等学校におきましては92.9%という状況でございますが、少し条件が異なるのですが、国の調査結果は令和2年度に出ておまして、令和2年度は、小学校で69.1%、中学校で65.9%、また高等学校におきましては66.4%という状況でございますので、現在、長崎県におきましては、市町の努力もありながら、配置が広がっているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。長崎はちょっと進んでいるという状況も確認いたしました。

学校に行けば、その学校によって特色ある図書館づくりをされていて、入ったら、すぐ見やすいようにお勧めの図書であったりとかというのをされているところもあります。また、PTA

では、図書ボランティアというのを募って、図書の整理であったり、ラベル貼り替えとかというのをしている学校もありまして、私も実際行ったことがあるんです。

そういったことを考えるならば、学校司書という方々が増えて、1校に1名専任していただけるならば、そういった環境づくりがもっともっとできるんであらうと思いますが、なかなか財政的にも厳しいという状況、そしてまた長崎県は複数校兼務であっても全国を上回るレベルであるということも考えるならば、この兼務の方々が、そしてまた図書ボランティアであったり、学校司書の先生方のご尽力で今後もされるのであらうということをご予想されますが、読みやすい体制づくり、そしてまた環境体制づくりについては、やはり読みやすいような、見て、図書館に入ったら読みたいという環境づくりが大事だらうと思いますが、次なる計画においては、そういった図書館の環境づくりも進んでくるものということを書いてあるのですが、新しく生まれ変わる計画において、簡単に概要だけ、図書館の整備について、学校司書そして司書教諭なども活用した取組について、改めてお聞きをさせていただきます。

【加藤生涯学習課長】委員のお話にありまして、学校司書の配置というものは、子どもたちの読書活動の推進には大変重要なポイントとなっております。この計画がスタートして約20年たっておりますが、この20年の間に大きく変わったものといましては、学校司書の配置が広がったというところでございます。

今後の状況といましては、司書教諭が学校教育全体の中で学校の読書活動をプロデュースしながら、そして学校司書が主に図書館において、子どもたちに読書の楽しさを広げていく、

こういう体制をつくっていきたいと思っております。

特に、今回の計画で大切にしておりますものは、学校においては、子どもたちが主体的に本に関わっていく、読書活動を楽しんでいく、そういった環境を生み出していきたいという願いの下、計画を策定しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。

もう一点だけお聞きいたします。小中学校の図書の蔵書というか、新しい本を入れ替えるタイミング、これは県立高等学校においてもそうですけれども、これについては、どんどん新しい図書などを入れ替える、そういったものができているのかどうかも、改めてお聞きをさせていただきます。

【加藤生涯学習課長】学校の蔵書数におきましては、徐々に徐々に本の購入も行っておりますが、長崎県においては、財政状況を見ると、全国平均よりもやや落ちているという状況かと思っております。

ただ、蔵書数を整備するとともに、今、取り組んでいることが、公立図書館と連携を図りながら、子どもたちの読書環境の充実、これを大きなテーマとして今回の計画では取り組んでいきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。

読みたい本がすぐそこにあるという計画もあるようなので、そうであるならば、もっと学校の図書館の充実、本そのものの充実も図っていくことが大事だらうと考えます。なかなか財政的にというのでも確かにあると思っておりますし、ミライオン図書館はありますが大村市、そのほか県北とか島原というのは、なかなか行きたくても行けない状況があるので、電子書籍とかも活用していただきながら、本に触れ合う機会をもつ

ともしっかりこの計画を通して深めていただきたいと思います。ということ、改めて要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

そして、もう一つの計画について質問いたしますが、第四期長崎県教育振興基本計画であります。学事振興課の方でもお聞きいたしましたけれども、教育委員会の方でもお尋ねをいたします。

頂いた資料（素案）の中から幾つか質問したいのですが、資料で言いますならば11ページになります。

今回、「つながり」ということがキーワードであると考えておりました、その11ページ、SideBooksで言いますならば13ページのこのイメージ図、これが随所に出てきて、非常にわかりやすい形になっているのですが、こういった形で学校といろんなところをつなげていくということを今後やっていきますという計画なのですが、今示している11ページの学校、家庭、そして地域・企業とありますが、この地域というのが結構随所に出てくるんです。

ただ、地域も地域で、非常に高齢化をして、厳しい状況がある。また一方で、部活も地域移行して、地域における負担というのが結構かかってくるようになるんじゃないかなと思います。この連携について、学校と家庭と地域という連携はわかりますが、つながりを大切にしなければいけないということはわかるものの、地域における負担というのは非常に出てくるんじゃないかなと思いますが、これについて、この教育振興基本計画において、より一層、地域とのつながりが深まるということが予想されますが、地域における理解というところをどう得ていくのか、難しいかと思うんですが、これについて今考えていることがあれば、お聞かせいた

いただければと思います。

【加藤生涯学習課長】学校と家庭と地域、この3者のつながりの現在の特徴的な状況といたしましては、まず1つは、コロナでこのつながりがなかなか実践できずに止まっていたところがございます。今、そのような中、例えばPTAなどにおきましても、これからの時代のPTAの在り方、また学校、家庭、地域のつながりの在り方、こういうことを新たな関係を求めて模索しておられるという状況がございます。

もう一つ特徴的なものとしたしましては、現行学習指導要領は、社会に開かれた教育課程ということに基づいた理念の下、実施をされておりますので、今、学校においては、保護者や地域の方々と共に子どもたちの学びをつくっていく、こういうことを求めているという特徴的な状況がございます。

このような中、私どもが特に推進していきたいのは、コミュニティ・スクール等と、地域学校協働活動の一体的な推進でございます。特に、委員ご指摘ございましたように、地域もなかなか、地域の担い手としておられる人材が不足しているという状況もございます。こういった中で、私どもが目指しているのは、1つは、保護者や地域の方々、強制された活動ではなく、自発的に、自分ができること、このようなものに、できる時に、できることに取り組んでいく、そしてより多くの方々に参加できるような地域の教育活動への見直しが必要になってくるのではないかと考えております。

もう一つは、例えば、地域の団体が単体で活動していくのではなく、組織や活動がつながりながら活動の充実を図っていく、また必要に応じては、その活動を統合しながら、子どもたちに重点的に質の高い教育活動を展開していく、

このような方向性の下、取組を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動とか出てきて、やっぱり非常に大事な視点だと私も考えておりますが、その上で、今言われたようなことは非常に重要です。一つ、こういった取組が今後できないかという提案をさせていただきます。

京都の御池中学校におきましては、複合施設が誕生して、要は、中学校の中にコミュニティセンター、公民館があり、その中に、老人施設もあり、そして保育園もあるというような施設があるんです。こういったものが長崎ではまだなくて、まさにそういったものができれば、地域のコミュニティセンター、要は、公民館と小中学校があって、行く行くは保育園とかという一体型の施設があれば、そういったモデルケースになるのではなかろうかと思うんです。

今、佐世保市では学校再編が進んでいて、統廃合、合併とかが進んでいます。一つのモデルになるんじゃないかと思いますが、今後、県教委として、学校とコミュニティセンターそして老人施設などの一体化の施設の整備について、推進していく、今後検討していく余地があるのかなのか、お考えだけでもお聞かせください。

【加藤生涯学習課長】私の方で施設の整備ということについて、ここでお伝えすることがなかなか難しいのかなと思っておりますが、委員がおっしゃったように、多くの関係者が集える場所があること、また日常的に対話ができる場所があること、こういう環境をつくるということは、今後、つながりのある教育を進めていく上

では大変重要なことになっていくのではないかとというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

こういった施設の整備というのは、今後、再編するにあたって、やっていってもいいんじゃないかな、やっていくべきではないかなと。そうすることによって、地域そして学校というのが一つのコミュニティ→となって、いい取組になるんじゃないかと思うんです。深堀委員からも、ここは以前、文教厚生委員会でも言ったということをお聞きいたしましたので、やはり重要な視点であるというふうに考えておりますので、今後、統廃合とかが出てくるような場面で、こういったものを模索する機会、そして提案する機会というのを、ぜひ県教委としても持っていただきたいというふうに考えております。

そうすることが、地域でも、より活性化になり、地域と学校が結びつく拠点となっていくならば、こういうつながりがつくる豊かな教育、環境の整備にも結びつくのではなかろうかと思いますが、この点につきまして、次長、一言、何かご意見ありますならば、お聞かせいただければと思います。

【狩野教育次長】 来年度から5年間、「つながりが創る豊かな教育」というものを旗印に教育を振興してまいりたいと考えています。

今、学校だけではなかなか課題解決できないことがたくさん多様化、複雑化していますので、つまるところは、社会総がかりで子どもたちを育みましょうという、そういった機運を醸成していきたいと思っております。

今、宮本委員からご提案がありました、例えば公民館、老人施設、保育園とかと一体的なコミュニティセンターというのも一つの在り方かなというのはありますので、よく研究もしてま

いりたいと考えております。

【宮本委員】新しい計画をつくる、そしてまた今の社会情勢とか、地域の情勢、そしてまた部活動が地域に移行するとかと考えた時に、やっぱり地域と学校との結びつきが今後強くなっていく、そしてまた先ほどありましたけれども、PTA活動についてもしかりだと考えます。

見直し、そしてまた改革、削るところは削る、新しいものをつくるというのを教育環境の整備においても、どうか先ほど次長がおっしゃったとおり研究していただいて、検討していただければ、さらによい環境づくり、教育環境づくりになるんじゃないかと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【湊委員】よろしく申し上げます。

先ほど、委員会の部長説明でございました、いじめの認知件数についてなんですけれども、いじめが本県では1,953件、そして解消率が83.3%と記載がございますけれども、先ほどの第四期長崎県教育振興基本計画の26ページの方で、いじめ解消率、小中高特別支援学校の令和4年度の基準値が99.1%となっているんですけれども、このパーセントが違う理由について、勉強不足でわからないんですけれども、教えていただければと思います。

【長池児童生徒支援課長】お答えいたします。

まず、いじめの認知件数、これは毎年度末に調査をしているものなんですけれども、その段階で、各学校で認知したいじめの件数、これを基に計算したものです。これがいじめの認知率ということになります。それから、いじめの解消率、これは同じく認知したいじめが、その後、解消した、いじめという状態ではなくなったというところの率ということで、これも年度末で

計算されたものが、今回、本県では83.3%ということだったということです。

一方、第四期長崎県教育振興基本計画で示しております99.1%となっているいじめの解消率、これは令和4年度段階で、実は、その後、追跡調査を行ってありまして、具体的に言うと、翌年の8月末の段階で、再度、いじめがあったところについて、その結果をこちらの方で調査したところ、全体で99.1%が解消しているということで、この数値を基準として、令和10年度の目標値を設定しているということでございます。

【湊委員】理解をいたしました。ありがとうございました。

【堀江委員】私も、第四期長崎県教育振興基本計画について、質問したいというふうに思います。

今回の計画は、全体として29ページの4施策、40項目が挙げられています。改めて各期の計画を見てみますと、一期が、168ページで4施策、82項目、二期が、179ページの8施策、73項目、三期が、129ページ、8施策で、61項目ですね。四期が、改めて申し上げますと、29ページ、4施策の40項目。先ほど説明がありましたとおり、100ページを超えていた計画が、29ページにコンパクトになったと。その理由としては、現場の先生方から、読む時間がないという様々な方の意見も聞いた上で、今回29ページにしましたという説明だったんですけれども、今回は、様々な方の意見を聞くだけでなく、これまでもそうだったと思うのですが、子どもたちのアンケートをやったというのが大きな特徴だというふうに私も理解をいたしました。

計画そのものが、100ページを超えていたものが29ページになる、そのことと、いわゆる指標項目をどうするかということは、また別だと

思うのですが、これまで82, 73、61という項目が、今回40項目になった、ここも指標を短くしたというのは、何か特段の理由がありますか。

【山下教育政策課企画監】指標につきましては、内容がどのように達成に向かっていくかということで、指標を設定させていただきました。今回の指標につきましては、内容がコンパクトになったため、確かに数も減っております。それと、併せまして活動指標的な指標、何回実施したとか、そういうものを減らして、できるだけ成果が見えやすいような指標に凝縮をしたところでございます。

【堀江委員】成果が見やすい指標にした。そこで、幾つか指標に関わって質問します。

SideBooks21ページ、No.10です、県内高校生の県内就職率。これは基準値から最終目標値を目指す方向で設定されているというふうに理解をしているんですけれども、69.6%の基準値が、最終目標が68%。目標値が下がるというのは、どういう設定ですか。

【田川高校教育課長】県内高校生の県内就職率について、高校教育課の方で回答させていただきたいというふうに思っております。今、委員ご指摘のとおり、基準値につきましては、令和4年度、69.6%という数値でございます、県内就職の割合につきましては、この10年間で約10%程度向上をしてきたといったところでございます。その向上してきた背景には、皆様ご存じのとおり、キャリアサポートスタッフを配置したですとか、求人票の早期提出、あるいは関係団体との連携ですとか、関係者の様々な連携によって向上してきた背景がございます。

そういった中で、今回、なぜそれを下回る68%なのかというご質問でございますけれども、県の総合計画でいきますと、令和7年度の

最終目標が、この68%という数字になっております。県内就職の割合につきましては、数字があまり高くなり過ぎますと、高校生の意思を無視した進路決定ですとか、そういったことにもつながりかねない、あるいはまた離職率の上昇につながりかねないといったことで、いろんなバランス点ということを考えていきますと、県の総合計画の終期の68%といったものを維持していくといったところが一番の形かということで、検討した次第でございます。

【堀江委員】今の説明を聞かないと、基準値よりも目標値が低いというのは、わかりづらいですよね。ほかの計画と合わせた、それから言われるように、進路をそれぞれ子どもたちに任せるということから考えると、目標値を上げる、上げないは、そういうことにも影響するんだということで、一定理解いたしますけれども、計画そのものを読んだ時に、基準値と目標値、目標値を目指すのに、そこが低いというのはちょっと理解しにくいというのが率直としてあります。

次が、26ページの部分なんですけれども、ここでは、例えばNo.6、超過勤務が月45時間を超える教職員の割合。第三期までは、ここは月80時間の数字だったんです。第四期からは、これが月45時間というふうになりましたし、同じくNo.10、不登校児童生徒の割合についてということでは、第三期は、不登校児童生徒数1,788人を1,600人以下という指標だったんですけれども、第四期では、不登校の状態を是として、指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合はどうかというふうになりました。

時代とともに、同じ指標でも変わってきているというのは、よくわかります。その中で、スクールカウンセラーの配置校数の指標がこの第

四期にはありません。第一期は、スクールカウンセラーの配置数、それから第二期は、スクールカウンセラーの配置校率、そして第三期が、スクールカウンセラーの配置校数ということで、ちょっとずつ変わるんですけども、スクールカウンセラーについて配置をしましょうということを掲げて、そのための指標としてあったのですが、第四期は、このスクールカウンセラーの配置校数とかについてはありません。この理由は何ですか。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

ご指摘ありましたように、現第三期計画では、スクールカウンセラーに対して、スクールカウンセラーの配置校数を指標として設定して、今ご紹介ありましたように、小中高等学校及び特別支援学校で、計画期間中に300校を目指すという目標を設定しておりました。

そもそもスクールカウンセラーに関する目標を設定する背景としましては、先ほどご指摘あった不登校であるとか、いじめといった諸課題に対応するために、教育相談体制の充実、拡充というものを大きな施策目標として掲げております。そういった中、現在の状況としましてなんですが、令和5年度には、スクールカウンセラーの配置方法を見直しまして、それまでは学校単位であったものを、中学校と同一地区内の小学校を含めて一つのグループとしまして、グループ単位で配置する方式に改めたことなどによりまして、令和5年度の配置校数が513校、小中学校の配置率がほぼ100%という状況になっておりまして、一定の達成をしております。

その状況を踏まえた上で、先ほどの教育相談体制の充実ということ考えた場合に、現状の児童生徒が、スクールカウンセラーはじめ、学校内外での指導や相談を受けることができると

いう状況をつくること、そういった生徒を目標とすることの方が実情に合っているのではないかと判断いたしまして、今ご紹介ありました学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合というものを新たな指標としたところがございます。

【堀江委員】 縷々答弁されましたけれども、要は、教育相談体制を充実させるという、そこに力点を置くんだと。そして、これまで一つの学校に最低1人以上のスクールカウンセラーというふうに思っていたけれども、実は、中学校単位とか、グループ単位で設置をすることによって小学校、中学校にスクールカウンセラーを設置するということだと思うのですが、用語解説は常にこの計画にはついてるんですけども、一期も、二期も、三期も、スクールカウンセラー、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するため学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。相談体制があることと、専門家がいることとは別だと私は思うんです。だから、そういう意味では、少なくとも各学校全てに、大規模校、小規模校、いろいろありますけれども、各学校に1人はスクールカウンセラーを置くというふうな目標というか、それを掲げるということも大事なのではないかというふうに私は思うのですが、相談体制を充実すればいいということでは解消できないと私は思うのですが、その点の見解はどうですか。

【長池児童生徒支援課長】 ご指摘はごもっともと承っております。私どもとしましては、先ほど、ほぼ100%と申し上げましたが、現状の増加する不登校やSNSなどを介したいじめなどに対応していくためには、まだまだ現状では足りない、一層の充実が必要であるというふうに

考えております。

このため、スクールカウンセラーの充実に向けては、引き続き、配置方法を工夫していくとともに、やはり配置拡充に向けても、必要な財源等を要望してまいりたいというふうに考えておりますので、その配置のことに関しては、今後も努めていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】当然、配置については今後も拡充、整備の方向ではあるんだけど、それを一つの指標で表すか、表さないかというのは、いわばチェックでしょう。その進行状況をチェックするのに、指標に上げるか上げないかというのは、私は大きいと思うんです。今、素案なので、これは計画になってしまったらもう遅いですから、ぜひ議会で出された意見として、このスクールカウンセラーの設置の問題、どういう表現にするかは別としても、私は、指標として掲げて、今後5年間どうするかということで進行状況を確認するというふうにした方がいいと思うので、これは検討していただきたいというふうに思っています。

次は、SideBooks29ページ、長崎県美術館、長崎歴史文化博物館の本展、移動展、それから遠隔授業等の実施市町数なんですけれども、これは中身は第三期の計画と全く同じですよ。これは指標とか目標値が全く変わらないというのはどうしてですか。第三期をそのまま持ってきている、何か意味があるのですか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

【千住委員長】 再開します。

【堀江委員】教育委員会の所管ではなかったで

すね。失礼いたしました。これは別の委員会です、そこで質疑したいと思います。申し訳ありません。

先ほどからいろいろ出ております、13ページ、「つながりが創る豊かな教育」ということでの部分なんですけれども、私は、このつながる、学校が校種を超えてつながる、学校・家庭・地域でつながる、それはそれとしていいんですけども、だからこそ、責任転嫁ではなくて、学校は何をするか、そこがやっぱり明らかにされなくてはならないというふうに思っています。最初に、成果が見える指標にしたんだという説明がありましたね。そうやって見た時に、例えば26ページですけれども、指標として、「学校へ行くのが楽しい」と答える児童生徒の割合、学校の教育活動に満足している生徒の割合、社会への関心及び問題解決能力が高まったと考える割合とか、No.8も、考える生徒の割合。成果が見える指標とか言いながら、どう思ったかというのは、その生徒でないとわからないという指標というのも、私は多々あるのではないかとこのように思うんです。

そういう意味で、例えば客観的な指標、一人ひとりの子どもたちに応じた学びを提供するために、例えば少人数学級を実施する。これは国が進めていることなんですけれども、国任せだけではなくて、長崎県が年次計画を立てて先生を配置していくといった、そういう教育環境整備の客観的、具体的な指標もつくるべきではないかとこのように思うのですが、この点の見解はどうですか。

【山下教育政策課企画監】委員がご指摘のとおり、子どもたちがどう受け止めたかというものを、こちらでは指標とさせていただきました。一方、予算につきましては、コロナ禍でありま

したように、どのような状況になって、どのような予算がつくかという将来が見えないところもございます。そういったことで、予算が確保されていないもの、例えば制度が決まっていななものに対する配置というものは、なかなか記載することは難しいと考えております。

【堀江委員】予算がないから、だから予算をつくって、やりましょうというふうにはならないの。私が言いたいのは、今、予算がないからどうこうじゃなくて、今後このことをするために、予算も確保してやりましょう、というのが指標になるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その点はどうですか。

【山下教育政策課企画監】やはり教育というものは、一度始めますと、なかなかやめられないということもございますので、国の制度によるものがとても大きくございます。ですので、なかなかここで私たちの思いだけで書くのは難しいかと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、少人数学級とかやってほしいというのは、私たちの思いというか、これは県民の願いです。だからこそ、国もそういう動きになっていっているわけで、私としては、指標の在り方として、そういう客観的な指標も必要ではないかというふうに思っています。

子ども読書活動推進計画で、1点だけ質問します。

第五次長崎県子ども読書活動推進計画の16ページ、「学校司書等（学校図書館業務に携わる職員）の配置促進」と書いてあるんですけれども、これは今までは、学校図書館業務に携わる職員（いわゆる学校司書）の配置促進というふうに、違っていたんですね。これまでの4期、学校司書というのは表に出てこなかった。

いわゆる括弧の中にあっただけけれども、今回からは、「学校司書」が最初に来て、そして「（学校図書館業務に携わる職員）」というふうに変ったただけけれども、それはどうしてですか。

【加藤生涯学習課長】これにつきましては、「学校司書」という言葉が一番わかりやすいだろうということで「学校司書等」、その中に業務に携わる方も含むという形で記載をさせていただいております。

【堀江委員】先ほど答弁で、この20年間、何が変わったかと。学校司書が増えてきたということが答弁されました。それがあから、この計画も「学校司書」というのが先に来たのかなと私も理解いたしました。いずれにしても、先ほど宮本委員も言われました。私も、学校司書はぜひ専任で設置してほしいということを強く述べて、質問を終わります。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】幾つか質問はあるんですけれども、まず最初に、離島留学検討委員会の件でお尋ねをしたいと思います。

これは先般の委員会で報告があった中身なんですけれども、改めて確認をさせていただき、その時の報告書の中で、里親の役割の明確化や名称の変更という項目があります。この時の報告書では、明確化するとともに、里親と保護者の役割分担、責任の明文化や里親、保護者を中心とした連携組織の立ち上げのほか、児童福祉法上の里親と区別するために、名称については「しま親」とするなど、変更することが望ましいということが報告の中で述べられています。これは非常に重要なことだと思いますので、今の検討状況について、確認をしたいというふうに思います。

【田川高校教育課長】委員ご指摘にありました

里親の役割については、現在、検討中でございます。

検討の方向性につきましては、まず里親といったものが、これまで児童福祉法上の里親と混同されてしまうようなことがございました。したがって、その名称も「しま親」という形に変更すると。方向性としては、この離島留学制度が始まった最初の経緯といたしましては、各学校の特色ある教育課程と、プラスしまして、それぞれ温かい家庭のサポートによる里親制度、この2つが離島留学制度の一番最初にスタートしました背景にございます。

そういったことで、里親の役割といたしましては、単なる下宿の大家以上の役割であり、そして児童福祉法上の里親までの間の領域の中で、里親の果たすべき役割といったものをどこに落ち着かせるべきかといったところで現在検討しているという、そういった状況でございます。

【深堀委員】今、検討状況について報告がありました。

非常に難しい問題だというふうに思います。今回の事象を振り返ってみても、「里親」という言葉の持つ意味を、実際の現地の方が物すごく重く感じていらっしゃるというふうに私は見えています。

そういった意味では、本来、そこまで求める必要性といたしますが、実際の保護者はいらっしゃるわけですから、そのあたりをもう少し明確にして、変な言い方ですけども、しまの方々のご負担というのをどこまで考えるのか、よく検討してほしいと思います。

名称も問題だというふうに思います。「里親」という言葉を使うこと自体がですね。本当であれば、下宿の大家さんみたいな、別に親でもなんでもない。それが「里親」と呼ばれることに

よって、もちろんそこで預かっているお子さん方の教育をしなければいけないと当然考えるでしょうし、そこで熱い思いにもなるでしょうし。そこまで求めるのかどうかなんですよね。

だから「しま親」という表現を今、検討しているみたいですがけれども、そこも慎重に議論をしてもらいたいというふうに、ここは要望なんですけれども、お願いしたいと思います。今後のことを踏まえて、やはりここは慎重に判断をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、教育振興会議とか、教職の魅力化作戦会議等々においても、教職員の今の置かれている状況から、働き方改革じゃないんですけども、人手が足りないということがずっと言われていると思います。その中で、一般質問の時もお話が出たと思いますスクールサポートスタッフの増員の件です。

令和5年の時点で、126名のスクール・サポート・スタッフがいらっしゃるというふうに聞いていますけれども、県下の公立小中学校で言えば、これは478校程度あるわけですから、全く各校1名配置すらできていないということがはっきりしているわけですが、財源も必要になってくるわけですが、今後の方向性について、現在の考え方をお尋ねいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】教員業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフの配置につきましては、平成30年度に国による補助事業として始まり、本県においては、令和元年度に、2市30名から配置を始めたところでございます。令和4年度には、21市町479校のうち、6市町123校まで、また令和5年度には、7市126名の配置予定まで拡充をしてきているところでございます。

文部科学省としましても、令和6年度に向けて、教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、この教員業務支援員の配置について、拡充して支援する方針を打ち出しており、県教委といたしましても、市町の要望にできるだけ応え、配置拡充がさらに行われるよう努めていきたいと考えているところでございます。

【深堀委員】明確な数字とかは示しにくいのかもかもしれませんね。

補助のスキームとしては、これは県が2分の1負担するんですね。そのうちの3分の1を国が負担して、残りは基礎自治体が2分の1負担をするという中身です。ですから、主体的には各市町が判断することなんだと思います。

ただ、そこに任せていけば、もともと教員は県教委が配置をしているわけであって、そこをサポートするスタッフは市町で準備させて、そこは少しずれがあると思うんですよ。その考え方を少し変えていかないと、いつまでたっても財政が厳しい市町では、スクール・サポート・スタッフの配置が進まない。これはもちろん1校に1名配置しているわけじゃないということでは明らかですけども、マンモス校は1名じゃ足りないわけですよ。当たり前ですけど。そういったことを考えた時に、いかにしてこの数を増やしていくのか、ここはやっぱり県教委としても、しっかり文部科学省に要望もしながら、県が主体的に県下の市町のスクールサポートスタッフを増員していくという考えに立たなきゃいけないと思うんですけども、いかがですか。

【谷口義務教育課人事管理監】委員がおっしゃるように、国としましては、できるだけ多くの学校に、概算要求では、1校に1名の割合で配置

をしたいということで打ち出しておりますけれども、拡充する方向には間違いのないわけで、本県としましても、市町教育委員会の要望に応じながら、そこにできるだけ支援をしていきたいということで検討を進めているところでございます。

【深堀委員】 よろしくお願いいいたします。

働き方改革の手のもう一つは、私は、再任用であったり、高齢講師、再任用を過ぎて、65歳過ぎてでも教育の現場で頑張っているらっしゃる高齢講師の方が県内にも多数いらっしゃいます。ここをいかにつなげていくかということは、これから教職員の採用、なかなか応募が少なくなってくる中で、非常に重要なテーマだというふうに思いますけれども、今の取組状況について、お尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】 60歳以上の方々につきましては、再任用であるとか、臨時的任用、または義務教育においては、市町の雇用の形態もでございます。様々な形で退職をされた方々にはご協力をいただいているところです。

さらに、65歳以上の方につきましても近年、増加傾向にありまして、今年度は、小中学校においては、合計で80名の65歳以上の方にご協力をいただいています。最高年齢は74歳という方にも学校に入らせていただいているところでございます。

【深堀委員】 恐らく、今、小中学校の立場でお話があったと思います。高校も同じだというふうに思います。ある高校は、80歳を超えた講師もいらっしゃる。第一線でばりばりやっていたらっしゃるとい話を直接校長先生から聞いて、「いいですね」という話をしたんですけども、高校の方も状況は同じだというふうに思いますので、ぜひそういった活用については、前向き

に頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、給食費の件についてであります。

先ほど、給食費の無償化の質疑がありましたけれども、これは私学の方でも確認をしたのですが、近年、食材はかなり価格が高騰しておって、消費者物価指数は今、1年前と比べれば103という話なんです、今の給食費、食材が間違いなく上がっているわけですから、価格帯がどれだけ小中学校ごとに上がっているのか、その実態について、確認をさせてください。

【松山体育保健課長】学校給食費についてのお尋ねでございますけれども、小中学校における学校給食費につきましては、文部科学省が2年ごとに調査を実施しております。その金額で申しますと、県内公立小学校の平均月額、令和3年5月1日現在が3,975円で、令和5年5月1日現在が4,296円となっております、この2年間で321円の値上がりということになっております。また、同じく県内公立中学校の平均月額は、4,693円から5,054円となっております、361円の値上がりということになっております。

なお、この金額でございますけれども、物価高騰等によりまして、設置者から補助されている場合がございますが、その補助額も含まれた数字ということになっておりまして、金額全額を保護者が負担しているという数字ではございません。

【深堀委員】 ありがとうございます。

小学校でいけば、3,975円から4,296円。小学校も中学校も、給食費はこの2年間で、率で言えば8%上がっているんですね。今、課長の答弁であったように、これは全額が保護者負担ではないという話がありました。でも、当たり前ですけれども、基本、給食費自体は保護者負担ですよ。令和3年の数字は、全く全額が保護

者負担の額ですよ。令和5年の上がった、小学校でいけば321円であったり、中学生でいけば361円が、保護者の負担を公的な補助で全額カバーしているという認識でいいですか。

【松山体育保健課長】給食を実施しております県立学校も含めまして、県内ほとんどの市町において、国の臨時交付金を活用した形で補填しております。そのような認識でよろしいかと思えます。

【深堀委員】 ありがとうございます。

先般、学事振興課の方にも同じ質問をしているんですけれども、私学は、全部はそうっていない。学校の判断で既に値上げをしたところについては、そういった公的なお金を投下せずに、保護者負担が上がっているという実態があるというのはお聞きをしましたので、公立においてはどうかということが気になって、確認をさせてもらいました。

もう一つ、恐らくないと思うんですけれども、食材費が上がったことによって、外部に給食を委託している委託会社が、金額を上げられずに倒産してしまうという例がありまして、長崎県下でも、幾つかの関連するところが出てきたわけですけれども、公立の小中学校、給食を提供しているところにおいて、そういったことはいいですね。

【松山体育保健課長】県内でも、2校が影響を受けたということで伺っておりますけれども、県内の市町立小中学校の給食につきましては、影響が出ているという報告は伺っておりません。

【深堀委員】 わかりました。

給食の無償化という問題は、今からいろいろ議論があってくると思いますので、注視をしていきたいというふうに思っています。

次に、先ほど説明の中で、子どもアンケート

の報告がありました。有益なアンケート結果であったというふうに思っています。ここで、初めてのことだったわけですが、教育に関する子どもアンケートですから、このアンケートの質問の中身について、いろんな部局、他の部局とのすり合わせがあったのか。何を言っているかということ、子どもたちが今、何を考えているのかという観点で言えば、ふるさと教育という観点で言えば、自分たちの生まれ育ったこの長崎に愛着を持ち、そういったところを深めていくという観点から言えば、ふるさとに対してどう思っているのか、今の長崎に足りないところは何なのか、魅力が足りないところは何なのか、そういった聞き方もあってよかったのかなど。今後、若い人たちの県内定着に資する意味では、今の本当に生の声を徴取するいいチャンスではなかったのかなど。もちろん、このアンケートは教育に関することだから、これで全然いいんですけれども、もう少し幅を取って聞けなかったのかなというふうに正直私は感じたものですから、そのあたりの見解を求めたいと思います。

【山下教育政策課企画監】委員ご意見のとおり、今回、初めてのアンケートでございました。今回、アンケートを実施するに当たって、こども政策局とも意見交換をしまして、質問13、14番で、放課後を過ごす居場所として、あれば利用したいもの、それから、あなたの周囲にあると生活の充実につながるものという設問をさせていただいております。

今回初めてで、まだ改善することはあると思いますので、今回の結果を検証しながら、頻度それから実施方法や設問内容についても検証をしながら、引き続き実施する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】これは一回こっきりではないとい

うことですね。次、しかるべき時期に、また拡充といいますか、内容をブラッシュアップしてやりたいという方向。

こども政策局と連携したというふうにおっしゃられましたけれども、若者定着を推進する部署が当然ほかにありますよね。そういったところもしっかり連携してほしいというふうに、せつかく生の声を聞けるわけですから、ぜひそこはお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、これも私学の時に確認していることなんですけど、DXハイスクールの話になります。

文部科学省が来年度に向けて、全国の高校の約2割から3割に当たる1,000校を超える高校をDXハイスクールというふうに位置づけて、デジタル人材の育成と文理横断型の探究学習に取り組む拠点とするために、高性能パソコンや3Dプリンターを配置したり、民間企業や大学から高度人材を招いた特別講義を開いたりする費用を補助するという中身なんですけど、今の文部科学省の動き、そして県内各高校に対するこの周知に向けた動きについて、状況をお知らせください。

【岩坪教育DX推進室長】DXハイスクールにつきましては、先日、文部科学省からオンラインで概要の説明があったところです。詳細については、年明け頃に示される見込みというふうに聞いております。

県教委としては、随時学校にも情報提供しておりまして、積極的な活用に向けて、準備をしてまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】これは私学ともしっかり情報共有しながら、できる限り希望する高校がその選定に漏れるようなことがないように、しっかり取組をお願いしたいと思います。

【千住委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き、教育委員会の審査を行います。

午前 11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 会議を再開します。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

質問はございませんか。

【浅田委員】 質問させていただきたいと思えます。

今日午前中ご説明がありましたアンケートの中で、「現在通っている高校を選んだ理由は何でしたか？」という質問があったのですが、その学校の学力だけではなくて、2項目に、自宅に近いとか、通いやすさというのが挙がっていました。

そこで、ご質問させていただきたいんですけども、県立高校も、20年近く前から選抜ではなくなったので、結構遠いところにそれぞれ通う学生さんが増えているのではないかと。ご家族の負担もかなり増えているというお話を聞くことがありまして、実は、学校のバス等も、高騰の問題とか、人員の問題等々が出ていたのですが、高校に通う学生さんにとっても、バスが減便をしていて、乗換えが必要という学校が出てきております。多分、県内でも数校だと思うのですが、一例を挙げさせていただくと、私の母校の長崎南は、昔で言うと南部地区から通う人が多かったのですが、今、東長崎方面から通ってきている学生さんが多くて、実は、定期券が併用して使えないという問題から、一日700円以上の負担が増えてしまっているというような

状況になっています。やっぱり一日700円という負担はかなり大きなもので、ここに、通っている高校を選んだ理由は何ですか、というところにも、今後とも、いろんな学校に対して、保護者の負担というところで、選んでもらえない学校になり得る可能性もあるのではないかと、という心配の声が上がっています。

本来で言うと、学校対バス会社が話すべき案件であるということは重々承知をしているのですが、今後の学校の在り方というようなものを考えていくと、そのあたり、教育委員会としては、どのように考えているのか。例えば、島原とか、もっともっと遠いところでは、3万円以上定期代がかかるところには補助費とかがあるのですが、2万円強のところは、なかなか人数も多く、またそういったところをどのように調査して調べているかというのを教えていただければと思います。

【山崎教育環境整備課長】 高等学校への通学に係る問題でございますけれども、例えば、浅田委員からご紹介いただきました長崎南高校の状況で申しますと、委員がご指摘になられましたように、通学環境が、以前に比べて便数が少なくなったという状況でございます。この原因といたしましては、従前は、例えば東長崎地区においては、長崎バスそして県営バス両方が乗り入れを行っておりましたが、現在は県営バス1社のみということで、そういったことでバスの便が減少になったというような状況でございます。

通学環境、特に通学の利便性という点におきましては、受験する学校を選択する際の条件の一つとして、生徒の募集にも学校の方としては影響が出ているというふうなご意見も伺っているところでございます。そのため、私どもとい

たしましては、この通学バスの問題というのは、長崎南高校に限ったことではなく、他の県立学校、県立高校においても同様の課題があるというふうに認識をいたしているところでございます。

その一方で、バス事業者におきましても、切実な運転手不足、あるいは目前に迫りました2024年問題、そういった課題がございまして、地域全体の公共交通に対する危機感が強まっているということも言わざるを得ないというふうに考えております。

こうした中で、教育委員会、私どもといたしましては、関係機関あるいはバス事業者と意見交換を行いながら、生徒の通学に係る利便性の向上、そういったものについて、安心して通学できる環境の整備をどうやって維持していくことができるかということについて研究を進めていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】教育委員会の方でも、ある一定のご認識をいただいているかと思うんですけれども、例えば、南高だけを例に取って申し訳ないんですけれども、ここはSSHとかやって、学生にとっては行きたいことがあっても、月2万円ですから、それが3年間となると、やっぱりかなりのご負担になってきて、やりたいことを諦めなければならないような状況にもなり得ると思います。どうしても学校給食費の無償化とか、それも非常に大事なんですけれども、日々の足のことについてご協議をいただくのは、早急にやっていただきたいと思います。これがひいては学校の存続とか、そういったところまで関わってくる問題かなというふうに捉えておりますので、ぜひ近々でそういった会合とかを持っていただいて、PTAの方の声も聞いていただければ幸いかと思っております。よろしくお願ひし

ます。この基本法に基づいても、多くの生徒たちが、いかに望ましい環境で育っていくかということが大事かと思っておりますので、お願いいたします。

この基本法については質問いたしません、1点、ニュースを見ていて、あるご父兄から言われたのですが、この間、議会で理事者の方が倒れました。最初、その時、何が原因かわからなかったのですが、AEDだと思ったのですが、あんなに毎日目の前で見えていたAEDの場所が、「どこだっけ」と一瞬、私も一番後ろの席にいなからひるんでしまって、AEDの研修とかも受けていて、扱えるはずでもあるんですけども、実際ああいう場になったら、すごく慌ててしまうなというのを本当に目の当たりに感じた次第なのですが、それを見ていたPTAの方から、例えば、子どもたちとか、高学年以上になると、そういうことは扱えるし、高校生とかもそうだけれども、学校の中で、命を守るとかというところとつながる形だと思うのですが、そういうこともしっかり教えていただきたいという声があったのですが、今、現状はどのような形で学校現場ではなられているか、教えてください。まず、学校にはありますよね。

【永田体育保健課体育指導監】お答え申し上げます。

まず、AEDも含めまして、緊急事態、特に応急処置につきましては、学校の保健体育の保健の授業で、応急処置で学習をしているところでございます。これは対象は、中学校と高等学校になります。また、併せて安全教育、学校行事等で近隣の消防署の方においでいただいて、心肺蘇生法の実習とかいうようなところもしているという現状であります。

また、併せて、これは生徒指導面にもなると

思うんですけれども、入学をした生徒に対して、それぞれの学校で、AEDがどこに設置をしてあるか、あるいはこれは教職員も含めてですけれども、緊急事態が発生した時、どういう連絡、あるいは情報を共有していく、早急に対応できるかということも現在、研修をしているところでございます。

【浅田委員】私の勉強不足だったのかもしれませんが、その父兄の方も存じ上げていなかったみたいで、ということは、学生は、全てがAEDの使い方とか、蘇生の仕方はしっかり勉強をしている、経験しているという今のお答えの認識で間違いないでしょうか。

【永田体育保健課体育指導監】もちろん保健の学習の教科書の中に、AEDというのは、実際に実習をする場合には、ダミー人形を使用するというような形になりますので、まず知識としては全生徒、学習をしているということになっております。

【浅田委員】わかりました。全員がしっかりとそれはやっているということで理解いたしました。

備えていても、いざという時には、やっぱりうるたえてしまうなというのを感じた次第でしたので、学校とかでも、そういうことは十分に起こり得るなと思ったものですから、改めて確認いたしました。ありがとうございます。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【白川委員】第四期長崎県教育振興基本計画（素案）について、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、20ページの一番上にあります遠隔教育センターのところ。「ICTの活用により地理的条件に関わらず、子どもたちの興味や関心、進路希望等に応じた多様で豊かな学びの拠点と

なる『遠隔教育センター』を設置します。」というところがあるんですけれども、これは一般質問で大倉議員も質問をされたところかと思いますが、そこで令和7年開始予定ということで、今、テスト中、アンケート中だという答弁があったと思います。私の勉強不足かもしれませんが、このセンターの対象エリアと、対象の生徒と、講師陣というのが、生徒たちから取ったアンケートの方に、オンラインで大学生からの話を聞きたいというような回答があったかと思うので、そういった外部講師なども、こういった教育センターを使えるのかとか、私の中でイメージがまだ漠然としていますので、教えていただければと思います。

【岩坪教育DX推進室長】令和7年度に開設を予定しております遠隔教育センターについてですけれども、第一義的な目的としては、教員数の少ない小規模校に対して、遠隔授業で多様な学びを実現するというところにあります。まず、開設時には、1学年1学級の6校を中心とした学校に遠隔授業を配信してまいりたいというふうに考えております。

それから、教える教員についてですけれども、今、委員からご指摘もありましたように、県立高校の教員に加えて、外部講師等も積極的に活用していきたいというふうに考えております。例えば、探究活動においては、大学の先生であるとか、民間企業の方、また先ほどお話にもありました大学生等も活用しながら、生徒に、これまでできなかったような学びが届けられればというふうに考えております。

【白川委員】ありがとうございます。

まずは小規模校に対して行うということと、講師は、外部も関わっていくということ、大学の先生や大学生なども検討しているということ

で、離島ですとか半島等で、少ない生徒数のところは、やはり様々な学びを希望していても、なかなかできないところもあると思いますので、そういった取組は非常に大事だと思います。

そして、小規模校に限らず、広範囲な県内の子どもたちが大学生や大学の教授の授業もオンラインで受けられるようになることを願っています。さらなる拡大をお願いしたいと思っております。令和7年スタートということで、もう少し時間もありますので、しっかりとしたシステムの構築に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、22ページのところですけれども、「豊かな自然や文化を有する『しま』の環境の中で」というところ、「離島留学」という文字はありませんけれども、これは離島留学のことを指しているのだと思いますが、先ほど深堀委員からも質問がありました。離島留学は、里親さんの役割が非常に重要かと思っております。まだ検討中ということでありましたけれども、現在継続中のこの離島留学制度に対して、私も今、ずっと実親さんたちとも継続して意見交換を続けているところでもありますけれども、その中で、対馬の里親さんが、8名の生徒さんを受け入れている。韓国人の方がいらっしゃるということで、その方が、今期限りでやめたいというふうにおっしゃっているということを伺いました。理由としては、学校や委員会が相談に乗ってくれない、実親も来ないというようなことで、その問題のある生徒さんのことで悩みを抱えていても、相談するけれども、対応していただけないところがないというようなことで、非常にそのことを悩まれていて、今期限りでやめたいというふうに言われているということでした。

これが事実なのか、把握されているのかとい

うこともお伺いしたいんですけれども、離島留学において重要な里親さんが、安心して続けていける環境づくりというのは非常に重要だと思いますので、里親さんのケアといいますか、研修も行うということでしたけれども、そのあたりを今どのように検討されているのか、教えてください。

【田川高校教育課長】対馬における里親の実情ということでお尋ねをいただきました。今期限りで里親をおやめになるというような状況につきましては、私たちも把握をしているところでございます。

理由といたしましては、里親を務めていらっしゃるご夫婦のうち、奥様の方が、生徒に対して生活面の改善を促しているけれども、なかなか折り合いがつかないというようなことで、少し体調不良といいますでしょうか、そういったところで里親、下宿をやめたいというようなことで聞いているところでございます。

そういったところは、学校の方と教育委員会とで協議を行いながら、生徒の実情についても、しっかりと改善できるところは改善できるようにということで、学校の教職員も週3日、月、水、金、部屋の確認に行き、そして部屋の状況を確認したり、奥様の状況を踏まえて、改善ができるような指導を行っているといった状況でございます。

この離島留学制度全体を眺めていきますと、離島留学制度を持続可能な制度にするためには、学校ですとか、あるいは里親さん、そういったところのみに過度な負担がかからないようにしていくということは非常に大切なことだろうというふうに思っています。午前中には深堀委員からもご質問いただきましたけれども、そういった中で、里親さんがSOSを出した時に、どの

ような体制で救済していくことができるかと、組織的な対応を今、検討をしているというような状況でございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

把握をしておられるということと、里親さんに対しても、今、ケアをしていただいているというところですが、先ほど深堀委員からもお話があったとおり、親という認識が、里親であり、しま親であり、やっぱり負担になるというところがあるかと思えます。生徒さんたちも、その方の指導をどこまで聞くのかということも、やはり信頼関係の構築も、最初の方はなかなかうまくいかないでしょうし、非常に悩まれることが多いかと思えますので、ここは学校も実親さんも、しっかりと連携して、生徒さんの改善もそうですし、生徒さんが何よりしまで伸び伸びと教育を受けて、自分が学びたいことを学ぶことができる環境をつくるということが最優先だと思いますので、ここは以前、検討委員会からも出された図式がありましたけれども、包括的に生徒さんを見守り、しっかりと支えていく体制が必要だと思っております。

そういった中で、支援員さんが、現在3名のところを7名に増員されたというようなことです。これについて、一般質問で饗庭県議の方からもあったかと思えます。そういったしっかりと資格を持った人を据えるべきではないかという、質問ではなかったんですけども、ご意見がありました。これについて、県の見解をお願いいたします。

【田川高校教育課長】 まず、先ほど申し上げましたように、この離島留学制度が安全・安心で、そして持続可能な制度になっていくというためには、実親さんのお話も先ほどいただきましたけれども、やはりまずは、実親さんとしっかりと

対話を行っていきながら、いわゆる納得のいく形でしっかりと離島留学に参加してもらおうということが非常に大切なことだろうというふうに思っております。したがって、マッチングも含めまして、事前のアセスメントの実施をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、支援員のお尋ねもいただきました。現在、県下全体で支援員を3名入れておりますけれども、そこについては4名の体制にできないかということで計画をしているところがございますけれども、何分、予算の拡充が必要な状況でございますので、現在、4名分の予算要求を行っているというところでございます。

【白川委員】 私の認識が間違っていたようで、3名を4名に増員するというところで、7じゃないんですね。

【田川高校教育課長】 私の説明の方が至らず申し訳ございません。現在3名配置している支援員を、さらに4名増加しまして、7名の体制で行ってきたいというふうに思っております。

そういう中で、里親ですとか、学校との間に入っていきながら、連携を取りながら、情報交換を密にしながら、しっかりと生徒をサポートしていく体制をつかっていきたいというふうに考えておりますけれども、今申し上げましたように、予算の拡充が必要な状況ということで、4名の配置ができるかどうかというのは、今後次第といったところでございます。

【白川委員】 ありがとうございます。7名ということで確認をいたしました。

この方たちの存在をご存じじゃない実親さんも多いということも聞いております。事前のアセスメントが必要というところで、そういった仕組みについても、実親さんに事前に、お子さ

んたちが相談する人はこの人なんだよという、この存在をしっかりと周知いただければというふうに思っております。

実親さんたちから声があったのが、離島留学について、まだまだ検討委員会を経て様々検討中ではあるかと思うんですけれども、親御さんへの説明会ですとか、今後の離島留学についてというところで、説明会などを行う予定はあるのかなのか、また、もしするのであれば、その対象が離島留学をしている生徒、親御さん、どこまでの範囲で検討されているのか、教えてください。

【田川高校教育課長】まず、今後の予定としましては、予算の必要なものもございますので、2月の中旬ぐらいまでには、予算も含めまして取りまとめを行いまして、文教厚生委員の皆様方にお諮りをして、お示ししたいというふうに思っております。

離島留学の体制全体につきましては、このような体制で運営していきますということは、それは生徒はもとより、保護者の方々に対してもご説明する必要があると思っておりますし、また離島留学を考えている現在の中学生にも周知ができるように、ホームページ等でも公開していきたいというふうに思っております。

【白川委員】ありがとうございます。

2月中旬までに予算を委員会へ上げるということと、体制の説明については、親御さん含め、広くということでしたけれども、ホームページ掲載のみとなるということでしょうか。もう一度、いいですか。

【田川高校教育課長】どのような形なのかということ、現在、正式に決定しているわけではないんですけれども、生徒や保護者の方々に、体制の説明、サポートの体制、そういったこと

がしっかり周知できるような方法をしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

【白川委員】ホームページの掲載だけでは、なかなか難しいところだと思います。やはり説明会を開いて、オンラインでもいいかと思えます。遠方の実親さんもいらっしゃるのだと思えますし、生徒さんたちも、なかなか集まってというのは難しいかもしれませんので、そういったオンラインも活用した上での実際に声での説明というのをぜひともお願いしたいというのを実親さんの方々からいただいておりますので、よろしく願いいたします。

デジタル図書についてです。

27ページに記載があると思えます電子書籍の充実等のところですが、以前、図書館アプリの件が挙がっていたかと思えます。私、アプリをダウンロードしてみました。やっているんですけれども、マイナカードが必要だというふうに出てきまして、ちょっとてこずっております。もちろん、ミライオン図書館に行けば、行った先でできるということだと思えますけれども、なかなか離島や半島から大村へ行ってというのも難しいと思えますし、マイナカードがないとできないというところなのか、ほかの方法があるのかについても、教えてください。

【加藤生涯学習課長】図書館のアプリにつきましては、基本的には、図書館での登録が済んでいれば、マイナカードは必要ございません。図書館での登録ができていない場合には、マイナカードを使っただけでの登録もできるという形になっております。

また、併せまして、この11月から、電子申請という形の登録の仕方、これについてはマイナカード必要なくできるようなやり方なのですが、

またそういう方法も加えて、できるだけ多くの方に登録ができるようなサービスにしていきたいというふうに考えているところでございます。

【白川委員】ありがとうございます。電子申請という形をとれば、マイナカードはなくてもよいという理解でよかったですでしょうか。

特に、電子図書を子どもたちという場合に、マイナカードの普及がなかなか進んでいないということで、県の方も、今1万円のポイント付与を1月29日までという形でされておりますけれども、それはマイナカードをもう取られている方も、その1万円のポイントを気づいていないのか、なかなか周知がうまくいっていないのか、進んでいないということも聞いておりますし、まだマイナカードを持っていない方に向けてやったことだと思うんですけれども、子どもたちにマイナカードをとるのはなかなか進んでいない。なので、持っていなくても電子図書にアクセスできる仕組みが必要だというふうに思っておりますし、アンケートの中でも、中学生から高校生は電子で図書に触れることがあるというような回答で、小学生は少ないようですけれども、目の発達とかも考えれば、小学生は、まだ紙の方がいいのかもしれませんが、中高生になると、そういった電子図書を読む機会も多くなってくるようですので、ぜひとも誰もがアクセスできるようなアプリにしていなければというふうに思っております。

そして、最後に28ページです。のところに「民間や福祉機関と連携した支援や学びの場、居場所の確保」という項目がありまして、民間施設やNPO（フリースクールやこども食堂）等々と多様な支援に取り組みますというようなことが書いてありまして、11月12日の新聞記事に、不登校の児童生徒が過去最多を更新する中、

デジタル教材を活用して学習意欲や自己肯定感を高め、学校復帰や社会的自立につなげる民間レベルの取組が今月、諫早市で始まったということで、オンラインの教材を使って不登校の生徒さんたちに学習をする支援をされているNPO法人有明支縁会さんの記事が載っておりました。

これが諫早で始まったということなんですけれども、オンラインでの学習も出席扱いになる学校があると、これは校長の判断で出席扱いにすることを認めているということで記事が載っているんですけれども、これはぜひとも県下全体に広めていきたいというふうに私、個人的に思っております、この県の見解をお示ください。

【長池児童生徒支援課長】不登校児童生徒に対する支援については、様々な手法とございますが、いろんな個々に応じた対応というものが求められてきております。その中、今、委員の方からご指摘がありましたICTを活用した学習支援、あるいはフリースクール等民間団体との連携した支援なども有効というふうに考えております。

県教育委員会の方では、ICTの活用や民間施設等との連携のためのガイドラインというものを昨年度中に作成して、市町の方に対して示すなどの支援を行っているところでございます。

今後も、文部科学省の示す方向性や、あるいは国による財政支援の状況も勘案しながら、県内の不登校児童生徒が社会的自立に向けて歩んでいけるように、市町の方ともしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

【白川委員】県の方も、前向きに市町と連携をして後押しをしていただけるというような理解でよろしかったでしょうか。であれば、ありが

とうございます。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堤委員】まず、教育振興基本計画について、幾つか質問したいと思います。

7ページのところに、今回の第四次は「子ども基本法」を踏まえてということが言われています。子どもの権利擁護を図っていくとか、子どもや若者などが意見を言える場や仕組みをつくるということ、それからその隣の6ページには、ウェルビーイングの向上ということで、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて持続的な幸福や生きがいを捉えるこのウェルビーイングの考え方を重視されているというようなことが触れられていて、そういった観点からのこの新しい基本計画、ここの視点はすばらしいなと思っています。

その中で、幾つか疑問があったりするのですが、まず21ページに数値目標が掲げてありますが、今さらですけれども、1番に、全国学力・学習状況調査の平均正答率で、令和10年度の最終目標値が全国平均の正答率以上、これは前もそうだったと思うんですけれども、正答率の全国平均以上に長崎県がなるようにということで、平均ですから、当然、上もあれば下もあって、こういう数値目標を掲げるというのは、どうなのかなというのがあるのですが、まず、ここのところについての見解を求めます。

【岡野義務教育課長】10月のこの文教厚生委員会の中でもお話をさせていただきましたけれども、学校教育の最たる使命は、子どもたちが将来にわたって生きていく力を確実に身につけさせること、そのために学校教育、授業においては、学校の先生方が質の高い授業を行っていくこと、このことでございます。こう考えた時に、間違いなく子どもたちに生きていく力、学

力が身につけているかどうかということ客観的に把握するための指標としては、この全国学力・学習状況調査というのをうりたいと、このことが長崎県の子どもたちが全国平均を上回っているかどうかということは、一つの目安として確実に持っておきたいというふうに考えているところです。

【堤委員】今のご答弁の前半のところは、そうだと思うんですけれども、しかし、その判断の目安としてこれを使う、そして全国平均の正答率以上を掲げるというところが、ちょっとはてながつくところなんです。国が教育振興基本計画を定めて、その中で、全国学力・学習状況調査、悉皆での実施というのが明記されていますから、それを受けてのこの調査だとは思いますが、それを受けてのこの調査だとは思いますが、学校現場というのは、このテストだけではなくて、子どものつまずきを日々の学習活動の中で把握して、一人ひとりに丁寧に対応し、その学びの改善に取り組んでいます。学力向上、この平均点以上ということで、教職員や子どもを追い込むようなことにつながっているのではないかと考えています。

学校現場は非常に忙しい、様々に取り組む課題が年々増えてきています。GIGAスクール構想があって、ICTを活用しなければいけないとか、学力向上対策とか、あるいはこの学力向上対策が、調査の後で結果が出る前に、自己採点をして教育委員会に報告したり、教職員への負担は増していると思うんです。

学校は今、安全・安心を確保した上で、教職員が十分な教材研究や授業準備の下に子どもたちが主体的に学ぶ、そういうことができる教育環境の整備ということが一番求められていることではないかと思うのですが、新年度になってから、すぐ4月にこれがされますから、過去問

を繰り返しやってテスト対策に取り組んでいるところもありますし、それから既に前年度の終わりからやっているところもあります。それから、PISAが3年に一回、学習状況の調査をしますけれども、PISAのテストは、この間、結果が出ていましたけれども、過去問というのが、OECDが公式に提供しているものではなくて、過去問を解くことで実際のテストに使っていることはできないと言われているんです。そういうやり方なんです。その方が真っ当だと思うんですけれども、今、日本でやられている全国学力・学習状況調査の中のテストというのは、過去問がどんどん手に入りますから、やればやるほど、そのことで慣れていくというか、それで結果が出てきていますから、そのことはちょっとどうなのかなという気がしています。

もし、この数値目標が違うものになれば、もう少し違うのではないかと思うのですが、だからどういうものかといわれると、ちょっと困るんですけれども、学力をつけたことでのほかの数値目標を定めるということはお考えにならないのでしょうか、いかがですか。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。

前回のこの委員会の中でも、何人かの委員の方から同じようなことをご指摘いただいたところです。したがって、この21ページの2番の指標、「学校の授業が『分かる』と回答した児童生徒の割合」、これは実は、つい最近、新しく入れた指標の一つであります。平均正答率だけに求めずに、こういうふうに子どもたちの実態を様々な角度から見ていきたいということを考えてということで、新しくつけ加えた指標の一つというふうに捉えているところです。

併せて、先ほどの全国学力・学習状況調査を平均正答率を高めるために過去問題を解いてい

るような実態というふうなご指摘がございましたけれども、決して平均正答率を上げるために過去の問題を解いているということではなくて、1年間の学習状況がどういうふうに着しているのかということを見取るという意味で、各学校では、そういう目的でなされているのではないかとこのように我々としては捉えているところです。

【堤委員】 数字として明確に出てきますから、目標にしやすいのだろうとは思いますが、テストを受ける子どもは毎年、毎年替わっていくわけで、去年の力と今年の力を比べると、そういうことにはちょっと違うのではないかと思います。点数や順位に振り回されることなく、学ぶ意欲、学び合う人間関係づくりとか、子どもが主体となる学びを進めていただきたいと思っています。ちょっと切りがないので、次に行きます。

19ページのところで、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」ということが掲げてあります。インクルーシブ教育システムの構築ということは前の計画にもあったわけですが、これがぱっと前に出てきているということ、それからその丸のところに「障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶための条件整備と一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備に取り組みます。」とありまして、これは今までなかったことではないかと思っているわけですが、このところのお考えをお聞きます。

【石橋特別支援教育課長】 インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進ということですが、ここには大きく2つのことが書いてあるかと思います。

まず、条件整備といったところでは、居住地

校交流、あるいは学校間交流、交流及び共同学習、そういったように特別支援学級あるいは特別支援学校にいる子どもたちが居住地にある小学校との交流をしながら、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に学ぶ、そういったことを条件整備として一つ考えております。

もう一つが、教育的ニーズに応じた学びの場の整備に取り組むといったことにつきましては、どの学びの場を選択したとしても、それぞれの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことが最も大切だと考えております。そのため、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、小学校、中学校における通級指導教室あるいは特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を推進すると、そういった意味でございます。

【堤委員】 そうしますと、確認をしたいんですけども、例えば、障害のある子どもさんがいて、地域の通常学級で学ばせたいという親御さんがいらっしゃる時に、これまでは特別支援学校とか学級を勧められて、通常学級へ行けなかったという子どもたちも幾つか聞いているわけですけども、そういった親御さんの願いとか、子どもたちが、こういう学校で学びたいという、そういう希望というのは、かなえられるものなのでしょうか。

【石橋特別支援教育課長】 学びの場の決定につきましては、市町の教育委員会が決定してまいりますけれども、その中で、保護者、本人と市町の教育委員会がしっかり合意形成を図りながら、子どもが、果たしてどこの学習の場が一番力を伸ばせるか、そういったことを保護者、本人と市町の教育委員会がしっかり考えながら決定していくものでございますので、市町の学校

で学ぶことを否定するものではありません。

【堤委員】 その中で、説得されて、希望しない特別支援学校とかなんかに行く場合があるのかもしれないなという気がしているんです。もし通常学級とかで学びたいということであれば、やはり合理的配慮の下に、しっかり学べる環境を整備していただきたいと思っておりますし、二十の集いなんかそれぞれの市町で行われますけれども、午前中に、同じ学校とかで学んだ二十になった皆さんのお祝いの式があって、その後、午後に、障害がある子どもたちが二十になってお祝いされるという、分かれた形とかがよくあるわけですけども、地域の学校で学んでいれば、やはり同じ友達同士交流して、一緒にお祝いができるのではないかと、やっぱりそういう社会を目指していく必要があるのではないかと、思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、16ページのところから、「豊かな心の育成」ということで、17ページの頭に「様々な人権課題について、関係機関と連携した教育・啓発」、「多様性を認め合い、他者を思いやる豊かな心を育成します。」とありまして、その下に、真ん中に「健やかな体の育成」ということで、「生涯を通じた心身の健康づくりを促進します」とあります。この中で、性教育、日本は非常に遅れていると言われて、包括的性教育を実施するべきだという国連の人権理事会からの勧告もあつたり、日本はそういうことを受けているわけですけども、なかなか国の方が、文部科学省の方がそこも動いていないのですが、ただ文部科学省は今年から、生命の安全教育というのを始めています。その中では、性と人権について、系統的に学ぶカリキュラムにはなっていないんですね。包括的な性教育には

なっていない。体の発達や生殖などの生物学的な面だけでなく、ジェンダー平等とか、性の多様性、そういう社会・文化的側面も含めた幅広い性について学ぶとか、自らの健康や安全について考えて、よりよい人間関係を築き、幸せに生きるための選択ができる、そういう力を育むとされています。

そういうことを考えますと、まだまだ日本はそこは進んでいないのですが、ジャニー喜多川氏による性暴力、10代の少年たちに対する性虐待の事件などもありました。自分の体を守る、自分の心と体の主人公になる、そういう人たちを育てていくためには、やっぱりそのところが非常に大事ではないかと思っているのですが、そのこの部分は、この項目の中に含まれていると言っているのでしょうか、お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】基本計画の中では、17ページ中ほどに「健やかな体の育成」というところに入っているかと思うんですけども、ここにつきましては、運動部活動の方を中心に書かせていただいているような状況でございます。

【堤委員】部活動も大事ですけども、そういった性の部分の方も含めた取組を進めていただきたいと思えますし、そういう中身を入れていただきたいと思えますが、いかがですか。

【山下教育政策課企画監】17ページの一番上に「様々な人権課題」を記載しておりまして、その中には、HIV感染であったり、性的少数者の問題等、そのあたりも含めて記載をしているところでございます。

【堤委員】そこは私も把握はしているのですが、性というのは、心身の健康と幸福というのは、何ページか前にありましたウェルビーイングの考え方ですね。そのウェルビーイングの源であって、性の健康というのは、体や精神、社会

的に良好で、差別や暴力に遭わない状態でウェルビーイングは実現されると言われます。それを確かにするのが包括的性教育だと思いますので、ぜひこのところの連携をしながら進めていただきたいと思います。

もう一点、子ども読書活動推進計画について、お尋ねをします。

公立図書館との連携ということは午前中に言われていましたけれども、例えば、学校の授業で、いろいろな単元で学習するのに必要な図書を公立図書館から借りて、それを学習に使うということがあります。その場合、公立図書館の所管は教育委員会にあるのですか、市町の教育委員会になるのでしょうか、どうなんですか。

【加藤生涯学習課長】県立図書館に関しましては、生涯学習課で所管しております。市や町の図書館に関しましては、多くは市や町の教育委員会が所管しているというケースでございます。

【堤委員】佐世保市の佐世保市立図書館が、今度、教育委員会の管轄から、企画部に移るというお話を聞いたんです。それで、関係者は、学校との連携がうまくいくだろうかということをお聞きしているとお聞きしていますが、そのところは、何かいきさつとか、ご存じありませんか。

【加藤生涯学習課長】すみません、その所の所管の変更というのは私は把握をしていないのですが、今、佐世保市の図書館と学校の連携の在り方というのは、大変先進的な取組をしておられます。先日も、読書関係者の研修会において、佐世保市の取組については発表していただいたところなのですが、多くのところが今、佐世保市の図書館について学びながら学校との連携を進めているという状況でございます。

【堤委員】ありがとうございました。

私の方でも、もう少しお話をお聞きしながら、今、先進的な取組と言われましたから、それをさらに進めていけるようなことができるように進めていきたいと思えます。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【富岡委員】私の方から、教育次長からお話のありました長崎県総合計画2025の進捗状況について、38項目中、令和4年度については23項目が達成、未達成だけれども改善傾向が8、そして未達成で遅れているものが7項目ということで、これらについて見させていただきまして、コロナの影響の部分など、多々ございました。ただ、全体に関連する部分なんですけれども、私からは、その達成率の考え方についてでございます。

その中で、代表して高校教育課にお尋ねします。こちらは施策名としては「グローバル化社会を生き抜く力を持った人材づくり」ということで、一番下のところの3の成果指標のところ、英検準2級程度相当以上の英語力を持つ生徒の割合ということで、目標値として、全て50%以上と掲げられていて、実績値につきましては、令和3年が47.7%、令和4年が44.8%ということで、達成率を、割る ということで、89%というふうに計算しております。数学とか統計の問題になってくるかもしれないんですけれども、この中にも数学の先生がいらっしゃるかもしれませんが、こうした割合、パーセンテージをパーセンテージで割って達成率を計算するというのは、こうした達成率の計算に際して正しいことなのでしょうか、お聞かせいただけたらと思えます。

【田川高校教育課長】全体的に高校教育課の所管ということでお尋ねいただきましたけれども、全体通して、このような計算がなされているの

かなというふうに思っておりまして、全体としての統一感というのは出ているのかというふうに理解しております。

【富岡委員】ありがとうございます。全体としてそういうふうな計算もされていることもあるし、それでいいということですね。

そうしますと、28ページの下から2つ目、先ほどの高校教育課、高校生の児童生徒の不読者率ということで計算されています。こうしたところでは、令和3年度が、目標値が12%以下に対して、実績が11.4%だから、達成率が100%であると。それに対して令和4年度は、13.0%だったから、0%という形です。こうした達成率の差というか、100か0かというふうな計算をしているところがありますので、この点について、どう考えたらいいのかということと、もしも先ほどのように全体に統一してそうする、あるいはパーセンテージをパーセンテージで割ってもいいのであれば、ここのところだと、不読者率を12%以下というふうにするのではなくて、例えば1冊以上本を読んだ生徒がいる割合を、ここで言うと88%を超えるというふうにして、その上で、何人というふうに計算して割れば、先ほどのお話のような0か100かではなく、何%がという数値が出てくるかと思うんですけれども、そうした考えについては、いかがでしょうか。

【加藤生涯学習課長】ありがとうございます。

この不読率につきましては、高校生、中学生、小学生と、その3項目合わせて本課の方で対応させていただいているところでございます。ここにつきましては、例えば昨年度は、中学生が0%ということで、目標を超えたか、超えていないかで0か100の達成率という形で表現をさせていただいております。これにつきましては、

「不読率」という言葉が、これは国の計画も含めて、とにかく1か月全く本を読まない子、この数を減らしていこうというメッセージ性を持っているものでもございます。ほかの目標と異なって、減っていく方がよいという目標になっておりまして、少し異なる内容ではございます。ただし、この記載が100、0でよいのかということにつきましては、少し検討をさせていただきたいと思います。

【富岡委員】 ありがとうございます。

こうした事業ごとの達成率というのは、もしかしたら様々なお考えとかの下でされているのかもしれない。見ていたら、100%ということでは達成しているものもあれば、中には、125%、130%という計算でされているところなんかもあって、自分としてはあっと見る際には、やはりパーセンテージで、89%であるとか、125%と書いてあると、これだけ頑張っているんだとか、そのあたりが見えてきますので、いろいろとルールはあるのかもしれないけれども、できるだけそちらの方向でお書きいただけたら、今後わかりやすいかと思います。

ありがとうございます。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】 私も何点かお伺いしたいのですが、まず第四期長崎県教育振興基本計画の素案のことで、第三期との比較という形になるんですけども、先ほどのやり取りの中で、ボリューム的にもかなりコンパクトにしたという話だったんですけども、その中で、第三期のところ、キャリア教育とか、職業教育の推進というところで、「夢」とか「憧れ」、「志」という言葉をキーワードにして、この実現に向けて取り組む生徒ということで、これを成果指標にも挙げておられたと。

成果指標の中で、成果指標の未達成の中にも入ってきているというふうな状況の中で、今回こういう記述、それから成果指標というのが今回入っていないというふうになっているんですけども、この点について、まずご説明をいただけますか。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。

夢、憧れ、志、こういうものを大事にしてきた長崎県教育委員会、十数年大切にしてきたものでございます。

その中で、あなたは将来に対しての夢とか憧れとか持っていますかというような設問については、これは毎年度、小中学校におきましては学校運営調査という調査を実施しまして、小学校5年生、6年生、中学校1、2、3年生に、こういったアンケートを今も実施しているところでございます。したがって、成果指標としては、ここには今回挙げることはしませんでしたけれども、このことを子どもたちに確実に聞いていくことは大事なことだと考えておりまして、我々の今後の取組の参考にもしなければならぬとも考えておりますので、成果指標としては挙げてはおりませんけれども、これは大事に取っておきたいというふうに考えているところでございます。

【山本委員】 私はちょっと勘違いして、今回のこの計画自体は概要版だと思っていたんです。これが全てだということであると、かなりカットしているなというふうな印象が強くて、その部分というのが、結局、これに載ってなければ、ほかの細かい計画をつくっていく時のこれは基本かなと思っていたものですから、やっぱり載っていた方がいいのかなというふうに思いましたけれども、今の説明については、わかりました。

ただ一方で、私は、この夢、憧れ、志というのが、まさに児童生徒のモチベーションの問題だろうというふうに思います。モチベーションになるものであって、キャリア教育とか職業教育の基本だというふうに考えています。特に、これから卒業後、就職とか進学をする高校生にとっては非常に重要なことなんだろうと。志を持っている、夢に向かって実現をしているのかというのを確認する意味で、これは今、小学校、中学校ということになっているんですけども、私は、高校生にこそ指標にしてほしいというふうに感じているような内容になりますので、この基本計画の指標に入れられないということについては、わかった部分もありますので、高校生についても、ぜひそういう夢とか、憧れ、志、自分の目標に向かって進めているのかというふうなことについてチェックしていただきたいというふうに思いますけれども、一言だけいただけますか。

【田川高校教育課長】山本委員がおっしゃいましたように、小学生のみならず、夢、憧れ、志というものを抱くことは高校生にとっても重要だというようなご意見をいただきまして、その点については同感でございます。

キャリア教育といいますのは、これからどう生きていくかという、いわゆる生き方指導であり、どのようにすればなりたい自分に近づけていけるのかという重要な教育だろうというふうに思っておりますので、指標としてどういう聞き方がふさわしいのかということも含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。

【山本委員】ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、またこの基本計画なんですけれども、これはずっと23ページになるんですけども、

「誰もが安心して学べる環境の整備」ということで、一番上のところに、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどの配置、相談体制の整備、それから「学びの多様化学校」の設置検討等というのが記載をされています。

冒頭、教育次長説明資料の中で、児童生徒の問題行動調査については、「児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。」というふうに記載があります。いじめの被害者であったり、不登校の児童生徒に多様な居場所を提供するということはもちろん必要なんですけども、併せて、未然という意味で、学校に行きたいと、まじめに授業を受けたいんだという生徒さんが、いじめであったり、授業妨害などで、その希望をかなえられないようなことがないように、この早期発見とか、早期対応というところを徹底していただきたいというふうに思います。

そのためにも、先生方、特にやっぱりどうしても初任の先生は授業運営はなかなか苦労されるんだろうと思うので、そういった先生が、抱え込んだり、結果的に放置をしたりするようなことがないように、その学校内での早期の情報の共有それから対応というのを図ってほしいというふうに思うんですけども、この点について、ご見解をお願いします。

【長池児童生徒支援課長】ありがとうございます。いじめにしても、不登校にしても、やはり大事なことは早期発見、そして早期対応ということかと思います。今、くしくも委員からご指摘ありました、まず学校内での様々な子どもたちの変化を教職員が確実に見取ること、そして変化を感知した場合には、すぐに情報共有して、必要な対応を即、組織的に行っていくということ、これが一番大事かと思います。

本県教育委員会では、昨年度末に、子どもたちの望ましい人間関係を育むための活動事例集という教員向けの活用事例集を作っておりまして、そういったものを利用しながら、各学校で、あるいは教室で、授業で、いろんな教育活動の中で、そういった子どもたちをリードしたり、あるいはそういった理解を深めるための実地研修に役立つテキストを作っておりますので、そういったものを使って、先生方同士でのスキルアップであるとか、あるいは学校全体の組織的な対応というものがやりやすいような、そういったさらに指導をしていきたいというふうに思っております。

【山本委員】ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、これも第四期の計画の素案の中の柱の02の、学事振興課のところでも話をしたんですけれども、「公立連携した取組」ということで、この取組には非常に期待をしています。

公立と私立にはそれぞれ特徴であったり、それから強み、課題、それぞれのものがある一方で、生徒数の減少であったり、地域との関わり合い、そういった意味で、公私共通の課題があるというふうに思っています。

そういった点において、先生も生徒さん自体も、今、スポーツ、文化とか、いろんな試合等を通じていろんな交流をされていると思うんですけれども、それ以外のところも含めて、情報交換とか、意見交換を行って、とにかく県の高校全体としてレベルアップを図ってほしいと。どちらかと言うと、ちょっと公立の方が私立の方に歩み寄るような形で進めていただきたいなというふうに思っています。

そういった中で、島原市の方で今、共創プロジェクトということで、高校教育課にも非常に

よくご支援をいただいているんですけども、生徒さん自体が、農業、商業、工業それから特別支援学校も含めて、それぞれの特徴を出しながら、飲食物を作ってみたり、商品を開発して、それを販売してみたり、それから地域の行事に参加をしてみたりということで、非常にいい取組をしているんですけども、ここに私立高校も参加できるような取組ができないかと。この点について、お願いします。

【直塚高校教育課企画監】山本委員からお話がありましたように、これは前回の委員会でも少し触れさせていただいたんですけども、今、島原市におきましては、5つの学校がそれぞれの魅力を出し合って、そしてにぎわいを創出するというような高校の魅力化と地域の活性化を連動させた取組を進めているところでございます。

島原は私立が、島原中央高校がございまして、今年度につきましても、島原中央高校さんにはお声かけはさせていただいたところなのですが、もう少し状況を見たいと言われておりますので、今後は、5つの学校に、島原中央高校さんにもまた引き続きお声かけをさせていただいて、一緒にやっていきたいと思っているところでございます。

【山本委員】ありがとうございます。私はそれを知りませんでした。申し訳ありませんでした。よろしくお願いたします。

10月の長崎新聞に、この共創プロジェクトも含めてコラムが載ってまして、この中で、島原市は、まるで大学がある町のようなというふうなやり取りを高校教育課の方とされているんです。確かに言われてみれば、商業もあれば、工業もあれば、農業もあれば、特別支援学校もあれば、普通高校もあればということ、それに

また私立もあればということになれば、これは確かに大学なんです。だから、そういった非常にいいイメージだなと。地域の方がそれを知ること自体、また学校を知ってもらって、地域の中に溶け込んでいくという意味で、非常にいい取組だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ふるさと教育の関係なんですけれども、これも文教厚生委員会の県内視察で、東彼杵中学校のふるさと教育というのを見せていただきました。結局、モデル事業だと思ひんですけれども、これが小中学校9年間を見据えた上で、中学校1年生は地元での職場体験、そういうものやっけていく、2年目になってくると、まちおこしというんですか、そういったものを学習していく、3年生では、実際に会社というふうな形でやっけていくという形で、私はこれは非常にいいと思ひました。

地域に提案をしていく、それを施策に取り組んでいくというところは、この間のお話からすると、これからだというふうに感じたんですけれども、この取組、モデルでたしか10校ぐらいされていたと思ひんですけれども、これをぜひ全県に広げていただきたいと思ひんですけれども、今後の取組について、お願ひします。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。

まず、東彼杵中学校のその取組をご覧になっていただきまして、本当にありがとうございます。東彼杵中学校の1年生、2年生、3年生のそれぞれの学習内容というのは、これはあくまでも東彼杵中学校の学習内容でありまして、ふるさと教育に力を入れている学校が全てその同じようなカリキュラムでやっけていているというわけではないということ、これはまず押さえておきたいと思ひます。

東彼杵中学校は、実は、ふるさと教育の研究指定としては、今年度からの指定ではなく、2個前の研究指定の段階で、東彼杵中学校は取組をしていただきました。その時には、県内8校ほど、その取組を研究しておったわけですけれども、その取組をDVDにまとめまして、県内の全ての学校に配りました。昨年度までの取組の事業につきましては、これを県のホームページに上げまして、全部の学校が視聴できるようにしております。

今年度からは、5つの市において、小中高が一体となったふるさと教育をやっけていているわけですけれども、これもまた取組のそれぞれの学習発表会の様子をコンパクトにまとめまして、全ての学校が視聴できるような配慮をしていきたいというふうに考へているところです。

【山本委員】 ありがとうございます。

地元のことばかりで申し訳ないのですが、島原市で、市長を囲む懇談会みたいなものがあって、地区ごとにやっけていった時に、今まで中学生とか高校生の参加が少なかったんです。最近、そういう形で参加をしてくる。この子たちが、いろんなことをそういう座談会の中で、町内会の話であったり、町の行事、ごみの問題、そういったことに関わっけてきているという、まだ本当に僅かですけれども、そういったことで地域を知ってもらう、単発のイベントではなくて、ある程度、系統的に知っけていただくというのは、私は非常にいい取組だというふうに思っけていて、今度、高校生もそれに入っけてきて、小、中、高というふうな形でつながっているということで、大変いいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

最後に、子ども読書活動推進計画のことで2つお願ひしたいんですけれども、まず1点目が、

この中で、「家庭における子ども読書活動の推進」ということで、3歳から5歳児の家庭における読み聞かせ、週1回以上の実施率が80%を超えているというのは、非常に感心をした、ちょっとびっくりしたんですけれども、一方で、朝の読書をはじめとする全校一斉読書活動を週3回以上実施している学校というのが、高校90%、中学校74%であるのに対して、小学校では24.6%と非常に低くなっているなというのを感じました。

まず、この点についての見解と今後の取組について、お伺いします。

【加藤生涯学習課長】この学校全体での一斉読書の時間につきましては、特に小学校において、これは現行の学習指導要領が純粋に1時間、英語の時間をプラスすることになりました。そういった中で、なかなか小学校では、この時間を取りながらカリキュラムを実施していくというのが難しい状況となっております。

このような中で、一斉読書の時間は減っているのですが、学校においては、常に子どもたちの手元に本を持たせておいて、例えば給食を早く食べ終わったり、また学習が早く済んだりした時には、すぐに読書ができるような、隙間読書というような取組も始まっております。

こういった中で、実際この5年間、小学校における子どもたちの読書量は増加をしておりますので、難しい時間設定の中で、小学校は工夫しながら読書活動を展開しているという状況でございます。

【山本委員】ありがとうございました。

次に、読み聞かせのことなんですけれども、本県においては、先ほどから出ている学校司書の方、それから図書ボランティアの方を中心に、読書活動であったり、読み聞かせの活動という

のがされています。私の地元においても、小学校、それから中学校でも、多分、今言われた朝の読書の時間を使って、図書ボランティアの方が読み聞かせをされているんですけれども、残念ながら、そこに先生が参加されていないというケースがあると。いらっしゃる方もいるけれども、いらっしゃらない方がいて、多分ほかのお仕事をされているということになるんだろうと思うんです。

先日、先ほどご説明のあった図書ボランティアの研修会に私自身、参加をしてみたんですけれども、非常にいい話があります。特に、一番感銘を受けたのは、紹介しますと、高校野球の夏の甲子園で、今年は準優勝で、去年優勝した仙台育英高校の野球部の監督が、「あすはきっと」という絵本があるんですけれども、これを野球部の生徒さんに読み聞かせをしていたということを知りました。結局、知識とか情報だけで人の心を動かすのはなかなか難しい。だから、心に語りかけるという意味で、高校生においても読み聞かせというのは有効なんだなというのを改めて感じたところです。

この読み聞かせについて、教育委員会の見解をお伺いしたいのですが。

【加藤生涯学習課長】読み聞かせも含めまして、あらゆる形で子どもたちに多くの読書活動を体験させていきたいというふうに思っております。

このボランティアに関しまして、実は、コロナウイルスの時期に、そこまではボランティアの数がずっと増えていた状況でございました。ところが、この数年、ボランティアの数が減ってきているという状況がありました。

このようなことも含めて、地域全体で子どもたちの読書活動を支えていこうということで、今回、地域においては、「つながろう！広げよ

う！読書の輪」というテーマを掲げているところでございます。

そういった中で、私どもが今回やっていきたいと思っておりますのは、読書関係者、学校関係者、そこに医療や福祉の関係者も集まって、どんなことができるのかということ語り合うような学びの場、意見交換の場、こういったものを県内各地で実施をしていきたい、そういった中で、社会全体で子どもたちの読書活動を支えていきたいというふうに考えているものでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

どんどん広がっていったら、学校それから家庭、地域というふうな形で、それが幅広く、いわゆる教育以外の方も含めてやれるというのは非常にいいことだと思います。

私がちょっと気になっていたのは、学校が、先ほど言いました司書教諭それから学校司書、司書教諭は先生、学校司書というのは任意というか、そういう方が図書館を学校司書とか図書ボランティアに少し任せ切りではないのかというふうな感じがしております。そうすると、せっかく昼休みに学校司書の方が読み聞かせをしている、だけど先生方は忙しくて、そこに参加していない。だから、校長先生以下先生たちが、実際にやるのは学校司書の方であったり、ボランティアの方であってもいいと思うんですけども、そういった形でぜひ全体のために取り組んでいただきたい。それをきっかけにして、子どもたちが自主的に本を読むというふうな形につながっていけばいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【宮本委員】 先ほど山本委員からもありました、

午前中の説明資料の中の次長説明いただいた資料の5ページになります。

ここで私も確認をさせていただきたいと思っております。「公立学校児童生徒の問題行動等調査について」というところです。暴力、いじめ、そして不登校が増えているという状況があります。

特に、いじめについては162件増加をしているということですが、解消率は、全国に増して本県は高い解消率であるということ。

そして、不登校については、やはりこれも増加しているという状況があります。

先ほど山本委員からも、未然防止、そして早期発見、早期対応、これが重要ですよということがありました。これも踏まえて、今後、予算化に向けて検討している事業の中で、学校内外における児童生徒の学びの場創出事業費、約3,900万円計上されて、今、検討中であろうと考えておりますが、これはまさしく不登校児童生徒への対策であろうかと考えているのですが、これについてご説明いただければと思います。

【長池児童生徒支援課長】 ありがとうございます。今、委員の方からご紹介ありました、自分の教室に入りづらさを感じている子どもたちの居場所ということで、不登校の生徒の未然防止や、あるいは学校復帰につながる手段の一つとして考えられているものでございます。校内教育支援センターということで、これは文部科学省の方が本年の3月に、不登校支援対策のプランの中で挙げているものの一つでございます。

県内でも、既に一部の市町で設置しているところもあるのですが、県としましては、これをぜひ設置促進していきたいというところで、どういうことができるかということで、予算化も含めて、今、研究をしているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

未然防止対策というのは重要ですが、もう一つお聞きしますが、校内教育支援センターの設置、これは県内の状況はどうなっているのか。全校にこれがあるというわけではなくて、今後これを推進、設置していったって、不登校児童生徒への対策にするということですが、このセンターについて、設置状況について、お聞きいたします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

【千住委員長】 再開します。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げたのですが、現在、長崎市など一部の市町の方で設置して、実施されているというふうにお聞きしております。特に長崎市では、現在50校ほど設置して、支援に当たっているということをお聞きしております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

しかしながら、こういったものがあるにもかかわらず、不登校が増加しているという現状を見ると、この事業は推進ということですから、さらに機能が充実するんだろうというふうに考えております。

こういったものを利用、活用して不登校児童生徒対策を強化していくということは非常に重要なので、ぜひ、これは予算化に向けて検討されているので、事業化になるように推進をしていただきたいと思っておりますし、この校内教育支援センターなるものを全校に設置して、対応に当たっていただきたいと考えております。

併せて、私も一般質問で質問いたしました不登校児童生徒対策について、不登校特例校、今

は「学びの多様化学校」と名称が変わりましたが、この設置状況について、佐世保市と協議をしていくということで、プロジェクトチームをつくっていくという答弁もいただいたのですが、その後、何か学びの多様化学校についての動き等々があれば、教えていただければと思います。まだ今からですよということでも構いませんが、何かありましたら教えてください。

【長池児童生徒支援課長】 学びの多様化学校につきましては、今ご指摘ありましたように、佐世保市の方がその設置に向けた研究をしていきたいということで、既にそういった意向を示されております。

県としましても、市町の意向に沿いながら、ただ、お手伝いできるのであれば、ぜひ加わってさせていただきたいということで、そのプロジェクトチームの方にも参加していく方向で、今、市町の方とは、そういったお話をしているところです。

【宮本委員】 ありがとうございます。

学びの多様化学校、これはもちろん不登校に特化した教育学校であるということと同時に、こういった形で次年度、予算化に向けた動きも県教委としてもされているので、学びの多様化学校については、ぜひともプロジェクトチームに入っていて、市として、そしてまた県として、こういった対策ができるか、財源も踏まえて、それをしっかりと協議して、指揮を執れるかどうか、どちらが主になるかでしょうけれども、いいもの、実のあるものが設置できるように、県教委としても、市教委と連携を取っていただきたいということを改めて要望させていただきます。よろしくお願いたします。

【千住委員長】 質問の途中ですけれども、ここで一旦休憩を取りたいと思います。

それでは、15時5分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時 5分 再開

【千住委員長】 会議を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】 1点だけお尋ねします。学校のトイレの件でお尋ねをしたいというふうに思います。先般、気になる記事を見まして、学校のトイレの洋式化の率、全国の公立小中学校のトイレにある洋式便器の割合が68.3%という記事があって、これは文部科学省の調査なんですけど、その中で気になったのは、本県の率、55.4%ということでありまして。最も高いところが富山県で86.5%ですから、一番高い富山県と長崎県では30ポイント以上の開きがあるという状況が明らかになったわけですが、これについて学校現場を預かる教育委員会として、学校におけるトイレの洋式化ということに対する認識、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【山崎教育環境整備課長】 まず、公立小中学校のトイレの洋式化率、先ほど深堀委員からご紹介ありまして、本県の設置状況はかなり低いというような状況もございますが、まず市町立学校の施設整備につきましては、設置者であります市町において主体的に実施すべきものというふうに考えておりますけれども、県といたしましては、施設整備に当たっての国の補助制度を周知するほか、市町から相談等があった場合には、必要に応じて、国にも確認しながら、市町が計画する事業が円滑に進められるように、支援を行っているところでございます。また、国に対しましても、補助制度の要件緩和、あるいは財源の

確保について、政府施策要望等を通じまして要望をしているところでございます。

【深堀委員】 説明はわかるんですけども、それはよその県も一緒ですよ。じゃ、何で長崎はこんなに低いのですかと聞いているわけです。もちろん21市町あって、それぞれ全然違いますね。資料も頂きました。一番高いところで、小さいところだと佐々町が94.3%、一番低いところが東彼杵町で33.3%、大きな都市でいけば、佐世保市が79.5%、長崎市は49%。総じて県北地区の方が高くなっていますね。理由はわかりません。こういう市町によるばらつきがあるということ。そして、国の補助制度がありますと。それを周知します。でも、それは全国一緒の話であって、なぜ、じゃ、同じ状況の中で長崎県がここまで低いのかと、そこに対する見解はありませんか。

【山崎教育環境整備課長】 一つの例でございますけれども、例えば、今ご紹介ありました佐世保市が79.5%と、県内でも比較的高い方になっております。長崎市につきましては49%ということで、それぞれの市町がどういった施設整備に優先的に取り組んでいくかという、そういった考え方の差があるものというふうに認識をいたしております。例えば長崎市ですと、現在、老朽化対策の方をかなり積極的に取り組んでいるというようなお話も聞いておりますので、そういった市町の取組状況、考え方に差があるものというふうに考えております。

【深堀委員】 それぞれの市町の整備方針というか、いろいろあるとは思いますが、教育現場を預かる県の教育委員会として、いろいろ体力的なこと、もしくは障害を持たれている子どもたちも通っている学校において、今の時代、各生活されているところでも、多くの方が

洋式のトイレを使っていると思われます。そういった中で、和式しかないというような学校がもしあれば、やっぱり児童生徒の皆さんは非常に困惑されているんじゃないかなというふうに思います。財政的な問題ということで、わかるんですけども、考え方として、洋式化を進めていくんだという何かしらの指針か何かを出さないと、ほかの部分ももちろん大事だからということで、そちらにお金を取られてしまう可能性もある。

本格的な工事をすればお金は物すごくかかるとは思うんです。ただ、簡易的に便座だけを替えるやり方だってあるわけですから、いろんな工夫をすれば、もう少し、少なくとも全国と同レベルぐらいまで押し上げることは、恐らく、全国だって、もっと上がってくると思いますよ。実際に、3年ごとの調査ですけども、年々上がってきていますからね。そこを考えた時に、もう少し音頭を取るべきじゃないかというふうに思います。

そして、数は少ないですけども、長崎県立の中学校は43.2%、低いですよ。県の考え方はどうなっているのかなというふうに思うし、今、小中学校の話をしていますけれども、じゃ、高校はどうなんですかということですよ。高校の洋式化率というのは出ていますか。

【山崎教育環境整備課長】県立の高等学校の洋式化率でございますが、こちらの方については国の全国調査がございませんので、全国との比較というのはできかねるんですけども、本県県立高校につきましては、38.6%という状況でございます。

【深堀委員】全国で比較する数字がないといっても、県内の公立小中学校の洋式の便器率が55.4%ですから、県立高校の洋式化が38.6%と

いうのは明らかに低いですね。もう少し考え方をしっかり持つべきではないのかなというふうに思うんですけども、ここは次長、答弁をもらえませんか。

【桑宮教育次長】委員おっしゃったように、バリアフリーの意味からも、またいろんな配慮を要する子どもの意味からも、洋式化というのは一定進める必要があるのかなと思っております。

県立学校につきましては、大規模な改修工事等に合わせてそういった工事を進めているわけですので、全体的な改修整備の中で、基本的な方針としては、洋式化を進めたいという気持ちは私どもも変わりませので、大規模修繕、あるいは全体的な改修計画の中で、どういった形で進められていくか、検討してまいりたいと思います。

【深堀委員】ぜひよろしくお願いたします。我々もそうですけども、県庁の職場で和式の便器というのはないでしょう。あるんですか。大変失礼いたしました。ただ、皆さん、毎日使われているものだから、いかに洋式の方がいいかというのはわかり切っていることなので、ぜひお願いをいたします。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】第四期長崎県教育振興基本計画について、少し追加して質問したいと思います。

この計画は、4つの常任委員会の関わる共通資料として出されておまして、私が午前中質疑をしましたように、直接、教育委員会は担当ではないという項目もあります。つまり、全庁的にまたがってこの計画はつくられているということになります。しかし、なかなか補足説明をしてとならないと、十分な審議というのはどうかと疑問に思います。そこで、見解を把握しておられたら答弁をお願いしたいですし、あ

るいは見解を把握していなくても、文教厚生委員会の中でこういう意見が出たということを通じての担当課に伝えていただく、そういう役割も、まとめる側の教育委員会としてはお願いをしたいと思って質疑をしたいというふうに思います。

これは午前中に質問しました長崎県美術館、長崎歴史文化博物館の本展、移動展や遠隔授業等の実施市町数ということで、令和10年度の最終目標値が、5年間で全市町21市町ということで、基準値がなくて掲げているんです。でも、これは三期もこのような計画になっているんですけれども、要するに、三期と四期と、5年たって同じ項目で、そして同じ内容を掲げるのかということについて、見解を把握しておられましたら、答弁を求めます。

【山下教育政策課企画監】委員からお尋ねございました美術館、歴史文化博物館の本展や移動展、遠隔授業等の実施市町数が同じ指標であるというご指摘でございますけれども、現在、第三期の計画期間内で全市町に実施することを目的としておりましたが、実施しているところは複数回実施をしているんですけれども、実施できない市町がございまして、今計画期間で達成をしていないことから、引き続き、同じ21市町で実施をしたいという指標を目標に掲げております。

【堀江委員】今回、同じように第三期の振興計画の成果指標がどうかというのが出されています。この中に、今言われた県美術館云々というものの実施市町はどうかということで、この三期の計画の時に、最初は3市町だったんだけれども、実際にやっているのは、11市町が実施をしたというふうに、計画としては進んでいるというか、要するに、第三期の時に、それなりに進んでいるというふうに思うんです。

そうであれば、もちろん目標としては21市町ですけれども、この基準値のところ、例えば今現在11市町やっていますよというその基準値を述べて、そして最終的には21を目指すんだという書き方というか、その方がより見やすいのではないかというふうに私自身思ったものですから、こういう質疑をしたので、そういう意見が出たということ伝えてほしいというふうに思います。

もう一つだけ、これは週に1回以上スポーツをする県民の割合で、基準値が46.8%で、令和10年度は54%という基準値と目標なんです。これは第一期から変わらない指標なんです。目標値が、一期の時は50%、今回四期が54%ですよ。二期、三期と、目標値は60%台を設定した時もありましたけれども、今回四期の設定は54%。言い換えれば、この15年間、同じ指標を掲げて、いわゆる成果が見えないんですよ。50%以上超えましようとして掲げているんだけれども、実績値は50%いかない。だから、成果が見えない指標で15年間してきて、見えないのに、また掲げるのかという疑問があるんです。このことについて、見解を把握しておられましたら、答弁を求めます。

【山下教育政策課企画監】週に1回以上スポーツをする県民の割合ということで、前計画から指標に掲げておりました。前計画の目標が65%以上としておまして、これがスポーツ庁が第2期スポーツ基本計画において定めたものを、そのまま指標にしておったところなんですけれども、県のスポーツビジョン等において目標値を定める時に、さすがに県の状況を踏まえず国の計画のままだと、こういうふうに乖離があるということで、県の状況を踏まえて、再度、設定をし直したところです。

なお、この低い現状におきましては、やはりコロナ禍でスポーツの習慣がちょっと落ちてしまったなどということも考えられるのではないかと考えているところです。

【堀江委員】このことも、今、答弁がありましたように、成果達成状況、ここでもいわゆる基準値が43%で、目標が65%で、実績が46.8%、50%いかないんですよ。ほかの計画との兼ね合いから、65%は高過ぎるから、長崎県独自に合わせて50%台になりましたという見解を示していただきましたけれども、逆に言えば、この指標そのものを長崎県に合わせて、週に1回以上スポーツをする県民の割合ということにこだわらずに、別の指標で表すということも検討していいんじゃないか。要するに、15年間のスパンで見ても成果が見えない、5年間のスパンで見ても成果が見えない。そうであれば、別の指標を考えるということもあっていいんじゃないかというのが私の意見ですので、そういう意見もあったということ伝えてほしいというふうに思います。

最後にしますけれども、教育振興基本計画は、教育基本法17条の2、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し」云々ということで、「基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」つまり、これは努力義務ですよ。絶対つくらんばいかんという計画じゃないんです。けれども、今度は第四期をつくるんですよ。午前中の答弁で、教育行政は、始めたことを途中でやめられないと言われましたけれども、基本計画というのは本当に必要なのか。例えば、先ほど山本委員から言われました。三期の時は、こういうものが載っていたけれども何でか。それは基本計画に載せてなくても、こっちでちゃんとやっているからいいんですよと、そういう回

答があったでしょう。そうやって整理していくと、例えば、今でも小学校でも中学校でも、子どもたちと先生と、こういう学校を目指そうと掲げているじゃないですか。それと同じように、基本計画と、ぱっとつくらなくても、現場では、それぞれの教育、こういう学校にしたい、こういう学級づくりをしようとしているから、そこがあればいいのではないかというふうなことを思えば、努めなければならない努力義務の基本計画を絶対つくらんばいかんということでもないんじゃないかと私は思うんですけれども、この点は、ほかの課どうこうじゃなくて、教育委員会の見解を求めます。

【山下教育政策課企画監】確かに教育振興基本計画は努力義務となっております。しかしながら、多くの人たちが、学校だけではなく、家庭や地域の方々、それから企業や行政の方々など、多くの方々に同じ方向を向いて取り組んでいただきたいと思っておりますので、計画を定めてお示しする必要があると思っております。

【堀江委員】そういう答弁になるんだろうとは一定理解をいたしますが、いずれにしても、議会で言うと4つの常任委員会にまたぐような広い計画で、じゃ、どこまでそれが審議をされるかということのもまた難しい面もあると思うし、担当課としては、今回答弁をいただきましたけれども、全庁的にまたがる指標も全て把握しておかなければならないという壮大な計画になるということは一定理解をしますけれども、私としては、努力義務ということは、努力義務でいいんじゃないかなということも意見として申し上げたいと思います。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山下副委員長】最後に、不登校問題というか、不登校対策について、今日はたくさんの委員の

皆さんからも熱心な議論がありましたけれども、私から、角度も少し変えながらですけれども、県民の皆さんの中で、学校教育に携わっていただいている方々、PTAの関係の方、先ほどから出ています図書ボランティアの皆さんとかからいろんな意見をいただく中で、今、小学校の低学年の子で不登校の子が増えてきていると、悩みを抱えている子が増えてきているというようなお話も日頃からいただいているところであります。

今日、子どもアンケートの結果もじっくり見させていただいているんですけれども、最後のページ、16ページ目に、自由な意見をということで、その中で、「相談や悩みに関すること」の中で、不登校の人や悩みのある人が気軽に相談できる場所があったらとか、高校生の中で、スクールカウンセラーの方に相談する際に、担当の先生などに報告してからだったり手続きが多いので、もっと気軽に相談したいと。私は、キーワードはこの「気軽に」というところじゃないかなというふうに感じたところであります。

もちろん、担任の先生は、日頃からいろんなところに目配りしていただきながら、業務多忙の中、いろんなケアをしてくださったり、生徒さんに寄り添っていただいたり、本当に一生懸命やっただいていてと思います。ただ、やっぱり1人では限界があると思います。

そんな中で、今日ずっと議論を聞いていると、スクール・サポート・スタッフさんとか、スクールソーシャルワーカーさん、スクールカウンセラーさん、そして学習支援員さんというんですか、サポートしていただく方、いろんな業種の方が携わっていただいている中で、先ほど早期発見というお話もありましたけれども、実際、担任の先生のほかに、学校でどういうふうな支

援体制で不登校の生徒さんたちをケアしたり、サポートしたり、相談に乗ったりされているのか、まずその辺の総体的な話をお聞かせいただければと思います。

【長池児童生徒支援課長】委員の方からお話ありましたスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーという方がいらっしゃるしまして、これは午前中もお話しさせていただきましたけれども、今、中学校区には全て配置して、必ずその学校にはスクールカウンセラーがいるという状態は確保しているんですけれども、そういう方々が学校にいらっしゃる場合は、相談室という場所、これは学校によっていろいろあるんですけれども、保健室ではなくて、子どもたちにとって行きやすい場所、あるいはそういった方と直接お話がしやすい場所というものを確保しながら、そういった方々に、いろんな悩みであるとか、不安なことを打ち明けてもらう、あるいは教室に行きづらいという状況を、そういったところで少し気持ちを落ち着かせていくという、そういったところを学校の方としては行っているところです。

【山下副委員長】それでは、学習支援員さんという呼び方なのかな、その学習支援員さんの役目、役割を教えていただけないでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】学習支援員についてですが、これは国の補助事業を活用した事業でございます、午前中にご説明いたしました教員の業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフ、それともう一つ、学力向上を主な目的とした学習支援員等の配置というものがございます。学習支援員といいますのは、そのほかにも、進路指導であるとか、キャリア教育について相談をしたり、または校内教育支援センターの配置等による不登校児童生徒への支

援、これについても配置ができる制度でございます。

【山下副委員長】今ご説明いただいた学習支援員さん、不登校の生徒さんに対する相談もできるということですので、私は、このアンケートに表れているのが、「気軽に相談できる」というところがポイントだとさっきも言いましたけれども、なかなか担任の先生もお忙しくて、どの時間も取っていただけない、ましてやスクールカウンセラーさんに直接なかなか会うこともできない。そんな中で、制度のはざまといいましょうか、そういった時に、学習支援員さんというのは、私は貴重な存在じゃないかというふうに見ています。

例えば、何か変わった行動があったり、表情を見て「どうしたの。何かあった」という一言声をかけていただくことで、生徒さんたちも「実は」みたいな話が出たり、そういうこともあるでしょうし、そういう学習支援員さんみたいな存在の人を、人事で予算の関係もあるでしょうけれども、その人件費もかかるでしょうけれども、そういう立場の人たちを増やせばいいのかなというふうに考えたものですから、一つ提案をさせていただくんですけれども、先ほどお話の中で、長崎市さんは50校、校内教育支援センターを校内に設けてということで、佐世保の方はまだそこは進んでいないみたいですがけれども、そういったいろんなアイデアとか、役割、制度が出てきていますので、それもちぐはぐにならないように、県の支援策、市町で考える支援策というのもあると思いますし、県と市町が密に連携をして、いろんなサポートができるように、ケアができるようにやっていただきたいというのが私の感想であります。本当に1人でも多くそういう悩みを抱えている子らが少し

でも救われるように、制度を活用してというか、効率的に、無駄にならないように、せっかくいいことをやっていただいていると思いますので、また先ほども言ったように、担任の先生方も本当に一生懸命頑張っていただいているのも私も見えています。それも少しでも負担軽減にもなりますし、他職種でみんなでサポートしていくシステムというか、仕組みが私は重要だと思います。最後に、今の私の意見について、狩野教育次長、何かご意見がありましたら、一言よろしくお願いします。

【狩野教育次長】今、山下副委員長から非常に重要な指摘をいただいたと思っています。一義的に生徒たちが誰に相談するかということ、どうしても学校の教員、担任、養護教諭、部活の顧問であったり、もしくは家庭の保護者であったりとなるんですけども、あまりにも近いので、逆に、しづらいというものもあるだろうと思っています。今ご指摘あったように、第三者の方が、いわゆる気軽に相談できるということもあるかと思っていますので、まずはいじめにしても、不登校にしても、未然防止であるとか、早期発見ということを考えれば、いかに子どもたちの声を早く拾い上げるかということは非常に大事だと思いますので、どんな形ができるのかということ、先ほどスクール・サポート・スタッフということもお答えありましたけれども、いろいろ財政的なものもありますので、また考えてみたいと思っています。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【富岡委員】教育次長からのまとめのお話もあったのに、すみません。

特別支援教育課の方に、先ほどの補足の説明資料1の方にもあったんですけども、予算化に向けて検討している事業のうち主なものの中

に、障害のある子どもの医療サポート事業費ということで、こちらの資料で言いますと、こちらは長崎県の主要施策（素案）の方なんですけれども、8ページの青で囲まれた下から2つ目、障害のある子どもの医療サポート事業費として、「児童・生徒の安全・安心な通学支援体制の構築のため、通学車両（福祉タクシー）に乘車し、ケアを行う医療的ケア通学支援看護職員を必要な特別支援学校に配置」ということが書かれているんですけども、今、予算化に向けて検討している事業ということで、なかなかお話ししづらい部分もあるかもしれませんが、この現状、看護職員さんがどういった形で特別支援学校に配置されているのかということと、私の地元の時津町におきましても、来年から2人、新たに医療的ケア児のお子さんたちが特別支援学校に入学されるということで、町としても、あるいは親御さんとしても、どこに入学するのも含めて、これからどういうふうに対応していけばいいのかと大変お困りのところがありますので、お話しできる部分を、現状と、現状どういったことで検討しているのかということを具体的にお聞かせいただけたらと思います。

【石橋特別支援教育課長】先ほど委員ご指摘の

障害のある子どもの医療サポート事業について

ですけれども、現在、特別支援学校7校に22名の看護職員を配置しております。これについては校内での安全・安心な学習活動を支援するために看護師を配置しておりますけれども、今回拡充を考えておりますのが、児童・生徒の安全・安心な通学支援体制、保護者の負担がここにもかかっておりますので、そういったところを新たに医療的ケア通学支援看護職員を必要な特別支援学校に配置しようとするものであります。

具体的には、今後財政当局と詰めていく必要

がございますので、少しでも保護者の負担軽減になるような事業になるよう検討していきたいと考えております。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時35分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 3時36分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後 5時16分
於 委員会室 2

感染症対策室長	長谷川麻衣子 君
感染症対策室企画監	岸川 康博 君
医療人材対策室監	峰松 妙佳 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	川内野寿美子 君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	鶴田小百合 君
長寿社会課長	中村 直輝 君
長寿社会課企画監 （地域包括ケア担当）	山口 香織 君
障害福祉課長	佐藤 隆幸 君
障害福祉課企画監 （精神保健福祉担当）	藤井 祥二 君
原爆被爆者援護課長	林田 直浩 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	千住 良治 君
副委員長（副会長）	山下 博史 君
委 員	堀江ひとみ 君
”	浅田ますみ 君
”	深堀ひろし 君
”	吉村 洋 君
”	山本 由夫 君
”	宮本 法広 君
”	堤 典子 君
”	白川 鮎美 君
”	富岡 孝介 君
”	湊 亮太 君

こども政策局長	浦 亮治 君
こども未来課長	黒島 孝子 君
こども未来課企画監	村崎 佳代 君
こども家庭課長	川村 喜実 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	新田 惇一 君
福祉保健部次長	石田 智久 君
福祉保健部次長	中尾美恵子 君
福祉保健課長	安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監 （地域福祉・計画担当）	野田 希 君
監査指導課長	松尾 実 君
医療政策課長	加藤 一征 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 再開

【千住委員長】 それでは、分科会及び委員会を再開いたします。

【千住分科会長】 これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆さんにお諮りいたします。

本日、審査を行う第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第96号議案「公の施設の指定管理者の指定」については関連があることから、まず、予算議案及び第96号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。そして、委員会再開後、第96

号議案について討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 それでは、福祉保健部関係の議案について、ご説明をさせていただきます。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の2件でございます。

初めに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で1億8,322万9,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で1億6,887万9,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容についてご説明をいたします。
（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により1億6,887万9,000円の減を計上しております。

（債務負担行為について）

令和6年4月1日から実施が必要な難病患者へ

の総合的な相談・支援等を行う長崎県難病相談・支援センターの運営に要する経費で、複数年度にわたって指定管理者を指定するため、債務負担行為として5,915万円を計上しております。

このほか、福祉保健行政に係る県有施設等管理業務、保健所整備費、遺家族等援護及び旧軍関係調査事務費について、債務負担行為を行うものでございます。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で7,933万7,000円の増となっております。これは、福祉保健部職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費でございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。私の方から、こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料こども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の2件であります。

初めに、第76号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で4,184万円の増となっております。

り、各科目につきましては、記載のとおりでございます。これは、こども政策局職員の給与費について関係既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第79号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

歳出予算は、合計で1,131万8,000円の増となっており、各科目につきましては、記載のとおりでございます。これは、こども政策局職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、補足説明資料に沿ってご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議いただくものは、長崎県難病相談・支援センター条例により、難病患者及びその家族の療養生活等を支援するとともに、難病患者等と地域住民との交流の促進及びボランティア活動等を通じて県民の難病に対する理解を深めるための拠点施設として設置している長崎県難病相談・支援センターの管理業務に係る指定管理の指定について、指定期間が今年度末で期間満了となることから、新たに指定の手続を取ろうとするものでございます。

まず、指定施設の概要でございますが、長崎市茂里町の長崎県総合福祉センター県棟2階にございます274.86平方メートルのスペースを

確保しまして、事務室、患者会活動室などを配置しております。

業務内容につきましては、難病患者の療養生活に関する相談窓口業務、就労支援に係る業務、難病に対する理解を深めるための情報発信等となっております。

指定管理者の候補者としては、今回、初めて一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきを予定しております。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、運営費に係る債務負担額につきましては、指定管理予定期間である5年間分、5,915万円を計上しているところでございます。

2ページをご覧ください。

選定方法につきましては、本年8月31日から約1か月間、公募を行いまして、応募のあった1団体につき、選定委員会委員による聴き取りを行い、選定委員会の決定により、候補者として選定いたしました。

選定に当たりましては、センターの目的や管理運営に対する理解が十分であること、難病患者や家族の視点に立った管理・運営ができるかなどについて審査を行いました。

その結果、当該団体は、難病相談・支援センターの指定管理を受けるのは初めてとなりますが、これまで実施してこられた独り親家庭等への支援を通じて、難病患者の相談対応やヤングケアラーなどの家族支援の実績があること、これまでの活動を通じて構築されてきた関係機関との連携体制を最大限活用することにより、効果的な難病患者支援が期待できること。また、この連携体制の活用により、県内各地での相談・支援が円滑に実施できることなどが評価されました。

選定委員会の委員につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第96号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】今、補足説明がありました長崎県難病相談・支援センターのことについて質問したいと思います。

今の説明のとおり、今回、新たに指定管理者が変わりましたということですが、理解が十分にあるということで今回の指定管理者になりましたという説明をいただきました。

そこで質問ですが、今までは特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会、いわゆる難病連だったんですけれども、難病連は当事者である家族であるということで、相談に対応するのに様々な情報を把握していたというふうに認識をいたします。

今回、この新たな指定管理者に設定するのに、そういった面も十分に評価いたしましたという説明だったんですが、手続上の決定としては理解いたしますが、その相談対応そのものが、これまでとどう変わるのか、あるいは変わらないのか、そこら辺がどうなのかということについて再度説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】今現在、指定管理を受けていらっしゃる難病連絡協議会につきましては、団体の高齢化などが進みまして難病連絡協議会と相談支援センターの運営を両立させることが困難ということで、今回、応募なされなかったというふうな事情がございます。

そこで、今回新たに指定管理の候補者となる

ひとり親家庭福祉会ながさきにおかれましては、現在の指定管理者である難病連絡協議会の理事長が顧問として就任を予定されております。そこでアドバイザーとしての役割を担っていただくことになっているほか、センター長や相談支援員のほとんどが、そのまま新しい指定管理者に雇用される予定というふうにお聞きしております。センターの窓口としては、これまでとかわりない体制が継続されます。スムーズに引き継ぎができるものと考えております。

【堀江委員】指定管理者は変わったけれども、体制もそのまま、ある意味移行するという形になるので、実態の対応としては、相談対応も含めてこれまでと変わらないというふうに認識をいたしました。

終わります。

【千住分科会長】ほかにありませんか。

【堤委員】今の堀江委員の質問に続けてですが、2ページのその他の主な意見のところ、「事務局長の強い信念によるところが大きいと、補佐を行う者の育成が急務と危惧する」という意見が出たということが書かれているんですけれども、このところのご説明をお願いしたいと思います。

【川内野国保・健康増進課長】今回の応募団体につきましては、県や長崎市などから様々な事業の委託や指定管理を受けるとともに、フードバンクでありますとか子ども食堂など法人独自の事業など、事務局長の強い熱意の下、多数の業務を抱えておられます。そういったことから選定委員から、このようなご意見が出されたところでもあります。

選定委員会におきまして応募者にヒアリングを行いました際に説明を受けた内容といたしましては、法人本部において、事務局長を補佐す

る人材の育成を進めていらっしゃるまして、事務局長一人で全てを抱えるのではなく、業務を分担していくというご説明がありました。

また、難病相談・支援センターにおいては、先ほどもご説明しましたとおり、難病連絡協議会の理事長を顧問として配置してフォローアップの体制を取っていくということでありました。

このほか、難病相談・支援センターの職員につきましても、今後、業務に必要な資格取得のほか、様々な研修を受けさせることによりスキルアップを目指すということでもありますので、県としても、こうした人材育成の状況を確認しながら必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

【堤委員】今のご説明であらかたわかりましたけれども、やはり一つの団体がいろんなところを引き受けたり、あるいは高齢化の問題とかも難病連の問題とかもありましたし、幅広い人材を確保・育成というか、そういう人材がいらっしゃるって、そして、いろいろな団体で担っていけるような、そういう仕組みづくりを進めていただきたいなど。一つのところにいろんなことが集中するというのは、そこがうまくいかなくなってしまったら、いろんなところに支障が出てくるのではないかと思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【千住分科会長】ほかにありませんか。

【宮本委員】おはようございます。私も第96号議案について質問をさせていただきます。

先ほど、堀江委員、そして堤委員からも質問がありまして内容等は確認させていただきました。

長崎県難病相談・支援センターは県北地域にもあります。県北地域は非常に活発に難病カフ

ェであったり難病相談もされていらっしゃると思います。そこの連携というのは、今後、大本が難病連からひとり親家庭福祉会ながさきに変わって、体制は顧問、アドバイザーとして前会の方が残るということであるかもしれませんが、そういった末端までの対応、今後の連携については変わりないのかを教えてください。

【川内野国保・健康増進課長】県北地区の相談支援体制についてですけれども、現在、今の指定管理者であります難病連絡協議会の県北支部の活動拠点において、相談業務や地域交流会などを実施していただいているところでございます。

来年度以降、指定管理が変わることになりましても、難病連絡協議会県北支部の協力を得ることについて確約が取れているということで、これまで同様に相談対応を行っていく予定とお聞きしております。

指定管理負担金の中には、県の積算上、週3回程度、長崎のセンターから佐世保への出張相談というものも見込んでおりまして、実際にどのような体制としていくかについては、今後、議決いただいた後、新しい指定管理団体と協議していくこととしております。

【宮本委員】ありがとうございました。そうであればちょっと安心はしているところです。県北支部も活発にされていて、数年前も質問したんですが、県北地区におけるサテライトの週3回、継続していらっしゃるんでしょうけど、サテライト業務というか、一つの単体として県北にも、連日、長崎市と同じような感じで窓口業務ができるような体制づくりはできないものかと思ひます。週3回で今のところ、賄っているという状況であればいいんでしょうけど、恐らく相談件数も上がってきているんじゃないかな

と考えますが、県北支部におけるサテライトについて県としてのお考えは、今どうなのかを確認させてください。

【川内野国保・健康増進課長】県北地域での相談・支援体制については、一応週3回程度の相談ということで見込んでおりますけれども、今後、母団体からは、県北地域に限らずの話ではありますが、これまで構築されてきた地域のネットワークをたくさん有しておられます。このようなネットワークを活用しまして、例えば、市町の社会福祉協議会など各地域の拠点となる場所をセンターにつなぐ簡易的な窓口とするとともに、タブレットを配置しましてオンライン相談ができる体制を整備したいというふうなことでした。

それから、公式ライン相談窓口の開設でありますとか、ホームページなどによる情報発信の強化といった提案がなされているところでございます。

この提案全てをすぐ実施するということは難しいかもしれませんが、今後、詳細を詰めていって県内各地での相談体制の充実・強化を図っていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。選定方法及び選定経過の中にも、県内各地域での相談、支援が円滑に実施できるということも選定理由の一つとして挙げられておりますので、県北支部のみならず、県下全域に対しても、周知というのがなかなかできてないんじゃないかなと思うんですよね。ご自身は難病であっても、どこに相談したらいいのかわからないという方が結構いらっしゃるの事実なので、こういった相談・支援センターがあるんですよということを県も指定管理者と一緒にやって取り組んでいただきたいと考えております。

もう1点だけ、県負担金ですが、これは前回の5年間の分と変わらないのか。そしてまた、年間約1,183万円、これは恐らく人件費とか部屋の使用代などでしょうけれども、県負担金についてもどういったものか、内訳をお聞かせください。

【川内野国保・健康増進課長】指定管理の負担金につきましては、ほとんどが人件費に充てられるものと考えております。あと、施設の管理費用、共益費だとか、光熱費だとか、そういうふうな支出になっております。

前回、今の指定管理機関の年間の負担金は851万円でございますけど、それを今回1,183万円に増額しております。

この内訳としましては、これまで就労支援事業補助金として、別途、就労支援のための補助金を補助していたんですけれども、これを集約いたしまして、より効率的、効果的な支援ができるように、就労支援事業補助金を含めまして、今回、指定管理の負担金としたところで。

【宮本委員】ありがとうございます。結構増額になってますね。これは就労支援事業をまとめるということでありましょうけど、物価高騰でちょっと増額の方がいいかなと私も思ってたが、結構な増額になっているということですが、ちなみに人件費というのは、ひとり親家庭福祉会ながさきの方、そしてまた、先ほどお話があったとおり、前難病連の方が顧問とかアドバイザーに就くということを考えるならば、総体は何名になるのかというのを教えてください。

【川内野国保・健康増進課長】詳細な人員配置につきましては、今後、協議をしていくこととなりますけれども、今現在、新しい指定管理者からあった提案につきましては、センター長

1名、相談員が4名、補助員が4名、事務員が1名というふうなことでお聞きしています。

現在の体制も大体同じような体制でございますので、体制が大きく変わるということはございません。

【宮本委員】ありがとうございます。トータル10人で、今後また増減がある予定ということで確認をさせていただきました。

いずれにしても、この県負担金の増額、そしてまた、就労支援事業も組み合わせさせていく。そして、5年間の中で新たな展開も考えられているということからするならば、この県負担金がさらにプラスになるように、そして、難病相談・支援センターの機能拡充も踏まえて、もとより県に周知徹底していただきたいということをお願いいたします。

以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか

【富岡委員】先ほどの堤委員が質問されたところと同じ箇所ですが、表現がやっぱり気になって、その他の主な意見として「事務局長の強い信念によるところが大きいため、補佐を行う者の育成が急務と危惧する」ということで、強い信念によるところが大きかったがゆえに指定されたみたいな話なのか、強い信念によって用務がようやく回るようになっているみたいなお話なのか、この部分の意味を、先ほどはそれに対して補佐を行う人の育成なんかについてお話がありました。この文章が気になったので少しご説明いただけますでしょうか。

【川内野国保・健康増進課長】この団体は、いろんな事業をなされているので、全体の事業が回るのかというふうな危惧のお話ですので、強い信念があるために指定されたとか、そういう

ことでもございませんし、そこは確認はしているところでございます。

【富岡委員】先ほどのお話の強い信念で、よろしくいろんな業務が回っているみたいな、そういうイメージですか。承知しました。ちょっとそこに気になる部分ですね。ありがとうございます。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】それでは、予算決算委員会分科会でご説明をさせていただきました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分の2件でございます。

議案の内容につきましてご説明をさせていただきます。

第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、先ほどの分科会におきまして国保・健康増進課から予算議案と併せて補足説明をさせていただきましたものでございます。

第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

これは、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」について、5年間の計画期間の中間年に当たりますことから、ビジョンの実現に向けた施策の追加等を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うとすることをさせていただきます。

次に、議案外の報告事項についてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

（和解及び損害賠償額の決定について）

これは、雇用者による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計16万2,550円を支払うため、去る11月6日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明

をいたします。

4ページをお開きください。

（こども医療福祉センターにおける虐待疑い事案への対応について）

こども医療福祉センターにおける虐待疑い事案については、令和5年6月から児童福祉法などに基づく調査等を行ってまいりましたが、調査の結果、複数の虐待行為が確認されたことから、去る10月27日、施設に対し、関係法令に基づく改善勧告等を実施いたしました。また、11月2日付で関係職員に対し、懲戒処分等の厳正な処分が行われたところでございます。

県の施設におきまして、こういった事案が発生いたしましたことを大変重く受け止めており、被害を受けられた利用者の方並びに保護者の皆様、そして県民の皆様方に対し、深くお詫びを申し上げます。

県といたしましては、早期に課題の整理や再発防止策の検討等を行い、具体的な改善につなげていくため、子どもの権利擁護や障害者支援などの専門家などで構成する「長崎県立こども医療福祉センター虐待防止対策検証委員会」を9月に設置いたしました。当検証委員会におきまして、第三者の視点から再発防止に向けた方策の協議を重ねていただき、10月27日に検証報告書が示されたところでございます。

検証報告書においては、虐待防止に関する規程やマニュアルの整備、研修の見直し等による職員の意識改革の推進のほか、組織マネジメントの一層の強化など、今後の運営改善に向けた具体的な提言が盛り込まれております。

いただいた提言を踏まえまして、二度とこうした事案を生じさせないよう、既に規程の整備でございますとか、研修の見直し等に着手しているところであり、その他の再発防止に向けた

対策につきましても早急に実施してまいります。

また、11月2日及び3日にこども医療福祉センターにおいて保護者説明会を開催し、改めてお詫びの機会をいただくとともに、調査結果や再発防止の取組等についてご報告をさせていただきましたところ です。

今後とも、一日も早い信頼回復に努め、こども医療福祉センターが本県の医療や療育の拠点の施設として県民の皆様方に安心してご利用いただけるよう、力を尽くしてまいりたいと存じます。

（障害者手帳におけるマイナンバーの紐付け誤りについて）

全国的にマイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生しておりますことを踏まえ、国において、デジタル庁を中心とした総点検が実施されており、県におきましては、国の通知に基づき、9月から障害者手帳とマイナンバーの紐付け状況の確認を行ってまいりました。その結果、1,994件の紐付け誤りがあることが判明し、ご本人に対して通知をするとともに、去る11月17日に公表したところでございます。

この紐付け誤りにより、本人以外の障害者手帳情報がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっておりましたが、マイナポータル上で表示される手帳情報には、マイナンバーや氏名等の情報は含まれていないことから、個人情報流出のおそれはなく、また、マイナポータル上に誤って紐付けられた手帳情報についての閲覧記録も確認されておりません。

紐付け誤りがありました手帳情報については、マイナポータルでの閲覧を停止しておりましたが、現時点で紐付けデータの修正及び点検を行った後、閲覧を再開しております。

今後、同様の事案を繰り返すことがないように、

国が策定したマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守するとともに、市町を含めた関係機関に対し、ガイドラインに基づく対応の徹底を通知することとしております。また、手帳台帳システムの改修を行うなど、ハード、ソフトの両面において再発防止策を講じてまいります。

6ページをお開きください。

（福祉保健部関係各種計画の策定について）

福祉保健部では、現在、令和6年度を始期とする17の計画について策定作業を進めているところです。

今般、各計画の素案を作成したところでございますが、今後、県議会からのご意見を踏まえ、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、本年度末までに全ての計画を策定することとしております。

また、詳細につきましては、後ほど各担当課・室から補足説明をさせていただきたいと存じます。

その他の所管事項につきましては、3ページ下段（障害者スポーツの振興について）、3ページ下段（ながさきピース文化祭2025について）、8ページ中段（事務事業評価の実施について）、9ページ上段（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）、文教厚生委員会関係議案説明資料追加1の2ページ（令和6年度の主要施策）で、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】予算決算委員会分科会で

ご説明いたしました予算議案の部分を除くことも政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更について」のうち関係部分の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

これは、長崎県総合計画について5年間の計画期間の中間年に当たることから、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行おうとするものであります。

こども政策局においては、事業群1-3-1-

「妊娠出産、子育てへの切れ目のない支援」に「子どもが安全で安心して過ごせる居場所の充実」の取組を追加し、事業群1-3-4-「豊かな人間性など生きる力の基礎を育む幼児教育の推進」として、子どもが質の高い幼児教育を受けられるような施策の推進に係る事業群を新設するほか、「ながさき結婚・子育て応援宣言団体数」ほか3件の数値目標について、目標値または指標を変更するものであります。

次に、議案外の主な報告事項についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

（ココロねっこ運動の推進について）

こども家庭庁が、11月を「秋のこどもまんなか月間」としていることに合わせ、本県でも同月を「ココロねっこ運動強調月間」と定め、「ココロねっこ運動」の広報・啓発活動などを集中的に実施し、県民の皆様の理解や参加促進を図っております。

その一環として、去る11月5日、長崎市の観

光通り周辺において、「ココロねっこパレード」による広報啓発を行いました。

パレードには、長崎市青少年健全育成連絡協議会をはじめ、子ども会、PTAなど、37の関係機関・団体、約370人が参加し、1,000人を超える方々に周知啓発を行うことができました。

このほか、強調月間の取組として、新聞社やテレビ局等とのタイアップによるイベント出席、ローカル番組での特集、CM・広告等での事業周知のほか、市町・団体主催行事などにおける広報啓発を実施しております。

子どもや子育てを取り巻く環境が変わっていく中、今後とも、関係団体や地域の皆様と連携・協力しながら、「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

（児童虐待防止と家庭的養護の推進について）

昨年度の全国及び本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多を更新し、児童虐待は依然として大きな社会問題となっております。

国においては、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発などに取り組んでおり、本県においても児童虐待防止や児童相談所全国共通ダイアル「189（いちはやく）」について、新聞や全世帯広報誌等への掲載のほか、学校等へのポスターの掲示やリーフレットの配布、街頭キャンペーンの実施など、市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところです。

また、児童虐待等により社会的養育が必要な児童に対し、できる限り家庭と同様の環境で養育できるよう、里親等への委託を推進しており、10月4日の「里親の日」に合わせ、里親育成機関や里親会と合同で街頭キャンペーンなどを実

施いたしました。

今後とも、増加する児童虐待や家庭的養護問題に対する県民の理解をより一層深めていただくよう、様々な機会を通じて広報・啓発を行い、児童虐待の防止や新規里親の確保等に努めてまいります。

4ページ中ほどでございます。

（ヤングケアラーの実態調査報告について）

今年6月に県内の公立小中学校、高等学校531校、約3万人の児童生徒を対象にヤングケアラーの実態調査を実施し、そのうち約2万4,000人から回答いただき、去る10月のケアラー有識者会議において調査結果の概要を報告いたしました。

調査結果によると、「お世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒数は、小学生が全体の4.5%、中学生が4.1%、高校生で2.9%という結果となっており、「お世話をしている家族」については、いずれの学校種でも「きょうだい」が最も多い結果となったところであります。

また、今年8月から9月にかけて、学校に対しても実態調査を実施したところであり、ほぼ全ての学校が、ヤングケアラーという言葉は知っていましたが、「意識して対応している」という割合は、およそ8割にとどまっております。

また「ヤングケアラーと思われる児童・生徒がいる」との回答があった学校は15.6%という結果となっております。

県では、来年4月施行に向けて、ここで文言の訂正がございます。「ケアラー推進計画」としてありますが、正しくは「ケアラー支援推進計画」でございます。お詫びして訂正申し上げます。

このケアラー支援推進計画を策定することとしており、現在、有識者会議を設置し、実効性

のある施策の検討を行っているところであります。今回の実態調査で得られた結果等も踏まえ、県議会をはじめ、有識者会議の委員の皆様、関係機関等にもご意見を伺うとともに、パブリックコメントの実施等により、様々な立場の皆様からご意見をお伺いし、推進計画に反映させてまいりたいと考えております。

続いて、5ページ中ほどをご覧ください。

（不妊治療にかかる支援について）

不妊治療については、昨年度から多くの標準的な治療が保険適用となり、不妊に悩む方の負担軽減が一定図られたところですが、保険適用された治療と併せて受ける先進医療については、全額、自己負担となっております。

こうしたことから、本県では、令和5年4月以降に治療を開始した方を対象に、先進医療に係る費用について県独自の助成制度を創設し、申請される方の利便性の向上を図るため、電子申請等の準備を行ってまいりましたが、去る10月1日から申請受付を開始したところです。

今後とも、出産を希望する夫婦が安心して不妊治療を受けることができるよう、事業の周知に努めるとともに、経済的支援と併せた相談支援体制の充実など、不妊治療に係る支援に取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部改訂について、第四期長崎県教育振興基本計画の策定について。また、文教厚生委員会委員会関係議案説明資料追加1になりますけれども、こちらの方で、令和6年度の主要施策について、また、事務事業評価の実施についてでありまして、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

第96号議案の質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、第108号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 総合計画の数値目標の設定の件で、項目は市町幼児教育アドバイザーの設置市町数という指標を今回入れたということで資料を見せてもらいました。趣旨は、幼児教育センターを拠点とした幼児教育・保育の質の向上、そして、保育者の資質向上を図るための研修機会の充実ということが目的なので、これはもう当然のことであるというふうに理解をしております。

現在の状況が県で3名のアドバイザーを配置している。今回、新たに指標として入れたのは、令和6年度、令和7年度に市町に配置していくということが今回目標として掲げられているわけですが、もともと今の3名の配置のスタートと、今、活動されている内容についてまず確認させてください。

【村崎こども未来課企画監】 幼児教育アドバイザーの活動内容につきましてですが、今年度、幼児教育センターを設置いたしまして、保育現場での勤務経験のある3名のアドバイザーを雇用し、活動を始めております。

3か月間ほどの育成期間を経た後、8月頃から各園の訪問に出かけておりますが、各園の実情に応じてきめ細やかな支援ができるということから、園の方からも好評をいただいております。依頼も徐々に増えてきているところです。11月末現在で36件ほどの訪問の実績がございます。

人件費の部分は、3名分の会計年度任用職員を雇用しておりますが、その財源については、国庫2分の1の事業を活用して実施しております。

【深堀委員】 財源のことまではまだ聞いてなかったですけど、詳しく答弁いただきましてありがとうございます。

11月末までに36件の訪問実績があると、これ、県下ですよ。いいことだというふうには理解してるんです。私がここで議論といいますか、確認したいのは、そもそも県が全体を網羅すればいいんじゃないか。それを今回の目標は市町に、もちろん現場が近いからということは当然わかるんですけどね。県がそもそも費用負担、2分の1を負担して3名のアドバイザーを設置して、基本的には各地を今見ている。でも、手が足りないから市町にしてもらおうということでしょう。

結局、これ、2分の1の国の補助を使っている。事前に確認しましたが、市町が5市町とか13市町を拡大していく時に市町の財政出動はどのくらいあるんですかという話をした時に、国の2分の1を使って、市町も2分の1ですよということだった。

本来、これは県がすべきことなのか、市町がすべきことなのか。だって、今、県がやっているわけでしょう。それを手が足りないからといって市町に展開していくということを総合計画の目標に上げること自体がどうなのかなと私は素朴に感じたんですよ。

当然、市町の施策決定で配置するはずですよ、これね。そこまで県の総合計画で踏み込んでいいんですかというのが非常に気になって、事前にどこまで市町、5市町や13市町と言っているところとすり合わせができていいのか。

例えば、市町が国の2分の1の補助をもらって、県が3分の1とか6分の1とか出すというのであれば、まだ市も。そういう考えがない中で、総合計画でこのように具体的な数字を上げていくことがどうなのかなと気になって、ちょっと質問したんです。見解をお願いします。

【村崎こども未来課企画監】市町の幼児教育アドバイザーの設置につきましては、委員も話されたように、県の地理的条件から、離島とかもありまして、県内に600か所ほど施設がありますが、県のアドバイザーが全てをカバーすることが困難だということから、もともとアドバイザーの配置やセンターを設置する前から、市町へは、こういった考えを持っているということの説明をまいりました。

昨年1年間かけてセンターの検討をしてまいりましたが、その際も年間2回ほど、市町を集めた会議の場で、こういったことを県としては計画をしていて、この事業は地域の子どもたちの育ちを支えるために重要な事業なのでということで説明を重ねてまいりまして、市町と一体となって取り組んでいきたいということを理解していただいているのではないかと考えております。

実は、今年度、8月にも会議をしておりまして、その際に、市町の方でアドバイザーの設置の必要性をどう考えているかということをお聞きしたところ、16市町では、「必要性は理解している」ということで、あと、設置については、「財源の問題とかもあり今後検討」というような回答をいただいているところでございます。

【深堀委員】わかりました。概ね市町の皆さんには、必要性は当たり前のことですが、理解されていると。ただ、それと費用対効果で自分たちの市町がお金を出してまでせにやいかんのか、

県がやってくれよという思いもあるんじゃないのかなというふうに感じたものですから質疑をしました。

こうやって具体的に数値目標を令和6年度、7年度と掲げています。こども政策局として、これを達成しようと頑張るでしょう。ただ、相手があることですから、財源を含めて。だから、そのこの在り方というのは、この事業を展開していく中で慎重にというか、丁寧にというか、進めていくべきだと思っていますけど、最後に局長の見解を聞いて終わりたいと思います。

【浦こども政策局長】今、深堀委員からお話がありましたように、今後、保育あるいは幼児教育の質を上げていくということは、県にとっても重要であります。地域の保育、幼稚園の身近な取組を進めている市町においても、こういった取組というのは、まさに身近な問題としてしっかり推進していただきたいというふうに考えております。

今、ご指摘いただいたように、県から財政的な支援というのは現時点では考えておりませんが、今、企画監も答弁されたように、様々なアドバイザーの派遣等の取組の中で市町と対話を重ねて、先ほど申し上げたような市町の取組の重要性というのは、一定理解が進んでおります。

今後、不適切な保育等、様々な問題が顕在化する中で、それぞれの市町で管内のそういった施設の質を高めるために積極的に取組を行っていただくことを県としてもしっかり促していきたいと考えております。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第96号議案も含めまして討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案及び第108号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料」について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料につきまして、令和5年9月から令和5年10月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部施策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金について、直接補助金は資料2ページから14ページに記載のとおりで、計54件でございます。なお、間接補助金はございません。

また、1,000万円以上の契約案件につきましても、今回は該当ございませんでした。

次に、15ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われた者は、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会からの1件であり、それに対する県の対応は、資料15ページから27ページに記載のとおりであります。

続きまして、28ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、県央区域地域医療構想調整会議など計12件となっており、その内容につきましては、資料29ページから40ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしましたこども政策局関係資料についてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表ですが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載しております。本年9月から10月分の実績ですが、直接補助金が2件でございます。なお、間接補助金はございません。

次に、3ページをお開きください。

決議・意見書に対する処理状況については、記載のとおり、1件でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、県の対応状況を記載しております。長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域協議会から連名の要望書1件となっており、それに対する県の対応状況は、4ページに記載のとおりであります。

続きまして、5ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月までの実績は1件あり、その内容については6ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【千住委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【加藤医療政策課長】医療政策課関係の計画素案の概要につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、「第8次長崎県医療計画」について、ご説明をいたします。

資料は、補足説明議案外の - 1をお願いいたします。

まず、1の計画の性格でございますが、本計画は、医療法に基づき県が定めることとなっており、県の医療政策推進にあたっての基本方針となるものでございます。

2の計画の目的でございますが、本計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を図ることを目的としております。

3の計画期間ですが、令和6年度から11年度までの6年間となっており、中間年において見直しを行うこととなります。

4の計画のポイントについては、次の5点を挙げております。

1点目は、超高齢社会、人口減少社会における持続可能な医療体制の整備です。地域の実情を踏まえた効率的・効果的な病床機能の分化・連携の促進や疾病予防、介護予防まで含めた体制の充実に努めてまいります。

2点目は、新興感染症発生・まん延時や災害時等に備えた医療体制の整備です。令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症への対応

を踏まえ、医療機関の役割等に応じた協定締結等を通じて、新興感染症及び通常医療が両立できる体制の確保を行うほか、災害時においても必要な医療を提供できる体制の構築を図ります。

3点目は、医師をはじめとする医療従事者の効果的な確保です。医師遍在の状況等を踏まえた医師の養成・確保や、医療・介護需要を踏まえた看護職員の育成・確保等に取り組んでまいります。

4点目は、他の計画との整合性の確保です。「介護保険事業（支援）計画」や「医師確保計画」、「がん対策推進計画」、「感染症予防計画」など、他の計画との整合性の確保を図りつつ、取組を推進してまいります。

最後が具体的な指標の設定による政策循環の強化です。データに基づいた現状の分析、課題の把握や具体的な指標を用いた進捗評価により、必要に応じて評価・見直しを行うPDCAの取組を進めてまいります。

次に、5の計画の体系についてですが、（1）の総論や、今計画から新興感染症発生・まん延時における医療が追加された（2）の5疾病6事業及び在宅医療、そのほか（3）主要な分野の医療提供体制、次のページになりますが、（7）の地域医療を担う人材の確保と資質の向上、（8）の二次医療圏ごとの課題と施策の方向性など、本計画は計8章による構成となっております。

最後に、計画策定の体制とスケジュールについてご説明いたします。

6の計画策定の体制でございます。最終的には、長崎県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととなります。また、長崎県保健医療対策協議会において、疾病、事業ごとの意見をいただいているほか、地域保健医療対策協議会にお

いて、各二次医療圏の実情を踏まえた課題や施策の方向性を協議いただいております。

7の策定スケジュールでございます。本議会のご意見などを踏まえた修正を行った上で、12月から来年1月をめどにパブリックコメントを予定しております。

また、3月には定例県議会にて改めてご説明を行うほか、医療審議会への諮問、答申を受けて、計画を策定する予定としております。

以上、簡単ではございますが、「第8次長崎県医療計画」に関する補足説明を終わらせていただきます。

続けて、「第4期長崎県がん対策推進計画」につきまして、説明をさせていただきます。

資料は - 1になります。

1の計画の性格でございますが、本計画は、「がん対策基本法」に基づきまして、国の計画をもとに、県が策定することとなっております。長崎県がん対策推進条例に沿った施策を総合的に実施するための計画となります。

2の計画の目的でございますが、昭和54年から本県では死因の第1位ががんということから、がんによる死亡者の減少、科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、離島地域におけるがん診療の質の向上、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築の5つの全体目標を掲げ、その実現に向けまして取り組むことといたしております。

3の計画の期間といたしましては、令和6年度から11年度までの6年間の計画としております。

4の計画の体系につきましては、(1)から(10)のとおり、予防から、がん医療の均てん化、がんとの共生まで継続して取り組むこれまでの施策に加えまして、(3)では持続可能な医療提

供に向け、拠点病院、推進病院と離島中核病院の役割分担を踏まえた集約化の推進、また(2)及び(7)の職域におけるがん検診体制や治療との両立支援体制、小児、AYA世代、高齢者までのライフステージに応じたがん対策などの新たな課題も加えまして、これを分野別に施策として整理することとしております。

5の計画策定の体制につきましては、学識経験者や関係団体からなる保健医療対策協議会のがん対策部会等での協議に加えまして、がん診療連携拠点病院などで構成されるがん診療連携協議会、教育庁等関係機関とも協議を行いました。

6の策定スケジュールといたしましては、本議会のご意見などを踏まえた修正を行いまして、パブリックコメント、保健医療対策協議会がん対策部会での協議を経まして、来年3月に改めて定例県議会においてご説明して策定することといたしております。

以上、簡単ではございますが、「第4期長崎県がん対策推進計画」に関する補足説明を終わらせていただきます。

続けて、「第2期長崎県循環器病対策推進計画」につきまして説明をさせていただきます。

資料は、 - 1となります。

1の計画の性格でございますが、本計画は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」及び国の「循環器病対策推進基本計画」に基づきまして、県が策定することとなっております。

2の計画の目的でございますが、脳卒中、心臓病その他循環器病は、本県を含む我が国の主要な死亡原因や要介護状態となる主要な原因となっており、県民の生命や健康に重大な影響を

及ぼす疾患であるとともに、社会生活にも大きな影響を与える疾患となっております。

こうした状況に鑑み、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

3の計画の期間といたしましては、令和6年度から11年度までの6年間の計画としております。

4の計画の体系につきましては、(1)から(2)のとおり、予防から急性期、回復期及び慢性期まで継続して取り組むこととしております。

また、これまでの計画に加えて(3)の感染症拡大や災害等の有事を見据えた対策などの新たな課題も加えまして、これを分野別に施策として整理することとしております。

5の計画策定の体制につきましては、長崎県心血管疾患検討委員会及び長崎県脳卒中検討委員会において、救急、介護、リハビリテーション等の分野ごとの協議を踏まえて、長崎県循環器病対策推進協議会を中心に協議を進めてまいりました。

6の策定スケジュールといたしましては、本議会のご意見などを踏まえた修正を行いまして、パブリックコメント、循環器病対策協議会での協議を経まして、来年3月に改めて定例県議会においてご説明して策定することとしております。

以上、簡単ではございますが、「第2期長崎県循環器病対策推進計画」に関する補足説明を終わらせていただきます。

【千住委員長】次に、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】「次期長崎県感染症予防計画」につきまして、補足してご説明をいたします。

資料は、委員会補足資料議案外 - 1をご覧ください。

ください。

本計画は、感染症法に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るために県が定める基本的な計画です。

今回の改定においては、次の感染症危機に対し、平時から備えを確実に推進するため、保健医療提供体制に係る記載を充実させるとともに、必要な体制の確保に係る数値目標を明記しております。

主な記載事項につきまして、資料 - 2のポンチ絵を用いてご説明をいたします。

まず、長崎県感染症対策委員会につきましては、感染症法に基づく連携協議会に位置づけ、計画の策定や平時から対策について関係者間で協議する場としております。

第4、検査の実施、検査能力の向上につきましては、病原体検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、試薬等必要な物品の備蓄や民間の検査機関との協定締結により、平時から計画的に準備を行います。

第5、医療提供体制の確保につきましては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、蔓延防止を担保しながら、一般の医療の延長戦上において、適切な医療提供が流行初期から確実に行われるよう、従来からの感染症病床を持つ第1種、第2種感染症指定医療機関に加え、新たに協定締結指定医療機関として、入院、発熱外来などの医療提供を行う医療機関と協定締結を行い、指定を行います。

第8、宿泊施設の確保や、第9、外出自粛対象者の療養生活の環境整備につきましては、自宅療養者等の家庭内感染や医療体制の逼迫を防ぐため、宿泊療養施設において療養できるよう、平時から宿泊施設との協定締結や、宿泊療養者へ健康観察体制の確保と的確な準備を行うこと

としております。

また、第13、保健所体制の確保では、保健所は地域における感染症対策の中核的機関としての役割を担うとともに、感染症拡大時にも感染症以外の地域保健対策も継続できるよう、平時から有事に備えた保健所体制の整備を行うこととしております。

その他主な数値目標や計画の期間、策定スケジュール等につきましては、資料 - 1の記載のとおりとなっております。

以上、感染症予防計画の素案についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、医療人材対策室長より補足説明を求めます。

【峰松医療人材対策室長】私の方から、「長崎県医師確保計画（素案）」の概要につきましてご説明をさせていただきます。

資料の補足説明議案外 - 1をご覧ください。

まず、1の計画の性格でございますが、本計画は、平成30年の医療法改正により、医療計画の一部として策定するものでございまして、今回、2期目となります。

2、計画の趣旨でございますが、地域間の医師の偏在是正を図るため、厚生労働省が算出いたしました医師偏在指標を踏まえまして計画を策定し、実効的な対策を推進するとともに、産科・小児科に関する医師確保の方針も併せて策定することとしております。

3、計画の期間でございますが、令和6年度から令和8年度までの3か年としておりまして、医療計画の中間年に合わせて計画の見直しを行うこととしております。

4、医師確保計画のポイントにつきまして、(1)から(6)で記載しております。

まず、(1)医師偏在指標の算出、医師少数区域・医師多数区域の設定でございますが、全国の偏在状況を客観的に示すために、地域ごとの医療需要、患者の流入、医師の性別や年齢分布等考慮いたしまして、医師の偏在指標というものが厚生労働省から算出されております。

これに基づきまして、全国335の二次医療圏のうち、医師偏在指標の値がその3分の1以上となる112位以上であれば医師多数区域、3分の1以下の第224位以下であれば医師少数区域というふうにご設定をしております。

県内の状況を資料中段の表に記載しております。本県につきましては、全国第8位の医師多数県、二次医療圏につきましては、長崎、佐世保・県北、県央、吉岐、この4つの医療圏が医師多数区域でございまして、医師少数区域はございません。

次に、(2)医師少数スポットの設定でございますけれども、ご説明しました医師多数の医療圏でございまして、局所的に医師が少ない地域がございます。こういったところを医師の少数スポットとして設定いたしまして、重点的に医師確保対策を実施することといたします。今回、平戸市内の2つの地区を設定して対策を実施することとしております。

それから、医師の偏在指標を踏まえた医師確保の方針、これを4つ記載しております。

まず1点目でございますけれども、本県離島の4医療圏につきまして、地理的隔絶性を踏まえまして、これまでの県養成医の派遣を継続し、離島の医師数の維持を図っていくということ。

2ページ目をご覧くださいいたしたいんですけれども、2つ目に県内で最も医師偏在指標の低い県南医療圏につきまして、県養成医の派遣を行い充足を図っていくこと。

それから、3つ目に医師多数区域につきましては、国が示すガイドラインに沿いまして医師のみを増やすことを目的とした医師確保策は行わない。

それから、4つ目に医師少数スポットにつきましては、具体的に県養成医の派遣の検討を行うということを方針としております。

それから、（4）確保すべき医師の数の目標の設定でございますけれども、先ほど申しましたように本県は医師多数県でございますことから、医師を増やす目標を設定することはできません。ただ、県全体といたしましては、現状維持の増減ゼロと設定したいと考えております。

このような中で地域偏在の解消を図っていきますために、まず、医師偏在指標の最も低い県南医療圏に対しまして、今計画期間中に追加的に配置が可能な見込み数として4名の増、同じく最も偏在指標の高い長崎医療圏から機械的に4名減といたしまして増減ゼロを目標としております。

それから、（5）目標指数を達成するための施策につきましては、これまでの施策を中心に医師確保に取り組んでいくということ。

それから、（6）産科・小児科医師の確保につきましては、この診療科につきましては、医師数の増加を図っていくということで、医療計画の記載内容に沿って周産期医療ネットワークや地域小児科センターの維持を図っていくこととしております。

最後に、計画策定の体制とスケジュールでございます。

5の計画策定の体制に記載のとおり、最終的には県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととなります。これまで県の保健医療対策協議会の専門部会等において、課題や施策の方向性

についてご協議をいただいております。

策定スケジュールにつきましては、本議会等の意見を踏まえまして修正を行い、12月から来年1月を目途にパブリックコメント、それから2月定例会で改めてご説明を行い、医療審議会への諮問、答申を受けて計画を策定する予定としております。

以上、「長崎県医師確保計画」に関する補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、薬務行政室長より補足説明を求めます。

【斉宮薬務行政室長】私の方からは、委員会補足説明資料議案外 - 1により、「長崎県薬剤師確保計画（素案）」についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

この計画の策定に至った経緯でございますが、1、策定の背景のとおりでありますけれども、具体的には3つ目の項目に記載しております厚生労働省が本年6月に発出した「薬剤師確保計画ガイドライン」において、都道府県別に薬剤師の偏在状況がデータとして公表されたことに起因いたします。

本ガイドラインでは、業態別に薬局の薬剤師と病院の薬剤師それぞれについて偏在指標を用いて示されており、その数値に基づき、薬剤師多数県、特に多くも少なくもない県、薬剤師少数県の3つに大別されております。

本県の状況ですが、薬局薬剤師は、特に多くも少なくもない県に属し、病院薬剤師は、薬剤師少数県にあるとされております。また、これらを医療圏別に見ますと、薬局、病院薬剤師とも長崎医療圏に多く存在しており、離島医療圏

や県南・県北医療圏においては低い数値となっているなど、県内での偏在が確認されております。

これらの状況を踏まえ、県内薬剤師の確保及び偏在解消を目的として、今回、ガイドラインに基づき「長崎県薬剤師確保計画」を策定することといたしました。

計画の期間は、令和18年度までの12年間としますが、1計画を3年に区切り、今回、令和6年度より3年間の第1期計画を策定いたします。

資料2ページをご覧ください。

4、薬剤師確保の方針であります。薬局薬剤師、病院薬剤師、それぞれの課題を整理し、資料中段付近にあります5、確保のための施策の(1)から(4)に基づき施策の協議・検討を進めていくこととしております。

計画策定については、6、計画策定の体制に記載しております長崎県薬事審議会、これは県、3医師会、県看護協会、県内大学薬学部長、県病院薬剤師会などの関係機関の代表者で組織しておりますが、この審議会において県内及び地域の実情を踏まえながら協議を進めていくこととしております。

最後に、今後のスケジュールですが、現在お示ししております素案について取りまとめ後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見を反映させた上で、来年3月に策定し、公表していきたいと考えております。

以上で「長崎県薬剤師確保計画（素案）」について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】私の方からは、まず、「第3期長崎県国民健康保険運営方針（素

案）」について、委員会補足説明議案外 - 1の資料に沿ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。

まず、1と2、運営方針の性格、目的についてでございますが、この運営方針につきましては、国民健康保険法に基づき都道府県が策定するものであり、財政運営や資格管理、保険給付といった国保の事務について県と市町が共通認識の下に実施するための統一的な運営方針となります。

3、運営方針の展開期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間であり、3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。

4、運営方針の記載事項につきましては、法令に定めがございまして、必須事項、任意事項としてそれぞれ記載のとおり、全部で8項目ありますが、本県につきましては、全ての項目を記載しております。

今回の第3期の運営方針のポイントといたしましては、1人当たり医療費は今後も増加傾向にあり、1人当たり保険料も増加が見込まれることから、引き続き医療費適正化や予防・健康づくりを推進していくこと。また、将来的には保険料の水準を統一し、被保険者間の公平性を確保する必要があること。そのため、まずは令和6年度から保険料水準統一の第一段階として国保事業費納付金算定に各市町の医療費水準を反映しないこととし、同時に各市町の医療費水準に応じたインセンティブ制度を導入することとしております。

2ページをご覧ください。

5、運営方針策定の体制につきましては、医療関係者や被保険者の代表などで構成する長崎県国民健康保険運営協議会への諮問を行うこと

としており、市町との協議については、県下全市町の担当課長などで構成する連携会議や作業部会において記載内容の検討を進めているところでございます。

6、策定スケジュールですが、今後、パブリックコメント等を経まして年度内の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

以上で国民健康保険運営方針についての説明を終わりました。続いて、「長崎県医療費適正化計画（第四期）素案」について、委員会補足説明議案外 - 1に沿ってご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

まず、1の計画の性格ですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定するものであり、健康増進計画「健康ながさき21」や「長崎県医療計画などとの計画と調和を保ちながら策定する計画であります。

2、計画の趣旨でございますが、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持していくために、今後、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としております。

また、県民の生活の質の維持及び向上を図ること、今後の人口構成の変化に対応することを基本理念としております。

3、計画期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。

4、計画の項目でございますが、国から示されました「医療費適正化に関する施策」についての基本的な方針に沿って、記載のとおり5つの項目で構成しております。

5、計画のポイントといたしましては、新たな目標の設定として、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供、

医療資源の効果的・効率的な活用に関することについて目標を掲げております。また、既存目標に係る効果的な取組として、特定検診、特定保健指導の見直しや、重複投薬、多剤投与の適正化などについて記載しております。

6、計画策定の体制につきましては、学識経験者、医療関係者などで構成する長崎県保健医療対策協議会医療費あり方検討部会のほか、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内の医療保険者などで構成する長崎県保険者協議会において、計画内容について検討、協議を行っているところでございます。

2ページをご覧ください。

最後に、7の策定スケジュールですが、今後、パブリックコメント等を経まして年度内の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、国保・健康増進課企画監より補足説明を求めます。

【鶴田国保・健康増進課企画監】私の方からは健康づくり関係の2つの計画につきまして補足してご説明をさせていただきます。

委員会補足説明議案外 - 1をご覧ください。

長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第3次）」の素案について説明させていただきます。

1、計画策定の性格でございますが、「健康ながさき21」は、健康増進法に基づき策定する長崎県の健康増進計画であり、令和6年度に開始する「国民健康づくり運動プラン」である「健康日本21 第3次」を勘案し、長崎県総合計画をはじめとしました関連する計画との調和に配慮して策定するものでございます。

2、計画の趣旨でございますが、いつまでも

健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現に向けて健康寿命の延伸を図ってまいります。また、本計画の基本理念といたしまして、全ての県民がいつまでも健康でこころ豊かに活躍できる社会の実現を目指してまいります。

3、計画期間でございますが、令和6年度から令和17年度までの12年間としております。

なお、「健康日本21 第3次」に合わせ、令和11年度に中間評価を実施することとしております。

4、計画のポイントといたしましては、計画の基本的な方向性でございますが、1点目に、これまでと同様に健康寿命の延伸を目指し、これを最終目標といたします。

2点目に、個人の行動と生活習慣の改善に取り組みます。具体的には、栄養、食生活、身体活動・運動、休養、睡眠、飲酒、喫煙といった生活習慣の改善や、検診の受診促進による予防、がん、循環器病、糖尿病、COPDといった生活習慣病の発症予防、重症化予防、そしてロコモティブシンドローム、骨粗しょう症、心の健康など、生活機能の維持・向上に取り組んでまいります。

3点目に、社会環境の質の向上に取り組めます。具体的には、社会とのつながり、心の健康の維持及び向上、健康に対する無関心さを含む幅広い層が自然に健康になれる環境づくり、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤整備を図ります。

4点目に、新たな視点といたしまして、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組めます。これまでに計画に盛り込んでおりました子どもの健康、高齢者の健康の取組に加えまして、新たに女性の健康に取り組むこととしております。

5、計画策定の体制でございますが、研究機関や保健医療の専門職、市町など約30の関係団体からなる健康ながさき21推進会議での計画策定全般の協議に加えまして、有識者からなる健康ながさき21推進会議各部会におきまして、分野ごとに目標、指標を中心に協議しているところでございます。

2ページをご覧ください。

6、計画策定スケジュールにつきましては、本議会のご意見などを踏まえた修正を行い、パブリックコメント、健康ながさき21推進会議及び総括部会での協議を経まして、来年3月に改めて県議会でご説明して策定し、公表することとしております。

続きまして、「長崎県歯・口腔の健づくり推進計画 歯なまるスマイルプラン3」の素案につきましてご説明をさせていただきます。

資料 - 1をご覧ください。

1、計画策定の性格でございますが、「はなまるスマイルプラン3」は、歯科・口腔保健の推進に関する法律及び長崎県歯科・口腔の健康づくり推進条例に基づく3期目の本県の歯科保健計画でございます。

国の歯科保健計画である「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」を勘案し、長崎県総合計画をはじめとした関連計画との調和に配慮し、策定するものでございます。

2、計画の趣旨でございますが、条例に定められた基本理念、歯・口腔の健康づくりは、全ての県民が生涯を通じて自ら虫歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを本計画の基本理念とし、県民の歯科疾患の発症を予防し、歯・口腔の健康の地域格差の縮小、

ひいては健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与するため、社会全体で支え合う環境が整備されるよう、本県の歯科保健施策の充実を図っていくこととしております。

3、計画期間でございますが、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画としております。

4、計画のポイントといたしましては、全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現を目指し、個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会基盤の整備と、より実効性を持つ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施に重点を置いて推進に取り組むこととしております。

施策の基本的な方向性といたしまして、まず、（1）から（3）のとおり、歯科検診の充実、継続した歯科疾患の予防施策及び個人のライフコースに沿った予防の機会の活用推進、生涯を通じた口腔機能の維持のための社会環境の充実に取り組んでまいります。

また、これらを基に国の基本的事項に示された6つの施策事項に取り組みます。その6つの事項といたしますのは、歯・口腔に関する健康格差の縮小、歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・維持向上、2ページになりますけれども、定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備、大規模災害時の歯科口腔保健対策としております。

5、計画策定の体制でございますが、最終的には学識経験者と関係団体から成ります長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会にて計画の諮問と答申を行うこととなります。県庁関係課も参画する同部会歯科保健専門委員会にて、計画策定内容に係る協議を行っていくこととし

ております。

最後に、6、計画策定スケジュールにつきましては、本議会の意見などを踏まえて修正を行い、パブリックコメント、保健医療対策協議会歯科保健医療部会等での協議を経まして、来年3月に県議会においてご説明をして策定し、公表することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】説明の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続きこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

午前 11時28分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】会議を再開します。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】引き続きまして、計画についての説明をいたします。資料は、議案外資料の - 1で、「長崎県老人福祉計画」から始まるA4縦の資料です。

この計画につきましては、2の計画の目的に記載の（1）から（3）の3つの計画を、関係法に基づいて一体的に作成しております。

特に、2番目の「介護保険事業支援計画」につきましては、連動して各市町も介護保険料の算定基礎となるサービス見込み等を含め介護保険事業計画を作成しますので、それを広域的に支援するものでございます。

計画の期間は3年間としておりまして、今年が策定年度となっております。

4番目、6番目に記載のとおり、ご意見をたくさんお聞きしながら、今後、パブリックコメント、最終的な3月末の策定につなげてまいります。

具体的な内容は、12-2にまとめているパワーポイントの資料をご覧ください。

今回の特徴は、先ほど申しましたとおり3つの計画を統合しておりますので、「ながさき長寿いきいきプラン」と名付けまして、県民の皆様により身近に感じていただきたいと思っております。特に、重点分野を10項目にわかりやすくまとめて、また、12-2のとおり、今後のトレンド分析等も含めて明確に記載をしたところであります。

結果、12-2に記載のとおりアウトカム指標を3つ策定して、それに向けて頑張っていこうということで、県民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

12-2の資料の2ページが全体像、具体的な内容になっています。特徴的なものは、地域包括ケアシステムの深化というところ、それからケアラー支援、介護予防、医療・介護連携、認知症対策といった地域共生社会に向けた施策の推進と、介護人材の確保ということで介護のデジタル化等を進めたいと思っております。

なお、介護保険料の見込み、あるいは介護人材の将来推計等については、現在、市町の状況を算定中でございますので、後ほど、また改めて説明させていただきます。

続きまして、資料は12-1、長崎県ケアラー支援推進計画でございます。これは、今年施行されましたケアラー支援条例に基づく計画でございます。

2番目の計画の趣旨のところに記載のとおり、全てのケアラーが、援助を受ける人とともに安

心して人生を送ることができるよう、ケアラーに対する早急な支援体制の強化、県民への理解促進と、ケアラーが孤立したり心身疲弊することのないよう社会全体で支える機運を醸成するものでございまして、計画期間7年間でございしますが、これは福祉保健部の福祉保健総合計画の策定年度を見据えて、これと連動した形で計画を策定するために今回は7年間という計画期間とさせていただいております。

ポイントは、(1)から(4)まで記載のとおりでございまして、特に広報啓発、あるいはケアラー支援を担う人材の育成、早期発見、早期相談体制の整備とか民間支援団体への支援等を進めてまいりたいと思っております。

次のページで、既に会議を3回ほど開催して、たくさんの有識者の方からご意見をお聞きしております。策定スケジュールも他の計画同様、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

以上、長寿社会課関係の計画でございました。よろしくご審議をお願いいたします。

【千住委員長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】私からは、「長崎県障害者基本計画（第5次）」につきまして、補足説明資料12-1に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1、計画の趣旨、位置づけでございますが、この計画は、本県が今後定める障害者施策の基本的な計画となります。そして、障害者基本法に基づき都道府県の障害者計画として、また、長崎県総合計画及び長崎県福祉保健総合計画を補完する計画として策定することとしております。

2、計画の概要についてですが、共生社会の

実現は普遍的な理念であるため、基本理念は現計画を継承しております。

3、計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

4、計画策定の体制につきましては、障害者基本法に基づき設置している長崎県障害者施策推進協議会において、調整、審議いただくこととしております。

5、計画のポイントといたしましては、計画の各分野に共通する横断的な視点として、現計画と同様に5つの基本視点を定めております。

6、計画の体系について、現計画では9つの分野別施策ですが、次期計画では、教育、文化・芸術活動、スポーツ振興の項目を教育の振興と文化芸術活動、スポーツ振興に分け、10の分野別施策としております。

2ページをご覧ください。

7、現計画との主な変更点については、計画は第3章と数値目標で構成されており、別冊として、計画改定の際に行っている障害者へのアンケート結果を参考に添付しております。

主な変更点についてですが、障害者施策の基本となる計画ですので、現計画を継承しつつ、国の計画や前回策定以降の法令制定や改正の状況等を反映させております。

第1章、計画策定の趣旨等においては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえて策定しております。加えて、今年度制定予定の「長崎県手話言語条例」について記載しております。

第2章、長崎県における障害のある人の現状について、令和5年3月31日現在の現状を追記、更新しております。

第3章、分野別施策の基本的方向について、前回施策時以降の県や国の動きを追加し、文章

を修正しております。

数値目標は計画の最後に掲載しており、第3章の各10項目を推進するに当たっての目安としております。

続きまして、「第7期長崎県障害者福祉計画」、「第3期長崎県障害児福祉計画」についてご説明いたします。「第7期長崎県障害福祉計画」、「第3期長崎県障害者福祉計画」の概要につきましては、補足説明の14-1をご覧ください。

まず、1、計画策定の性格、計画の趣旨でございますが、本計画は、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を目的として、県と市町、3年ごとにそれぞれ策定しております。なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に策定できるものとされております。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としております。

計画策定の体制としましては、障害者基本計画に基づき設置している長崎県障害者施策推進協議会及び長崎県自立支援協議会において検討してまいりました。

5、計画のポイントとしては、今後3年間の県内の障害福祉サービスの見込み量を定め、サービス提供に係る具体的な体制づくりのための重点施策を設定することとございます。

6、計画の体系といたしましては、資料記載のとおりとなっております。3、重点的に取り組む施策のうち、成果目標と目標達成のための方策につきましては、7項目の取組を進めることとしておりまして、さらに次の2ページをご覧ください。その他、障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策として10項目を挙げて、成果目標等を設定のうえ、重点的

に取組を進めていくこととしております。

7、現行計画からの主な変更点につきましては、関係法令の制定及び国の基本指針の改定に基づき、1、障害者による情報の取得・利用、意思疎通の支援、難病患者への支援体制の整備の2項目を追加しております。

先ほどの障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画につきましては、パブリックコメントや長崎県障害者施策推進協議会での検討を経て、令和6年3月までに計画を策定し、公表を行うこととしております。

以上です。

【千住委員長】次に、障害福祉課企画監より補足説明を求めます。

【藤井障害福祉課企画監】私からは、議案外の1に基づいて、「長崎県アルコール健康障害対策推進計画」につきましてご説明いたします。

まず、2、計画の趣旨についてですが、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的としております。

3、計画期間ですが、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

計画のポイントですが、第1期計画では、毎日飲酒する人の割合、それから生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合が、男性は目標値を達成したものの、女性につきましては達成できなかったことから、第2期計画では、女性の飲酒問題に関する総合的な取組を重点施策として取り組んでまいります。

続きまして2ページ、今後のスケジュールですが、今後予定をしておりますパブリックコメントやアルコール健康障害対策推進専門部会で

の検討を経て、令和6年3月までに計画を策定し、公表を行うこととしております。

障害福祉課関係の計画の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】ご説明ありがとうございました。次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、56、66、70、71、73です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮本委員】陳情書について質問させていただきます。陳情番号70番、「身体障害者福祉の充実に関する要望書」から、確認の意味を踏まえて質問させていただきます。恐らくこの連合会からは毎年出されているんじゃないかなと思うんですが、2ページ、福祉医療費の現物給付についてお尋ねをいたします。

福祉医療費の支給方法について、長崎市は重度の心身障害者を対象に現物給付となっている状況であると、これを全ての市町でもという要望書が上がっております。恐らくこの状態は長年続いているのではなからうかと思うんです。

これが現物給付になるには、やはり財政の問題かと思うんですが、現状、ほかの市町の動きがあれば教えていただきたいのと併せて、現物給付になるまでの問題、課題を改めてお聞きかせください。

【佐藤障害福祉課長】宮本委員から、福祉医療制度の現物給付についての質問でございますが、長崎市は22年12月から現物給付を導入しております。

あと、時津町が令和2年4月から、佐々町が令和3年4月から、佐世保市が令和4年10月から、

諫早市が令和4年12月から、中学生限定ですけれども、現物給付を導入しているところがございます。

この件については、毎年ずっと協議をして、市町で構成しております福祉医療制度検討協議会において検討をしているところではございますが、やはり導入に伴います医療費の増と国保の減額というところもございまして、県・市町の財政負担の増加が見込まれるということで、現物給付の導入については、今後も引き続き、毎年やっています福祉医療制度検討協議会の中で慎重に検討してまいりたいと思っております。

財政の負担がやはり一番大きなところでございまして、以前、平成30年度にその試算等をした時点で、負担が全体で7億6,000万円ぐらいの増と試算をされてございまして、なかなか財政的な負担で厳しいものと考えているところがございます。

【宮本委員】やはり財政の問題は大きいということですね。改めて確認をさせていただきました。

福祉医療費ですので、体のご不自由な方々がお支払いする時に、その場で済むのか、もう1回行って償還払いになるのかというのは、やっぱり大きな違いであると考えます。今おっしゃったとおり、中学生までは一部4つの市町はされているようですが、引き続き検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

次の3ページの10番です。透析患者の通院送迎事業に対する助成継続についてであります。この問題も非常に課題が大きいかと考えておりますが、ボランティア運転手の不足は顕著ではないかと思っております。もう1点は運営費の確保ということで、助成を継続してくださいという要望であります。

透析患者の通院送迎に関して、現時点で、恐らく事業としては継続されていて、忙しいという言い方はあれかもしれませんが、状況なので、運転手確保ということで出人手が足りないているのかと思っております。

各状況がわかれば、現状、特に運転手の不足について、各市町からの意見があれば教えていただければと思います。

【佐藤障害福祉課長】透析患者の通院送迎の事業については、今、県で助成をしているところが3事業所であります。長崎、諫早、五島、3事業でございまして、一応、県の方から1か所につき41万円と、市からも一部助成がいただいているところではございます。

先ほど宮本委員がおっしゃったとおり、運転手の確保というところが、そういう方が高齢化されていて、なかなかいらっやらないというお話は聞いているところではございます。そこは1点問題かなとは思っております。

透析の方については、今後も長年、送迎の必要な方は、高齢になっていくと特に増えてくると思っておりますので、引き続きこれについてはですね。今やっている事業はございますが、もう少し広めというか、ほかの方にもというところも含めて関係団体と検討してまいりたいと考えているところではございます。

【宮本委員】透析患者の方々は、確実に2日に1回ですか、週3回、病院に行かなければならない状況であります。お互いに支え合いながらの社会の実現に向けて、県としても協議をいただいで、広報とか周知であるとか、確保対策については団体の皆様方と取組をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】1点だけ、陳情番号71の2ページ、人材確保対策の要望の件です。（1）で、保育士等のさらなる処遇改善及び人件費加算制度の創設についてということで要望が上がっています。

ここにももちろん内容は書かれているんですけども、現状の把握といいますか、県当局として、どのような課題があるというふうに認識をされているのか、確認だけお願いします。

【黒島こども未来課長】保育士の確保に関しての現状ということでございますが、保育人材の確保が課題であることはよく言われております。ただ、現在、各園で配置基準を満たせずに園児の受け入れに支障が出るような不足ではないと認識をしております。

ただ、配置基準が低めに抑えられていることで、円滑な運営のために配置基準以上に保育士の配置をしている現状が実態としてございますので、各園が1年間に募集した人数から実際に採用できた人数を差し引いた数を不足数として捉えて、毎年調査をしております。直近のデータでは、88名不足が出ているという認識でございます。

全国的に見ますと、令和4年10月の数字で保育士に関する有効求人倍率は、全国平均は2.49でございますが、本県は1.42ということで、全国的に見れば比較的確保ができているところかと思っております。

【深堀委員】保育士の不足という観点で言えば、課長から答弁があったとおりだと思います。

この協会から要望があっているのは、実際の人件費に対する補填ということです。子どもたちの数が年度途中でだんだん、だんだん増えていくことを見据えて、保育士を年度当初から配置をする園もあって、実際の給付費は子どもの

数に応じたものになるわけですから、その差を補填してほしいと言っているわけですよね。

それは、言っていることはよくわかるんですが、そもそも保育費用の算定の在り方は国の基準ですから、そういったところへの問題点を県当局として認識をしているのかどうかということと、今回こういうふうに県単独事業として補填をとということですけど、現実問題としてそういった予算措置が可能なのかということが少し気になったんですが、その点の見解を聞いて終わりたいと思います。

【黒島こども未来課長】保育施設の実態としまして、委員ご指摘のように、生まれてくる子どもがだんだん入ってくると、入所した児童の数に応じた保育士の数、基準に応じて施設型給付の運営費が下りてくる算定になっておりますので、実際は人員確保のために年度当初から少し厚めに配置をされた場合、その部分が施設の手出しになると。その部分の運営に関して何らかの補助をとったようなご要望をいただいているかと思っております。

そういった実態と配置基準との乖離と申しましょうか、そういったところで施設側がご苦労されているという認識はしておりまして、これまでも国に対して配置基準の見直し、そういった実態を反映してほしいというところは強く求めてきたところでございます。

ただ、県独自にといった場合には、そこはぜひ国の方で、恒常的な配置基準の見直しで施設型給付の手厚さをお願いしておりまして、県としましては、先日主要な施策ということで公表をしておりますが、今のところ保育の質の向上を一つ目的としまして、保育士の処遇の改善を後押しできるような、県としての独自事業ができないかということで今、市町との協議をして

いるところでございます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】陳情番号66番です。長崎県私立中学高等学校協会様の方から4点ほど陳情要望が上がっておりまして、その2番です。私立幼稚園・認定こども園への補助についてです。

3ページの3の上の4つ、特段のご配慮をお願いいたしますと4点挙げられています。

1つ目が、保育士等の賃金向上を含む県独自の処遇改善、2つ目が県下自治体で個別に行われている保育者養成・確保事業の統括、3つ目が私学助成園における処遇改善事業における学校法人負担の軽減、そして4つ目、特色ある教育活動への補助についての見直しということで、4つの重点的な要望が上がっておりますが、この点に関する県のご見解をお聞かせいただけたらと思います。

【黒島こども未来課長】ご質問をいただきました要望事項の1番から4番のうち、保育士の賃金向上を含む県独自の処遇改善というところがございますが、先ほど、深堀委員からのご指摘にも似たものがございました。私学助成を受けている幼稚園に関しても、運営費補助の積算基礎となる子ども一人当たりの補助単価については、毎年増額はされておりまして、処遇改善に係る補助も行っているところがございます。

県では、処遇改善の加算要件として、例えばキャリアアップ研修が掲げられており、研修の実施などに取り組んでおります。こういったものを引き続き実施するとともに、県独自で処遇改善ができるかというところは今、市町と具体的な内容につきまして協議をしているところでございます。

県下自治体で個別に行われている保育者の養成・確保事業の統括というところがございます

が、県では、保育人材の確保に関して、広域自治体として実施しているところです。各市町がそれぞれの施策を実施していることについては、市町間の情報共有とか、効果的な施策の実施を促せるように、横展開できるように情報共有を図っているところです。

県全体の保育の質の向上に関しては、研修の実施とか、今年、幼児教育センターを立ち上げておりまして、県内全域に幼児教育のアドバイザー派遣等も取り組んでおりますので、引き続き、質の向上、確保に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、学校法人負担の軽減ということだと思っておりますけれども、私学助成園につきましては文部科学省事業でございまして、処遇改善につきましては、負担割合を国と県、事業者3分の1ずつ負担をしているところがございます。そういった負担軽減の補助をしてほしいといった要望をいただいておりますけれども、県独自でそこに処遇改善できるかというところは、1番目と同様に、現在、質の向上も含めたところで新たな事業について市町と協議をしているところがございます。

最後に、特色ある教育活動への補助についてということですが、ご要望の趣旨は、教育振興費補助金の中で特色ある幼児教育推進というメニューが、外国語に触れる活動といった項目にやや比重がかかっていると、多種多様な経験が基礎には必要ではないかということで、特色ある教育活動に取り組まれているところに対する補助をとったご要望であったかと思えます。これに関しましては、メニューにあります外国語に触れる活動について、補助額を現状としては少し高めに設定しておりますけれども、ご要望にあるような、それぞれ特色ある活動に取り

組まれるといったところも重要なことと認識しておりますので、教育振興費の補助金の各県での実施状況、活用状況なども見まして、県内施設でもどのような取組をされているか把握をさせていただきたいと考えております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【堤委員】まず、子育て世帯へのお米券配布について、6月下旬に始まって11月末で申請期間が終わったと思いますが、その申請状況についてお尋ねしたいと思います。

【川村こども家庭課長】お米券の配布につきましては、6月28日から申請受付を開始いたしまして、11月30日で申請を終了いたしました。その間、学校を通してチラシを配布したり、テレビのCM、ラジオ、新聞、SNS、そういったものを活用しまして様々な手段で広報を行ってまいりました。

12月11日現在で9万8,646世帯から申請を受け付けております。母数が約10万8,000世帯ございますので、申請率は90.6%と9割を超えております。

【堤委員】これは2月定例会で先議で出されて、スタートしたのが6月末と非常に遅いと委員会

の中でも論議があったと思います。

いろんなところで広報がされていて何度も目にしましたし、子育て世帯の皆さんからも非常に好評で、嬉しいというのをSNSでも見ましたし、実際にお会いした方から感想をたくさんいただいたりもして、本当に子育て世帯の家計の補助というか、県産米の販路拡大にも貢献したかと思います。

ただ、お米をつくっている生産者の方からは、「違うもので欲しかった」という声もありまして、今後何か同じような取組をされる場合は、また検討していただきたいと思います。

90.6%、締め切った時点で申請がされていると、まだあるんですかね。

【川村こども家庭課長】郵送でも受け付けておりましたので、順次届いたものとか、少し不備があって、やり取りをしているものがありますので、そういったものが徐々に積み上がってきております。そこまで含めて12月11日現在で、先ほど申し上げた数字となっております。

【堤委員】非常に広報宣伝の効果が行き届いて利用されて、これはいい取組であったと思っています。

それから、ほかの件で、小さいところをお聞きしたいんです。老人福祉計画の86ページ、医療介護連携の推進というところで、ちょっと教えていただきたいんです。

在宅医療と介護のサービスを切れ目なく受けることができるということで、目標が在宅死亡割合、在宅というのは自宅、老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院ですか、そういうことを書いてありますが、基準値が令和3年24.6%で、目標値が令和8年全国平均となっているんです。

在宅死亡割合というものをどういうふうにか

えたらいいのかということ、それから、令和3年が24.6%となっていますが、現在の全国平均はどのくらいなのか、そういったところをお尋ねします。

【山口長寿社会課企画監】こちらの目標値に在宅死亡割合を上げた経過ですが、在宅医療というのが、例えば自宅とかで訪問医療を受ける、また介護施設でも医師が入って訪問診療等を行って在宅医療を受けることで、最後を自宅で過ごすことができる、施設もですけども、亡くなるまでその場で医療を受けられると。在宅死亡された方全てが在宅医療を受けられているわけではないんですけども、家で亡くなる、施設で亡くなる方が多いということの一つ、医療・介護連携の結果として指標に挙げておりません。

令和3年度の在宅死亡割合の全国平均値につきましては、調べて後で報告させていただきます。

【堤委員】では、全国平均は後ほどお願いします。

この24.6%よりも、全国平均は高いんですかね、低いんですかね。

【山口長寿社会課企画監】先ほどの全国平均の在宅死亡割合は30.7%になっております。長崎県が令和3年度に24.6%と国の平均値を下回っているの、国の平均値までもっていきこうということで、令和8年は全国平均と挙げております。

【堤委員】全国平均を下回っているの、在宅医療と介護とが連携をしながら、可能であれば在宅でお亡くなりになれるような体制を整えるということですね。

次のページにACP、アドバンス・ケア・プランニングということもありますので、高齢の患

者ご本人の意思決定を尊重しながら、亡くなる最後の時までしっかり医療、介護をやっていくと、そういう考え方ということですね。わかりました。

もう一つお尋ねしたいのが障害者基本計画の素案です。44ページに数値目標の案がありまして、情報アクセシビリティ、3番のところ。意思疎通支援の充実ということですかね、10番で手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数とありまして、現状、手話通訳者6人、要約筆記者3人、それを最終目標年度に同じ数と掲げられているんですけども、別の福祉計画の素案で、今、手話通訳の登録者が163人いらっしゃるということでした。

登録者は163人だけですけども、手話通訳者として実際に活動をされている方は、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。（発言する者あり）

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 8分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

後ほど、わかってからお願いします。

【堤委員】 じゃあ、後ほどお願いいたします。

この登録者163人というのは、全国的に見て、人口とか何とかの割合で、本県は多いのか少ないのか、その辺はわかりますでしょうか。

【佐藤障害福祉課長】データが手元にございませんので、そこも含めて後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

【堤委員】事前に申し上げておけばよかったんですが、もう一つお尋ねします。

登録者が163人で、盲ろう者の通訳であったり介助をする方が163人と、福祉計画の素案の82ページだったかにあったんです。この163と

というのは、同じ数字ですが、手話通訳者とイコールになるのでしょうか。そののところをお尋ねします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時10分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

わかる範囲で、後ほどお願いします。

ほかに質問はありませんか。

【湊委員】 県内における介護施設への財政支援について、幾つか質問をいたします。

長期化している新型コロナウイルス感染症と物価高騰等の影響で、介護事業所の経営が厳しくなっていて、異業種へ人材が流出していたり、法人の経営だけじゃ厳しい状況となっております。

そこで、令和4年度の全国老施協収支状況等調査によると、特養の赤字施設の割合が、補助金がない場合で6割、補助金を含めた場合で5割となっております。離島を含む長崎県は、もっと厳しい状況にあると思っております。

そこで質問ですけれども、令和5年度の補正予算の中で、物価高騰へのさらなる対応と介護職員に対する処遇改善を行っていただきたいと思っております。県のお考えを教えてください。

そして、令和6年度に介護報酬改定があるんですが、そこで物価・賃金上昇に見合う大幅な増額を期待しておりますが、県としても国に働きかけをしているのかどうか、教えてください。

【中村長寿社会課長】 介護事業所の厳しい状況につきましては、今回の議会においてもご質問をいただいたところございまして、県としては、今年度補正予算において物価高騰対策を行

ったところではありますが、今回の経済対策においても、国から、しっかりとさらなる物価高騰に対応するようという通知が来ておりまして、メニューの中にも入っております。介護以外の分野もかなり厳しいとお聞きしておりますので、限られた財源の中で、介護の分野で何ができるかを含めて、今、検討をさせていただいておりますので、再度、介護事業所のご意見を伺いつつ、効果的な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

本県は、実は本年度、介護報酬改定の際の全国知事会の代表として意見を言う立場になっております。継続的に介護事業所の厳しい状況の離島を含む我が県が地方を代表しておりますので、地方の状況についてご意見を申し伝えるところでございます。

ただ、まだ介護報酬改定の金額が出ていない状況で、先般、最終的な取りまとめの中では、介護人材確保のための処遇の改善も含めて厳しい状況というのは認識されていますので、積極的な改定となるよう、我々としても引き続き強く申し伝えてまいりたいというふうに思っております。

【湊委員】 全国知事会の代表となっているところをしっかりと活かして、一生懸命に取り組んでいただきたいと思っております。

県内の離島、過疎地域に、介護保険制度施行前に特例的に創設された小規模特養への支援について、どう考えているのかを教えてください。

【中村長寿社会課長】 この小規模特養という特殊な形態が、介護保険制度以前に、特に離島など地方の養護老人ホームの入所者の重症化等に対応するために、特例的に人員配置基準等を緩和して設置が認められた経緯があったので、それに関して今、通常の特養より有利な報酬で運

営が可能となっている状況で、今回介護報酬改定の中で、この有利な報酬を廃止するという議論になっていた状況でございました。

この点に関して、我々も離島の事業者から直接、早い段階でご意見をいただいております、実は独自に国の方に働きかけ等を行い、さっき申し上げました分科会でも強くご意見を申し上げた結果、現状、離島については現在の優遇措置を据え置くと例外的な措置が認められたところもございます。離島で施設がなくなるのは非常に厳しいことだと認識しておりますので、実効的な施設運営ができるような報酬に向けて、意見を申し続けたいというふうに思っているところでございます。

【湊委員】離島の施設の方たちとしっかり意見交換をしながら、双方が納得できるような答えが出ていくところを私も応援しております。よろしくお願いいたします。

あと、これは要望なんですけれども、措置施設である養護老人ホーム、経費ケアハウスへの措置控えの解消、適正な措置費の増額については、要望としてお願いいたします。これから2040年問題も控えており、地域の介護を守っていかねばならないので、福祉のまちづくりについても積極的な取組をよろしくお願いいたします。

もう一つ違う件ですけど、看護の魅力について、ちょっと質問いたします。

福祉保健部委員会補足説明、議案外1-2、医療計画素案の左の7の3の9ページ、(1)の養成のところ、看護を目指す人を増やすために、中学生、高校生を対象とした進路相談や看護の出前授業、ふれあい看護体験などにより看護の魅力について周知を行うと記載されていますが、具体的にどのようなことをされているのか、教

えてください。

【峰松医療人材対策室長】学生に対する看護の魅力発信ということで活動を行っておりますが、具体的には、中高生を中心に、進路指導相談の担当教諭や保護者、それから関係機関の方々へ広くPRを実施しております。

昨年度の実績で申し上げますと、県の委託事業の中で看護の出前授業を実施しており、小学校から高校までで計15校の生徒・児童947名に対して授業を実施しております。

また、看護協会におかれましても独自に、ふれあい看護体験として実際に医療機関で子どもたちを受け入れて、簡単な看護の手技等を体験させることによって看護業務に関する関心を高め理解を深めて、将来の職業選択につながるような事業を実施しているところでございます。

【湊委員】看護職員の人材不足も喫緊の問題、課題だと思っております。子どもたちも、小さい時に手当てをしてもらったり、病気を治してもらったりで看護師に憧れる子どもたちもいると思いますので、しっかりと周知をして取り組んでいただきたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】幾つか質問させていただきます。まず、医療計画。医療計画は、全ての医療・福祉の計画のベースになるというか、基本になる計画だと思っているので、ちょっと細かいことですけど、質問したいと思います。

2の5の30の認知症疾患医療センター、それぞれの医療圏に応じて病院名が書かれているんですが、現在の7次と読み比べた時に、例えば五島中央病院の記載はなかったんですが、今回、連携型で設置とあります。また、対馬病院は地域型だったんですが、これが連携型で設置となっているんですが、どのように変わるのかとい

うこと、まずここから教えてください。

【山口長寿社会課企画監】認知症疾患医療センターについてのお尋ねですが、五島中央病院につきましては、平成30年度に認知症疾患医療センターに指定いたしましたので、7次計画策定の時はまだ記載がされていなかったということで、今回8次計画から記載しております。

対馬病院が地域型から連携型になっているところですが、これは対馬病院が、ちょっと休憩をお願いします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【山口長寿社会課企画監】対馬病院が地域型から連携型に変わっている要因ですが、地域型というのは、認知症の方を入院させる時に自分の病院だけで入院をさせるということで地域型と指定をしているんですけども、連携型については、ほかの医療機関にも連携を取りながら入院等治療をするということで、今回、対馬病院については、ほかの病院と連携を取りながら治療等やっていきますということで変更をしているところです。

【堀江委員】 連携型、地域型、それぞれの役割はあるにしても、対応ができるようになったというふうに私は認識をいたします。

同じページに認知症初期集中支援チームというのがありますね。7次の際は「設置が進められております」と、今回は「設置をしています」とあるんです。これは21市町に設置をしているということなのか、この「設置をしています」という意味も、この機会に教えてください。

【山口長寿社会課企画監】堀江委員がおっしゃ

る認知症の初期集中支援チームにつきまして、平成30年度から全21市町に設置されたということで、このような記載をしております。

【堀江委員】 そこで、「原則として2名以上で訪問」とあるんですが、7次の際は、「医療系職員と介護系職員とそれぞれ1名以上の計2名以上で訪問する」と詳しく書かれている。今回、第8次はここまで詳しく書いていないんですけど、これは意味があるんですか。計画にここまで書かなくていいなというふうに7次の際は思ったんです。今回はここまで書いていないんですけど、その意味を教えてください。

【山口長寿社会課企画監】 こちらは、委員がおっしゃるように、今回2名以上ということで、特に職能の指定まではせずに記載しているところです。

【堀江委員】 計画が職員の業務の足かせと言っではおかしいんですけども、しちやいけないと思うので、実態に合わせたというふうに理解をいたしました。

要は私としては、県内どこに住んでも認知症の早期発見と早期診断をしてほしいという思いがあって、ここの質疑をしたんです。

今回、認知症のことについて医療計画で言えば、2の5の33に若年性認知症の人やその家族の支援とあるんですけど、7次の際は、これはほかの項目のその他の中で書かれていたんです。今回8次は1項目上げて、若年性認知症の人やその家族の支援ということが挙げられていますね。7次の時と同じ内容ではあるんですけども、1項目上げて支援ということで出すのはどういう意味があるのかというのも、この機会に教えてください。

【山口長寿社会課企画監】 7次計画までは確かにほかの項目の中で挙げていたんですけども、

若年性認知症の方が県内では300名弱ぐらいいらっしゃるって、そういった方々には早期診断、早期治療が必要ということで、今回特に新薬、レカネマブが出て、早めに医療につなげることの重要性がうたわれております。

またもう1点は、若年性認知症の方に関しては65歳未満と働き盛りの方、就労している方が認知症になった場合、いろんな部署と連携して支援が必要ということで、今回、特に若年性認知症の方に対する支援は重要項目として、別項目で挙げております。

【堀江委員】 その説明は非常にわかりやすく、本当に時代に応じて、その必要性がこの計画の中にも表れているんだなということを確認いたしました。

次に、国保の方針について質問したいと思います。計画の29ページ、医療費水準の反映ということで、「保険料水準の統一に向けて、令和6年度の国保事業費納付金算定から医療費水準を反映しません。ただし、医療費水準の県内格差が一定以下になるまでは、医療費適正化等の取組を加速するための仕組として医療費適正化インセンティブの仕組を新たに導入します」。このことについてちょっと質問したいと思います。

文教厚生員会では、7年前、2016年11月定例会で、国保都道府県化ということで審査をいたしました。当時の国保・健康増進課長は、次のように説明をしています。

「保険料でございます。国のガイドラインにおいては、まず基本的な考え方として、医療費水準の格差が大きい場合は、原則、医療費水準に応じた保険料ということが基本でございます。として、ただし、将来的には地域の実情を踏まえつつ、都道府県で統一の保険料の水準

を目指すということが示されております。

本県といたしましては、市町の実情を踏まえて県内統一の保険料水準を目指すということで、今回新たに作成をいたします国保運営方針の方でその時期などについて記載をしていきたいと考えております」。

国保の特別会計を県がつくるんですけれども、「県では、県全体の医療費等にかかる支出を見込みます。そして、国等の公費にかかる収入の見込みを立て、それを差し引いた額を国保事業費納付金ということで、それぞれの市町に割り振りをしまして、市町に納めていただくという仕組みに変わってまいります。

県は、市町ごとの国保事業費納付金を決定すると、それと同時に、市町ごとの標準保険料率を算定・公表して、市町に提示をするということでございます」。

ちょっと長く引用したんですけど、7年前、国保都道府県化になって、保険料とか、その仕組みはどうなるんですかと、そのことだけの審査をした時に、保険料については、国のガイドラインに沿って、医療費そのものについての格差があるかどうかということも含めながら、まずはそこで決めていきますという答弁があったんです。

今回、これが明確に、令和6年度に向けて云々ということで、方向性がいわばより明確になったんですが、今回の保険料のこの部分はということの意味するのかをわかりやすく説明していただけますか。

【川内野国保・健康増進課長】 医療費水準の反映についてのご質問でございます。当初、都道府県化された時には、十分丁寧な議論を重ねながら、医療費水準の統一に向かっていきたいと思いますというふうな国からのガイドライン等もあつ

たんですが、今回改めまして保険料水準の加速化プランというものも国の方から示されまして、水準の統一を目指して各都道府県で取り組んでいくようにというふうなガイドラインが示されたところでございます。

今回の保険料水準の統一で医療費水準を反映しないということは、納付金を算定する際に、これまで医療費水準を反映したもので算定してきたわけですが、こちらを医療費水準を反映しない形で算定をします。そうすると、医療費水準が低い市町につきましては、保険料を上昇させざるを得ない状況になりますので、こちらについてはやはり抑制を図っていく必要があるということで、新たに医療費水準が低いことを評価しまして、インセンティブとして、そちらに保険料を抑制するための財源として充てまして、実質、納付金の形として示すのは現在とあまり変わらないような状況となります。

【堀江委員】課長が言っていることはそうなんだけど、聞いている県民が「医療費の水準を反映しない」とはどういうことなのかがイメージ的にわかるように答弁をお願いしたい。

つまり、今は医療費の水準を反映したものでしょう。それを、例えば自治体別に言ったらどうなるのか。長崎市と五島市だったら、反映したらこうなる、反映しなくなったらどうなるということを、課長の説明はいいんだけど、もう少し。

そのまま言っても聞いている県民はわからないので、ごめんなさいね、ちょっと例えも出しながら、医療費水準を反映するとはどういうことで、反映しないとはどういうことなのかを詳しく教えてもらっていいですか。

【川内野国保・健康増進課長】失礼いたしました。医療費水準を反映するということは、医療

費の水準が高いところは保険料が高く、納付金が高く、医療費水準が低いところは、納付金の算定結果も低く抑えられるんですけども、これを反映しないということになりますと、医療費水準の高いところは納付金の額が下がり、医療費水準が低いところは上がるということで、ただ、急激な保険料の変化は好ましい状態ではありませんので、そちらに対してインセンティブを付与する仕組みとなります。

【堀江委員】医療費水準が高い、例えば長崎市に住んでいる市民のようにすぐに病院にかかることができる、大きな病院も小さな病院も、医療施設がたくさんあるところでは、かかりやすいのもあるので医療費水準が高いというふうに認識をいたします。人数も多いし、入院することも可能だ。

一方で離島のように、なかなか病院がないところでは、病院にかかりたいと思ってもかかることができない。入院したいと思っても、なかなか入院ができないところは、いわゆる医療水準が低いんですね。ここを換算して今は保険料が決められているんだけど、これを加味しない、換算しないことを来年度からやるんですね。

そうすると、病院が少ない地域などは、病院にかかることができないところは保険料が上がっていく。一方で、そうでないところは保険料が下がっていく。そこを、どのように。

これは令和6年度から始まるんですけども、いつまでこれをやるのかは今の時点でわからないのか。

いずれは、高い低いの保険料を、同じ所得であつたら一緒にしましょうというふうに考えているんですね。けれども、県民は納得しないですよね。それはそうですよ。すぐに病院に行け

るところに住んでいる人と、なかなか病院にも行けない、入院もできないところに住んでいる県民と、同じ所得で同じ家族構成だったら同じ保険料と言われても、それは納得しないですよ。そこが、統一しようかというところの大きな問題になるんだけど、ここをどんなふう

に。
令和6年度から医療費の水準を反映しない保険料にしますということだけど、これを何年続けるのか、そういう方針はまだ出ないのか、県民の皆さんにどういう説明をしていくのか、そこら辺は今の時点で言えますか。

【川内野国保・健康増進課長】保険料水準の統一を進めていくに当たっては、市町と丁寧な協議をさせていただいております。

今のところ、このインセンティブの交付により、現状と変わらないようなイメージで納付金を算定することになるんですけれども、こちらのインセンティブをいつやめるかということにつきましては、まだ時期などは決めておりません。医療費の水準が、県内格差が一定以下になるまではということで、今のところは協議をしているところです。

【堀江委員】国保運営方針は、国保都道府県化になってから改めて出されるようになって、2016年、7年前に文教厚生委員会で、国保都道府県化についてだけで審査をした時に、今度から国保運営方針を決めて方向性を出すんですよと、市町といろいろ協議しながら、その方向でやっていますということのをこれまでも議会の中で、委員会の中で確認してきたんです。

国保都道府県化は、そういう保険料を統一するのが目的なんですとこれまでも言ってきて、具体的にその方向に入っていくというのが今回の運営方針ですけど、なかなかこれは無理があ

るというふうに私は思うんですけど、これは国が決めた方針ですし、今の段階では、もうこれは国の方針どおりにやるということになりますかね。

というのは、県民の皆さんの思いは、国保も上がるでしょうと、これ以上はもう上げてほしくないというのが率直な思いですよ。年金から引かれたりするわけですから、後期高齢者は後でやりますけど、国保都道府県化によって保険料が下がればいいけど、なかなかそうはいかないのが実態なので。

私の見解から言えば、出される計画は国の制度を是としてやるから、国の方向でやるしかないという計画しかできていないんですけど、ちょっとこれも後でやりたいと思いますけど、国保都道府県化については国の言われるとおり、都道府県化にする目的であった国保保険料の統一に向けて、改めて期間も示して、期間という意味は来年度から医療費の部分は算定しませんと、足を踏み出してやるという運営方針と認識をしていいのか、答弁を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】運営方針に書いておりますとおり、保険料水準の統一に向けまして、令和6年度の納付金算定から医療費水準は反映しないことになるんですけれども、医療費水準の格差がまだ一定あるということで、こちらがそれ以下になるまでは、医療費適正化の取組を進めていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】時間なので、また次に、もう一回質問させてください。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、議案外所管事項について質問をいたします。今回、福祉保健部におきましては数々の計画素案が挙げられていまして、

その中でも長崎県薬剤師確保計画（素案）について質問をさせていただきます。ちょっと掘り下げて質問をいたします。

前回の委員会でもちょっと触れさせていただきましたが、今回、素案ということで確認をさせていただきます。非常に分析されているんだなということをもっと感じております。地域別偏在、そして業態別偏在から見て、長崎県としては、病院薬剤師は薬剤師少数区域、薬局薬剤師は薬剤師少数でも多数でもない区域という、どっちかよくわからない区域という指標が当てはめられていて、全国的な指標なのでこういう表現になるんだらうなと考えていたところですが、いろいろ分析されている現状を確認させていただきました。そのうえで、いろんな薬剤師確保の指針、確保のための施策等が出ておりましたので、これについてちょっと質問いたします。

まず、県内には長崎大学、長崎国際大学に薬学部があって、そこには多数の薬学生が、薬剤師を目指して勉強していらっしゃいます。この計画素案の中でも、大学と連携をして取組をしていくという計画も立てられています。

どのような形で連携をしていくのかということと、長期的な取組、長期的施策、短期的な取組、短期的施策ということで、計画として落とされていますが、これについてもどのようなものかお聞かせください。

【斉宮薬務行政室長】今回の計画の策定作業につきましては、有識者の方々による策定検討会を組織して、素案の作成を進めてまいりました。この中には、県内大学薬学部の両薬学部長も参加いただいております。

大学と連携した取組につきましては現在検討中ではありますが、方向性としては、県内大

学薬学生が県内の病院や薬局に就職してもらえるような取組を検討していきたいというふうに考えております。そのためには、在学している薬学生に対してのアンケート調査を実施しまして、学生が考える理想的な就職先や環境などの情報を押さえたうえで事業を構築していきたいというふうに考えています。

また、長期的・短期的取組ですが、まず長期的な取組で、計画の最終年が2036年となっており長期にわたることから、この期間にわたって継続的に事業効果が得られるような施策をつくりたいというふうに考えております。ターゲットとしましては、将来の職業を模索している中学生や高校生を対象とした事業で、毎年一定の成果が得られるような取組が必要ではないかというふうに考えています。

短期的な取組では、主に薬剤師の資格を取得した方を対象としまして、県内の病院や薬局へ人材を呼び込んでいけるようなものであったり一時的な不足を解消するような施策、例えば病院間での薬剤師の派遣とか、薬局間の派遣とか、病院と薬局での派遣とか、そういう人材派遣の制度などの施策についても検討していきたいと考えております。

【宮本委員】両薬学部がありますが、ここも県内就職の問題があって、県外に出ていく方が多い現状がありますので、先ほどおっしゃったとおり長期的、そして短期的、大学と連携を取りながら、アンケート調査等もしながら、計画が実行できるようにしていただきたいと思います。

そしてまた、この確保施策の中に「魅力」という文言が出てきますが、薬局勤務の薬剤師とか病院勤務の薬剤師の魅力の発信が、なかなかできていないと私は考えています。この魅力を発信していくことが重要かと思いますが、この

具体的な取組についてお聞かせください。

【齊宮薬務行政室長】薬剤師の魅力発信についてのご質問でございますが、これも策定検討会において議論の中心でありまして、施策の大きな柱となるものであると考えております。ポイントとしましては、その成果として、将来、県内の高校生のうち大学薬学部に進学する生徒数の底上げを図っていくことが重要であるというふうに認識しております。

現在、県内において全国の大学薬学部へ進学する生徒が毎年100名ほどいることがわかっております。具体的には、この数字を110名、120名という形で増やしていこうというふうな取組を検討しています。

一例としましては、中学生や高校生、また保護者を対象とした職場体験学習会などを企画し、県内の先進的な医療に取り組む病院や、在宅医療を実施している薬局などを訪問し、薬剤師が専門的な知識を生かしながら業務に当たる姿を実際に見て体験していただくことで、将来「薬剤師になりたい」というふうに思っただけの人材を増やしていくような仕掛けが必要ではないかと、このあたりの検討を進めております。

【宮本委員】具体的に魅力発信についてお聞かせいただいて、非常に頼もしいと感じているところです。

それともう1点、奨学金の問題です。薬学部は6年間行って、授業料もちょっと高い。他学部に比べると非常に高いので、奨学金を借りる学生が非常に多い現状です。他県では、奨学金制度を県として設けている。佐賀県と福岡県は、奨学金返済制度があります。しかし、本県にはまだありません。

よって、この計画を立てるに当たって、薬剤師確保対策として、県独自の奨学金制度の設置

なども検討していく必要があるのではないかと考えますが、これについて見解があれば教えてください。

【齊宮薬務行政室長】奨学金制度についてのお尋ねであります。施策の方向性としましては、今回お示ししております素案の最後のページ、確保対策というところの（3）「国の基金事業等を活用し、県内の薬剤師の受給及び偏在状況を踏まえ、薬学生の県内就職を促すための制度について検討します」という項目がありますので、こちらで検討が可能という形にしております。

また、奨学金そのものではなくて、返還金を支援していくような制度もありますので、これらの制度につきましては、今後、他県の状況を踏まえながら、関係団体や大学の代表者の方々と協議を進め、制度設計が可能かどうか、協議、検討を進めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ぜひ、これは検討ください。多くの学生、そして多くの家庭の皆様が望んでいますので、国の基金事業等を活用したりとか、ぜひとも検討いただければと思います。

最後に、もう1点だけ確認をしますが、医療機関、そして薬局における企業努力と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、自助努力で呼び込むような取組について、ちょっと弱いのではないかと感じる場合があります。例えば薬局においては、ホームページをつくっていない薬局は結構あるんです。学生がインターネットとかで調べる時に、情報が足りていないんじゃないかと私自身は考えているところです。

よって、今後県が指揮官をとって、医療機関とか県が中心となって、県薬剤師会などと連携を取りながら、病院そして薬局の施設の魅力を、

デジタル媒体を活用してもっと情報発信していくことができないかと考えます。そういった支援についてお聞かせください。

【齊宮薬務行政室長】薬局や病院の魅力を発信することは大きなPRとなりますし、薬剤師の免許を取得している方の就職情報サイト的な機能ではなく、作り方によっては、これから薬剤師を目指す生徒が見ることができるようなサイトづくりは、とても有用なものになるのではないかとこのように考えております。

いただいたご提案につきましては、各薬局とか病院の協力も必要となってくるものですので、どのような形でやっていけるのかというところも含めながら、今後、関係者の方々とともに検討していきたいと考えております。

【宮本委員】医師確保計画、そして看護師、介護人材などの確保もしかり、そして薬剤師も医療機関に従事する人材の一員として、このような形で初めて確保計画が立てられることは、現場の医療をつかさどる多職種の皆様方にとっても大事な視点であろうと考えますので、県としても、つくってどう運用していくか、どう活用していくか、どう実効性を持った計画にしていくかというところが大事であると考えますので、ぜひとも具体的な取組を今後も推進していただきたいと考えております。

次に、今、社会問題となっておりますオーバードーズの問題です。乱用のおそれがある医薬品、オーバードーズがいろんなところで社会問題となっていて、本県ではどのような状況かということをお尋ねしたいんです。

一時的な苦悩、精神的なきつさを逃れようと市販薬を大量摂取して、気分を楽にさせたりする。一方では、心臓とか脳とか臓器に影響を来たして呼吸困難、最悪の場合は死に至る可能性

もあるオーバードーズの問題。背景はいろんな状況があるかと思いますが、市販薬で誰でも手に入る、インターネットを介して誰でも気軽に買うことができる市販薬が、一つの背景、原因ではないかと考えます。

県の薬務行政室は、県全体の薬事監視指導を行う機関であります。この問題についても目を光らせて対応していく必要があるかと考えますが、現状、県内の状況をどのように捉えているのか、そしてまた、その対策についてもお聞かせください。

【齊宮薬務行政室長】オーバードーズの問題についてのご質問でございます。以前は、オーバードーズの問題といえますと医療用の薬品、例えば睡眠薬とか向精神薬の乱用が多かったんですけれども、最近は、薬局とかドラッグストア、もしくはインターネット等で買えるかぜ薬や鎮咳剤、咳止めですが、こういったものを使用するケースが多くなってきています。

これらの薬を通常量服用していただければ問題ないわけですけれども、多く服用することによって、主作用を通り越して副作用として出現する酩酊状態であったりとか高揚感だったりとか、そういったものを期待して服用していくことで問題になっているものであります。

薬務行政室や各保健所には薬物相談窓口を置いておりまして、オーバードーズに関する相談の実績は、今のところはまだない状況であります。しかし、本県におきましても、乱用目的で医薬品を購入する事例は、全国同様あり得ることだと考えております。

これらに使用される医薬品は、国が、乱用のおそれがある医薬品として指定をしております。この指定された医薬品につきましては、薬局やドラッグストアで販売する際には、最小包装単

位、例えば1箱とか1本とか、そういう形で販売すること、また、薬剤師や登録販売者が服薬指導をしっかりと行って販売することというふうに規定がされております。

また、若年者、若年層が購入する場合には、氏名や年齢の確認、他県で同様の薬を購入していないかどうか、そういったところも確認して、購入が適正と判断した場合に限り販売することと示されております。

県内では、これらを取扱う施設への立入り調査を行う際に、これらの規制事項の順守について確認をして、販売管理の徹底を図るといような指導をしております。

【宮本委員】咳止め薬の1本飲みというのは非常に問題になっていて、特に長崎は外国人観光客なども多い状態で、佐世保などは外国人の方も多数いらっしゃいますし、そういった面でも非常に重要な地域ではないかと考えますので、オーバードーズの問題、今は報告がないということではあります。若年層についてはどのような形で侵入してくるかわかりません。大麻グミという問題もあったりしたので、気軽に手に入ると状況から、しっかりと監視していく必要があるかと考えます。必要な機関と再度連携を取っていただいて、県内でオーバードーズの問題が出ない体制づくりを強化することを要望させていただきます。

もう1点、福祉保健部で、健康長寿日本一の長崎県づくりについてお尋ねをいたします。これは9月の一般質問でも質問させていただきました。そしてまた、ずっと毎回のごとくこの問題を取り上げているんです。

9月に一般質問をした際に知事に、今後、健康長寿日本一の長崎県づくり対策にどのようにして取り組んでいくのか、総体的に最後にお聞

きました。その時に知事は、第3次健康ながさき21を策定する、この中において、健康に無関心な人を含め、全ての人が自然に健康づくりに取り組めるような社会環境の質の向上を目指してまいりたい、併せて、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化していることから、誰一人取り残さない健康づくりにも新たに取り組んでいきたいとご答弁いただきました。

このような計画を健康ながさき21にも落とし込んでいるものと承知するんですが、気軽に健康づくりできる環境がどのような形でできるのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

【鶴田国保・健康増進課企画監】健康ながさき21、第3次におきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、健康に無関心な人を含めて、全ての人が自然に健康づくりに取り組めるような社会環境の質の向上を目指していくこととしております。

具体的には、喫煙分野におきましては、望まない受動喫煙を防止するための取組、栄養・食生活分野におきましては、日常の食生活で健康を維持増進できるような環境づくりのために、行政だけではなくて産学官の連携によって諸環境づくりを進めていくということで、例えば食品製造メーカーやメディア等とも一緒になって、消費者に栄養・環境面に配慮した商品を届けていただくような取組、そういったものを目指してまいりたいと考えております。

身体活動分野、運動の分野におきましては、長崎健康づくりアプリ「歩こーで」もございしますが、それ以外にも活動しやすい道路、緑地の整備等のまちづくりの推進にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それと、誰一人取り残さない、健康づくりに

新たに取り組むということにつきましては、これまでの計画におきましては、ライフステージごとということで、年代別における人生の各段階においての特性を捉えて施策を行ってきたところでございます。ただ、社会環境が多様化しておりまして、個人の健康課題も多様化してまいりました。それだけではなくて、その人が属する集団、家庭や職場などでありまして、個人といたしましても男性、女性という性差であったり、年齢というところを今まで着眼しておりませんでしたので、そうしたところにもしっかり注目をしたうえで、ライフコースアプローチという人生全体を俯瞰した視点に立ったうえでの健康づくりに取り組むこととしたいと思いません。

例としましては、女性の健康づくりということも着眼して、新たにに取り組むというふうにしております。

【宮本委員】産学官連携した食生活づくり、運動しやすいまちづくり、非常に大事ですね。身近なところで、こういったもので少しずつ健康づくりができれば、もっともっと健康長寿につながっていくものと考えますので、これも実際に計画に沿って活動ができるように、取組を推進していただきたいと思えます。

一旦終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川委員】2点お伺いをしたいと思います。

まず、福祉保健部の議案外、障害者手帳におけるマイナンバーの紐づけ誤りについて、お伺いをしたいと思います。障害者手帳のマイナンバー紐づけについて、1,994件の紐づけ誤りがあったことが判明し、これによる個人情報のおそれや、マイナポータル上に他人の情報が出るようなことはなかったということでありま

す。

まず、1,994件というのは、障害者手帳の紐づけをすべきデータの何割程度なのかを教えてください。

【佐藤障害福祉課長】手帳のマイナンバーの紐づけ誤りについて1,994件ということで、実際、療育手帳の部分が多くございまして、療育手帳が1,978件で、システムの改修に伴ってプログラムの改修をした際にミスが起こったものでございます。

療育手帳については、今年5月から新たに紐づけの作業をしたところで、まず2,000件だけ紐づけを行ったところがございます。そのうちの1,978件が、プログラムのミスによって紐づけ誤りになったところがございます。

身体障害者手帳につきましては3件の紐づけ誤り、精神障害者の福祉手帳については12件の誤りがあったところがございます。

【新田福祉保健部長】白川委員のご質問にお答えいたします。

今回対象となる手帳が、身体障害者手帳と療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の3種類ございます。身体障害者手帳は、中核市を除くものですが、点検対象件数が3万3,720件、そのうちの3件に紐づけ誤りがあったということです。療育手帳は1万6,361件、そのうちの誤りがあったのが1,979件、精神障害者保健福祉手帳の対象となるものが1万9,076件で、そのうちに誤りが見つかったのが12件、トータルで1,994件でございます。

【白川委員】各分野の総件数中の誤りの件数、丁寧に説明ありがとうございました。

先ほど、プログラムの改修後にというお話もありましたが、原因は、システム上でのバグなのか、それとも紐づけを行う際の人的ミス、操

作中のミスなのか、教えてください。

【佐藤障害福祉課長】システムを改修した際に、データを統合する際のプログラムのミスで、人的なミスということになります。

【白川委員】システム上のミスということで承知をいたしました。

現在は停止中ということですが、11月17日に公開ということは、恐らくもっと前に発覚をしていたんだと思うんです。そこから1か月以上たつ今も停止中ということで、改修見込み、再開の見込み等を教えてください。

【佐藤障害福祉課長】データの改修は終わっておりまして、報告していなかったんですが、身体障害者手帳と療育手帳については、12月1日で修正を終わって閲覧を開始しております。精神障害者手帳については、12月5日に閲覧の開始をしているところでございます。

【白川委員】もう再開をしていると確認をとれました。システム上の不具合ということですので、これは恐らく全国的に同一というか、同じようなことが起きていての点検が行われたということですが、今後、国保の計画の項目にも上がっております、保険証とマイナカードの一体化を推進する県の考え方であると認識をいたしました。

この件に関しましては、多くの私の周りの方から、紙の保険証を残してほしいとか、マイナカードと一体化されるのが心配だというような声をたくさんいただいているわけです。特に高齢者の方とか障害者の方が不安を持っていらっしゃる。また、災害が起きた際に停電等でそういったデータが使えない際はどうなるのかというような具体的なことも聞かれます。

今回の障害者手帳の件数以上に膨大な数になってくるとお思いますので、もし同じようなこと

があれば大変だと思っております。非常に重く受け止めるべきことだと思います。

操作ミス等でなかったということはよかったと思いますが、保険証とマイナカードの一体化について、このような関連性があるのか、ないのか、教えてください。

【佐藤障害福祉課長】今、マイナポータルで見られる状態で、そこに手帳情報を紐づけして見られるところまでございまして、当然マイナポータルを使わないというか、見ないで手帳をそのまま使っている障害者の方も当然いらっしゃると思います。なので、マイナポータルというか、マイナンバーの紐づけについては国の制度としてされているところですが、我々の個人情報の取扱いは当然こういうミスがあってはならないところですので、その辺の取扱いについては県としても再発防止に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【白川委員】県も再発防止に取り組むということではありますけれども、システム上のミスであれば、国がしっかりとしたシステム管理、テスト等もしっかりやっていただくところかと思えます。県も、そういったミスがあつての戻りの作業とか負担になるかと思えますので、連携していただければというふうに思います。（発言する者あり）

【佐藤障害福祉課長】先ほどの国の方でのシステム誤りとありましたが、県の方でのシステム誤りです。

【白川委員】県の方のシステム誤りということで、今後、国保の紐づけに対しても同じことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目です。こども政策局の議案外にありました不妊治療の先進医療の助成制度について、お伺いをしたいと思います。

令和5年度4月に治療を受けた方もこの制度を使えるようになったことと、これがオンラインでできる取組については、働き盛りの世代の方たちが利用する制度として、このような取組をしていただいたことは非常にありがたいと思っております。

実際に10月からの開始ということで、まだデータは出てきていないかと思いますが、この制度の勉強不足ではあるんですけども、どれくらいの方が対象になって、どれくらいの助成がされるのかということを詳しく教えてください。

【川村こども家庭課長】不妊治療の助成につきましては、4月1日以降に治療を開始した方を対象に、10月から受付を開始しているところであります。申請件数は、12月8日時点で48件の申請がっております。申請の割合は、電子の方が34件、紙の方が14件で、電子の方が7割くらいと高い申請になっております。状況は以上です。

【白川委員】詳しい数字をいただきました。やはり電子の方が活用されているということで、非常にいい傾向だと思います。申請する、しないは、治療をされた方個人の選択かと思えますけど、できるだけ多くの方が申請して利用できるようにと思えます。

こういった周知はどのようにされていますでしょうか。

【川村こども家庭課長】周知は、治療を受けた時に医療機関からご案内をしていただくと、それが基本になるかと思っております。

それ以外は、例えば県のホームページ、それと最近こども家庭課でも活用しているX、昔のツイッター、そういったもので発信し定期的につぶやいたりということで広く周知をしているところです。

【白川委員】基本は医療機関ですけど、県のホームページ、XなどのSNSも使って周知をされているということです。

4月に治療をされた方から、今後も治療をされる方にももちろん適用していくということで、この治療をしたいけど経済面でと悩んでいらっしゃる方も多くアクセスできるような形になっていくかと思えます。周りにも不妊に悩む方たちは多くいらっしゃいますので、私たち県議会もしっかりと周知に取り組んでいきたいと思えます。

【千住委員長】質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。再開を3時25分からとしたいと思います。

午後 3時12分 休憩

午後 3時24分 再開

【千住委員長】委員会を再開します。

【佐藤障害福祉課長】先ほど、白川委員に私からご説明をしました、手帳のマイナンバーの紐づけの件で、私が、紐づけ誤りをプログラムのミスとご説明したと思うんですが、それ以外に、市町の方でマイナンバーの記載誤りとか、別の方のマイナンバーを記入していたということもございました。そこもご報告させていただきます。

【白川委員】訂正ありがとうございます。

その記載ミスというのは、ご本人が書類に書かれたものが間違っていたのか、係の方が間違ったのかとかはわかりますか。

【佐藤障害福祉課長】ケースとしては、申請者が持ってきたところにマイナンバーを書かれていなくて、市町が住基のネットで確認をした時に、その見た番号と違う番号を記載したりと、そういうのがございました。

【白川委員】わかりました。いろんなミス、見間違いだったり、認識違いだったり、あるかもしれませんが、なるべくないように、注意をよろしく願いいたします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】先ほどの白川委員のマイナンバーの紐づけについて、まさに今お伺いしようとしたところをご答弁いただいたんですけど、もうちょっと詳しくお聞かせください。というのが、再発防止の観点から、少し勉強させていただけたらと思います。

長崎県の場合は、県庁のホームページに先ほどのご説明資料と同じような文章が載っていて、その具体的な内容について載っていなかったんです。

それに対して千葉県では、経緯として、先ほどのお話のように「障害者手帳の申請受付窓口である市町村において手帳の申請を受け付けた際、申請書のマイナンバー記入欄に記載がなかったことから、市町村職員が、住民基本台帳システムよりマイナンバーを検索し転記しようとしたところ、誤って同居家族のマイナンバーを申請書に転記した」ということです。多分、同じようなことが起こっているという分ですけども、すみません、勉強のためにですね。

自分のイメージは、マイナポータルシステムは今まで総務省がされていて、デジタル庁ができてから、それがデジタル庁の所管になったと。ただ、マイナンバーという制度自体は総務省が番号を振っていて、障害者の障害者手帳の番号などは厚生労働省だけれども、先ほどのお話ですと、障害者手帳の申請受付は市町村がしていて、この際に県はどこで関与されるんですか。受付は市町が受ける、その番号などについては県に言う、イメージとしては、県がデータを取

りまとめて国の方に上げて、マイナポータルシステム上に上がると。県がいろいろとデータをくっつける際に、そうした申請の際に書いていなくて記載ミスみたいな話プラス、先ほどはプログラムのという表現がありました。最初のやりとりでは、プログラムミスで云々かんぬんとおっしゃって、いや、人為的なミスですとおっしゃって、白川委員が「システム上のミスです」と言ったら「はい」みたいな形でしたけど、ちょっとその部分をですね。プログラムのミスの部分をもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

先ほどの紐づけの部分をもう少し詳しくお聞かせいただけて、それがわかった上で、再発防止としてこれでいいのかどうかを確認したいと思います。

【佐藤障害福祉課長】まず、紐づけの誤った要因の部分について、もう少し詳しくご説明をさせていただきますと思っています。

まず、身体障害者手帳につきましては3件でございます。こちらは手帳の申請窓口が市町でございます。市町において、申請者からマイナンバーの提示がなかったため、市町の職員が住基ネットでマイナンバーを確認し、記入した際に別人のマイナンバーを転記したというものが3件ございます。

精神障害者の手帳につきましては12件ございます。これも先ほどと同じような感じなんですけど、市町窓口で交付申請時にマイナンバーの提示がないので、マイナンバーを確認した時に誤ったマイナンバーを転記したのが6件です。個人の理由でマイナンバーの変更があった後に、変更後のマイナンバーでの紐づけがされていなかったのが2件ございます。

あとは、申請窓口は市町ですけれども、その

後に県の長崎こども・女性・障害者支援センターに来た時に、県でも来たデータを入力するんですが、その時に誤って登録したものが3件でありまして、5年以上経過して登録誤りの原因が確認できなかったものが1件ございます。

それと療育手帳の分が、先ほど白川委員からもあったプログラムのミスと。こちらが、申請があった後に、市町の窓口で受け付けて、それから県の方に進達してきて、いただいたデータをマイナンバーに載せるためにデータの加工というか結合をしないといけないんですが、そのデータを結合する時にずれて、別の人に登録をしてしまったと、別人の手帳番号が結合されたという案件が1,978件となっております。

【富岡委員】プログラミングの部分については、先ほどのお話ですと、結合の際に何らかのプログラムミスというか、紐づけでばばっとできるように、エクセルとかでいうとマクロみたいな感じですかね、それでする際に手違いが起ってというところですね。

それともう1点確認させていただきたいのは、「マイナポータル上に誤って紐づけられた手帳情報について、閲覧記録も確認されておられません」と。この閲覧記録については、どこがどのような形で確認することができるのでしょうか。あるいは県の方でも、マイナポータル上の個人について、例えば富岡孝介について閲覧記録を確認することができるのかどうか、お聞かせください。

【佐藤障害福祉課長】これはシステムで、県でも、アクセスがあったかどうかと確認をして、アクセスがなかったところでございます。

ただ、これが古くなってしまうと確認ができないところございまして、2か月間は確認を行ってアクセスがなかったところでございます。

【富岡委員】あと幾つかですね。こちらは、もしかしたら先ほどの時にご質問しなければいけなかったかもしれません。1,000万円以上の契約状況一覧表で、よろしいですか。こちらについて、1から8までありますけど、今日の対象は、全て教育政策課とか書いてあるので、多分5番だけですかね、皆様の所管はですね。

5番について、過酸化水素低温プラズマ滅菌機で1,099万7,800円とございますけど、どういったものなのかというところを確認させていただけたらと思います。どういった目的のもと、どういった性質で、どこに配置して、それが幾つ購入してこうした金額になるのかというところについて、確認をさせていただけたらと思います。

【千住委員長】富岡委員、前なので、後ほど聞いてください。

【富岡委員】もう1点確認させてください。

総合計画チェンジ&チャレンジ2025の施策評価調書についてです。施策名として「誰もが安心して暮らし社会参加できる地域共存社会の推進」で、こちらの成果指標が生活困窮者自立支援事業における就労・増収率で、達成率が、令和3年が32%、令和4年が78%ということです。

進捗状況の分析のところでもいろいろと書いてあるので、改めて少しご説明をいただけたらと思います。こちらを読み上げてもいいんですけども、お願いできたらと思います。

【野田福祉保健課企画監】生活困窮者自立支援事業における就労・増収率でございますが、この事業の成果指標である就労・増収率は、高齢化や障害を抱えているなどの理由により一般就労が難しく、日常生活支援が最優先される世帯が増加しておりまして、達成できていない状況が続いています。

【富岡委員】こちらを読むと、そもそも自分が勉強不足で、生活支援自体の相談の部分が第一ステップとしてあって、それをクリアしたところで就労の相談みたいなイメージなんですか。そもそも生活支援の相談部分にしか達していないから、次の就労相談まではいかなくて、それで就労相談の達成率がなかなか低い状態にあるというお話でしょうか。そこについて教えていただけたらと思います。（発言する者あり）

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 3時36分 休憩

午後 3時37分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【野田福祉保健課企画監】先ほど答弁しましたとおり高齢者や、障害をお持ちでもともと就労ができない方が一定いらっしゃるの、そこがなかなか伸びていかないという事情がございます。

あとは、就労した方や就労による収入が前年度に比べて増加した方が25名増加しているんですけども、分母となる就労支援対象者数が減少したため、就労・増収率は増加したが、目標には届かなかったところです。

【富岡委員】 もう一つは、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援です。成果指標が、県事業によるひとり親家庭の就職者数で、こちらも達成率が低くなっております。

この理由の部分で、新型コロナウイルス感染症によって、ひとり親の就職先としての割合が高いパート等の求人が依然として回復していないということです。今年に入って求人なども増えていっていると思われるんですけども、ここについては改善傾向にあるのでしょうか。なかなかないのであれば、何らかの手立てを打た

れているのでしょうか、確認させてください。

【川村こども家庭課長】就職率につきましては、ここに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、なかなか就職に結びつかない実態がこれまで続いておりました。これからは、しっかり就労支援等を行って回復につながっていきたいと思っております。

今、就職に関する相談はどんどん増えておまして、約300件から1,500件、直近でいくと2,500件近くまで相談件数が増えておりますので、そういったことからしっかり支援に結びつけて就労につながっていけばと考えております。

【富岡委員】 もう一点です。結婚・妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援ということで、こちらの成果指標が合計特殊出生率で、目標値が1.79から、最終目標が令和7年の1.93という中で、実績がなかなかですね。令和3年は1.79に対して1.60、令和4年は1.57、基準値は1.66ということですね。

そもそもこちらは一貫した支援ということのでかなり幅広いので、成果指標がどうしても一番大きな合計特殊出生率となっているのかもしれませんが、ここを見直すような考え方はあるのかということ。

自分も何か目標を掲げた時に、目標からどんどん遠ざかっていってしまうとモチベーションが下がることもあるかと思うんです。その点で、最終目標1.93に向けて頑張っていくのは本当に大切なことなんですけれども、それによってかえって苦しむというか、無理をしてでも頑張らなきゃいけないのか。そこは価値観かもしれませんが、無理するのか、それともこの目標を見直すようなお考えはあるのか、お聞かせいただけたらと思います。

【黒島こども未来課長】富岡委員ご質問いただ

きました、目標としての合計特殊出生率、今のところは令和7年度1.93でございますが、県民の希望出生率を平成26年に調査いたしました際に2.08という数字でございました。県民が希望する結婚・妊娠・出産をしていただける環境づくりで、この希望出生率に近づけると、合計特殊出生率2.0を目指していくと、段階的に上げていくということで、令和7年は総合計画に1.93が目標として掲げられております。

非常に高く設定した目標であることは理解しております。経済的な問題とか雇用、経済環境、結婚に関して出会いの場が減少しているとか、あるいは結婚後の仕事と家庭の両立が難しいであるとか、様々な問題が複合的に絡み合っており、出生率が全国的にも少し低減傾向にある中で、非常に厳しい努力が必要ではあるのですが、あくまでも我々が目指すところは、希望される方が結婚をし、望むように家庭を営んで子どもを持つことをかなえていくということですので、目標値としては今のところ、この数値を掲げていきたいと考えております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】幾つかお尋ねをいたします。まず、第8次の医療計画についてです。「地域医療を担う人材の確保と資質の向上」という項目の7の3の7です。「質の高い看護職員の育成状況」という資料が載っています。

説明でも、医師の確保計画の中で、県内における医師の数は概ね足りている状況。この少し前のページに、長崎県の看護職員の就業状況は、人口10万人当たりでいけば1,987.3人、全国6位ということで、全国と比較しても看護職員の人員的なものはいいと。なおかつ認定看護師登録者数も、人口10万人当たりで全国は19.3人に対して本県は22.85人で多い状況にあります。

気になっているのは、特定行為研修修了者の数です。説明書きにあります、10万人当たりで全国は7.06人に対して長崎県は3.74人と、これをどういうふうにしていくのか。当然これは必要だという認識で、この計画に上がっていると思うんです。

7の3の10のページに、目標は2029年の数字で「調査結果を反映予定」と記載されています。厚生労働省は、特定行為研修を受けた看護師を、2024年の各地方の計画の中にしっかり数値目標を織り込めというふうな指示が出ていると思います。これは明確ではないのかもしれませんが、国としては全国で10万人ぐらいを育成したいと。

本県は、先ほど私が説明したように「調査結果を反映予定」となっているわけですが、ここは速やかに数の設定をしなければいけないのじゃないかなと考えているんですが、その点の考えを教えてください。

【峰松医療人材対策室長】特定行為研修修了者の看護師を増やしていくことにつきましては、研修修了者が医療の現場で診療の補助行為を、医師の判断をその都度仰ぐことなく、医師の指示を包括した手順書によって、その時々でタイムリーな治療を施すことが可能となり、効果的であるという報告も出ていることから、県といたしましても、研修受講が促進されるように研修費の受講支援、補助を医療機関に出して育成を図っているところでございます。

ただ、委員から話がありましたとおり、本県におきましては現在、48名の修了者がいらっしゃる状況で、国の目標にまだ大きく届かない状況にございます。

今回、第8次の医療計画におきまして、国も修了者の目標数を掲げるようにと示されており

ますが、国が示した考え方といたしましては、まず在宅医療の訪問看護ステーションへの配置、それから救急、コロナウイルス、高度急性期病棟への配置プラス、こちらで記載しております各医療機関の需要ニーズを調査して反映させるということで、本県といたしましても積み上げをしていきたいと考えております。

現在、調査をかけているところで、医療機関で出てくる数字にプラスして、県といたしましても、医療圏ごとの配置の状況や、あるいはタスクシフトを進めるべき離島等の医療圏域には少し厚くといったところを加えながら推計を行っていききたいと考えておりました、現在の補助の支援人数等々を勘案いたしまして、7年間で約150名程度の増加を図っていききたいと、今のところは推計をしているところでございます。

現在、関係機関とも協議をしながら、この数字については精査を行ってまいります。

【深堀委員】考え方はよくわかりました。医師の数が、全国的に見れば、ある程度いらっしやると。ただ、現場現場によって濃淡はあるわけで、タスクシフトを考えて、特定研修を受けて、都度都度医師の指示を受けなくてもできるスペシャリストといえますか、そういった方が増えることは我々患者側もものすごく助かるわけで、医師の数であったり看護師の数の分布状況を見た時に、この特定行為研修を受けた看護師が極端に少ないのが明らかですね。

今、ニーズを確認するというふうにおっしゃいましたけれども、これは1年ぐらいかかるんでしょう。医療機関側に見れば、特定行為研修を受けさせる病院側のリスクといえますか、貴重な人材が出て行く。そのことを投資と考えるのか、リスクと考えるのかというのは非常に難しい判断だとは思っています。

だから、医療機関のニーズだけを把握して数を設定すれば、よろしくないんじゃないかなというふうには私は思います。ですから、これだけ医療が充実しているだろう本県において、さらに質を上げていくには、もっと積極的な県の主導的な目標の設定が必要だと思いますけど、いかがですか。

【峰松医療人材対策室長】ご指摘のとおり、研修が促進されない理由の一つとして、医療機関側の負担もあると考えております。

実際に今、看護協会とも一緒になって、既に研修を受講された方との協議の場を持って、その方々の活躍によって、その研修のメリットを医療機関側にも十分に認識していただくような事業の構築も進めながら、周知広報と研修受講者のモチベーションアップと両方、事業化してやっていければと検討しているところでございます。

そういった意味も加えまして、数値の組み立てに当たっては、医療機関のニーズだけではなく、県としてもインセンティブをもって、こういうところにはこれぐらいの人数いていただきたい、養成していききたいという意向も踏まえて設定をしてまいりたいと考えております。

【深堀委員】医療機関側も積極的になるようなインセンティブをつけた仕組み、仕掛けといえますか、そういったことも検討しなければいけないのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に介護事業の件でのお尋ねです。人手不足が言われている介護事業の中で、いかにして可能な限り業務を効率化できるのかという観点からの質問です。

介護事業者の負担の部分で、役所に提出する資料が自治体によって異なっている。同じ趣旨

の申請をする時に、複数の自治体にまたがっている場合にはそれぞれつくらないといかんと。そういった介護の現場の事務処理の軽減を図るために、厚生労働省が、2024年度からデジタル申請に統一するという記事を見たんですが、これは非常にいいことだと思うんです。

現在、県下において、そういった様式がばらばらしていることを統一する、2024年を待たずに、国の制度ができる前にできることがないのかという観点での質問が一つ。

そしてもう一つはDXなんです。厚生労働省がケアプランデータ連携システムというものを開発していて、要は、ケアマネージャーが一人の対象者のケアプランをつくる時に、いろんな事業者と連携するケアプランがネット上でできる。一日がかりの作業だったものが30分弱に短縮したケースがあると報告がぁっています。

実際にこういったデータ連携システムを長崎県下でどれだけ活用しているかということ、恐らく低いと思うんですが、そのあたりの実態を含めて教えてください。

【中村長寿社会課長】まず、前段のご質問の電子申請につきましては、ご指摘のとおり、今、紙文書が中心であり、都道府県と市町が、それぞれのサービスによって指定権者が分かれております。しかも微妙に様式が違っていたりしているところなんです。これは、国が基準だけつくって、あとは各都道府県や市町村の規則で決めるとなっているので、そういうふうになっている状況でございます。

実際に電子申請は今年度から国でも本格的にやり始めたところですが、現状、県内で使っているのは東彼杵町1町だけという状況です。各市町、我々県もですけれども、規則の改正等の準備が追いついていない状況ですので、我々と

しては、様式改正のための規則を改正しようと考えております。令和6年4月から運用したいと考えておりますので、これをモデルケースとして、各市町でもすぐ電子申請に対応できるように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

後段のケアプランデータ連携システムにつきましては、これもご指摘のとおり、令和5年からスタートしたこともあって、まだまだ周知不足でございます。国の方でモデル市町において熱心に取り組んでおりますが、現在、本県においては全事業者2,500ぐらいあるんですが、そのうちの4%ぐらいしかまだ導入していないということで、さらなる取組が必要と認識をしているところでございます。

【深堀委員】わかりました。前段の方は早速、令和6年度からということで、多分、ものすごく事業者の皆さんは助かると思うんです。ぜひ周知徹底といいますが、準備をお願いしたいと思います。

ケアプランデータ連携システムは、法人が負担するのは年間のメンテナンス料の約2万円で済むというような仕組みです。

ニーズがあるかという問題があるように聞き及んでいます。実際にこのシステムを登録することによって、本当にメリットがある事業者がどれだけいるのかというふうにはちょっと聞いているんですが、事業者によっては、一日がかりの作業が30分で済むなんていうことにもつながるわけですね。こういったリーフレット等もできているわけですから、これもいかに周知徹底するかということだと思います。いろんな機会を通じて、そのあたりを推進していただければと思います。よろしく申し上げます。

【中村長寿社会課長】今年度、5月から6月ぐ

らいに事業者の方から、なかなか進んでいないというお話をいただいております、今年度は我々も予算計上が追いついていなかったものですから、まずはできることからということで、セミナーをモデル的に開催して、ケアプランデータをまず使ってみようと、そのモデル地区を横展開していった方が、皆さんがメリットを感じられるんじゃないかと、そういうことをまず進めていきたいと思っております、来年度については、導入が促進されるよう少し条件づけした補助金とかを検討しつつ、国の実証においては、年間80万円の経費が2万1,000円のランニングコストで済むので、使っていただけるように強く推進したいと思っております。

【深堀委員】ケアプランデータ連携システムの活用をぜひ進めていただきたいと思っております。

最後にもう1つだけ、BCPについて確認をします。業務継続計画のことです。

国が、全ての介護・障害福祉事業者に対して、2024年、来年4月までにBCPを策定するよう義務づけたと報道がありました。ただ、実際には策定済みの事業者があまり増えていないようにも聞き及んでいるわけです。

県下の介護・障害福祉事業者で、BCPを策定されている事業者がどれほどいるのか、状況をお知らせください。

【中村長寿社会課長】介護分野においては、把握がちょっと漠然としていて申し訳ないんですが、9月に、県管轄の1,000ぐらいの施設に対して集団指導という形で調査を行ったところでは、未策定あるいは不明というところが大体4割程度、1,000のうちの400ぐらいあったということです。

監査指導課で毎年監査に行っているんですが、今年度300ぐらい調査をして、未策定と答えた

ところが25%程度あったところで、大体3割から4割ではないかというふうに把握しているところでございます。

【佐藤障害福祉課長】障害福祉施設につきましては、策定状況を全て把握はできておりませんが、先ほど長寿社会課からありました監査指導課の現地指導が行われた障害福祉サービス事業者の中では、約半分ぐらいが策定されている状況でした。

【深堀委員】私は、把握をしていないことに着目をしています。義務づけされているわけですよ、2024年4月から。もう年末ですからね。間に合いませんよ。

多分、どうやってつくればいいのかわからない事業者もいらっしゃるはずですよ。そこから考えれば、県は主体的に、今どういう状況にあるかと調査した方がいいと思っておりますよ。調査して、どういうところを支援してほしいのかとニーズを聞けばいいじゃないですか。と、私は思うんですけれども。

部長、何か考えはないですか。

【新田福祉保健部長】BCPは、感染症とか災害時の対応を、事前に事業所がシミュレーションしておく、そういった性質のものでございます。いつ何どき起こるかわからない災害に平日頃から整えておくことが大事でありまして、介護に関しましては、3年間の経過措置の期間を持たせたうえで、BCPの作成を義務化していたところでございます。

そちらに関して3年の経過期間がもう終わろうとしている中で、まだつくっていない事業者が一定数いると。こちらは国における介護給付費分科会等でも議題に上って議論がなされているところで、経過措置の期間を延長するといった案も国の方では検討しているところではあり

ますが、そちらに関してはまだ結論が出ていないところではあります。

こちらの作成のやり方につきましては厚生労働省から、動画とかマニュアルとかフォーマット、そういったものを様々示していただいております。そちらに基づいて、事業所の中でちょっと時間をとっていただければ、比較的そんなに大変ではなく策定にもっていけるようなものでございます。

したがって、県としましては、市町に協力しながら事業所にBCPの作成を促していくことをぜひ進めていきたいというふうに考えているところではあります。

【深堀委員】いみじくも部長がおっしゃったようにBCP、業務継続計画は、大地震とか感染症とか、何か大きなことが起こった時にも機能停止せずに業務を続けていくためのものですから、介護や障害福祉サービスの事業者の皆さんが、いろんな災害とかが起こっても継続できるための計画をしっかりと策定していただけるように、いろんな支援を継続的にやっていただきたいと思えます。終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】私から、3項目お願いします。

まず、看護師養成所の定員充足状況についてです。県内の看護師養成学校の定員充足状況、令和5年度、そして令和6年度の募集も一部始まっていると思うので、令和6年度の見込みも、もしわかりましたらお願いします。

【峰松医療人材対策室長】県内全ての看護師等学校養成所の令和5年度の入学者の状況につきましては、1学年の定員が合計で738名に対しまして入学者が729名ということで、充足率は98.8%となっております。過去5年間の充足率を見ても全て90%を超えている状況ではござい

ますが、学生数そのものが減少しておりまして、各学校側は、充足率の母数であります定員を減らして対応しております。ちなみに、平成31年度から比較しますと、5年間で定員が228名減っている状況でございます。

それから、令和6年度の入学予定の状況につきましては、すみません、こちらではまだ把握できておりません。

【山本委員】私の地元、島原市の医師会立の看護学校は、定員割れの見込みだという話を聞いております。一般受験はこれからですけれども、推薦の段階で少し足りないのかなという感じがしています。

一つの要因として、来年度から県央が3年制のいわゆる正看の学校になるということで、今まで県央地区から来ていた生徒たちがそちらに流れるかなという感じがあるんです。そういった感じで、特に医師会立の方はちょっと厳しい状況になってきているのかなというふうな印象を持っています。

次に、県内の看護師養成所の県内就職率がどういうふうになっているのか、特に医師会立につきましてお願いします。

【峰松医療人材対策室長】県内看護師等養成所の令和4年度の県内就業率の状況ですが、卒業生が合計で830名おられまして、その61.1%に当たる507名が県内で看護職として就業いただいております。専修学校の中でも医師会立の看護学校の県内就業率が高い状況であることは、県としても認識をしているところでございます。この率につきまして5年間見てみますと、1年前の令和3年度と比較すると、県外就業が増えたことで少し減少した状況にあります。

卒業生の県内就業率が高い医師会立の看護学校の就業率は、令和4年度で見ますと、すみま

せん、ちょっと休憩をお願いします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 4時 5分 休憩

午後 4時 5分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【峰松医療人材対策室長】 県内の医師会立の看護学校で、令和4年度の合計が85%となっております。

【山本委員】 看護師の専門学校の運営費の補助について、県では、県内就職率によって補助の加算がなされていますが、この大まかな仕組みを教えてくださいませんか。

【峰松医療人材対策室長】 看護師等の養成所の運営費につきましては、文部科学省所管の学校と厚生労働省所管の学校で運営費の支援の仕方が違ってきます。当室で所管しておりますのは厚生労働省の所管の養成所でございます、医師会立の養成所はそこに含まれます。

そちらには、運営費全体に必要な経費を基準額といたしまして、生徒一人当たりの単価とか、あるいは教員の数とか、事務職員の経費とか、そういったものを単価設定いたしまして補助金を算定しているわけですが、そこに前年度の県内就業率に応じて加算の率を加えて補助をしている状況です。

県内就業率が85%以上になると、経費の1.1倍の調整率が加算されて、それ以下ですと1と、減算も含めたところで加算率を設定しております。

【山本委員】 今、85%超であれば加算という形で、多分、7割程度までだったら1という形になるのでしょうか。それを下回ると減算という形になってくるかと思うんです。

一般的に、高校生の県内就職率が大体60%台

後半ぐらい、大学生で4割とかそれ以下という形であると、7割でも高いという感じが正直あります。養成学校の生徒数の減少等もあって、なかなか経営が厳しくなっている中で、この加算についてもう少し弾力的にといいですか、具体的な数字は別として、その加算の仕組みをできるだけ、7割を超えているところについて運営費の補助を増やしてほしいという地元からの要望があるんですけども、この辺の今後の考え方を教えてくださいませんか。

【峰松医療人材対策室長】 県といたしましても、卒業生が県内就業をしていただくという意味で、医師会立の看護学校の役割の重要性については認識をしているところでございます。

そのため、これまででも安定的な運営が図られるように、いろんな形で加算をしながら運営費の補助を続けてきているところでございます。

一方で、少子化、高学歴化の影響で学生数が減っている現状も認識をしております、県外への就業がちょっと増えてきている状況もありますことから、関係機関、学校関係者の皆様とも連携して、まずは県外からの呼び込み、あるいは県内就業につながるような取り込みを強化していくことと、併せて運営確保の支援を継続していきたいと考えているところでございます。

【山本委員】 わかりました。単純に運営費の補助を増やすのは難しい点があるかと思えます。

一方で、看護師の就学資金貸与といった全体的な基金の中で、県内就職率のことも含めて、今の形から少しでも改善といいますか、希望に沿うような形がありましたら、ぜひご検討いただきたいと思えます。

次に、地域包括ケアシステムの関係です。9月にもお伺いをしたんですが、県内2圏域だけ残った形で、令和4年度にほぼ達成をするだろ

うという話をその段階でされていました。これで、当初の目標であった、令和5年度までに全地域において地域包括ケアシステムが一定構築をされた、目標を達成したんだろうと思うんです。それを受けて、新しい基準で今後進めていきますという話がありました。

令和4年度につきましては、旧基準と新しい基準の両方で評価をされたと聞いているんですが、その状況と今後の進め方について伺いたします。

【山口長寿社会課企画監】地域包括ケアシステムの構築状況についてのお尋ねです。先ほど委員からお話がありましたとおり、残り2圏域が未構築でありましたけれども、令和4年の状況の評価で、残りの小規模離島の2圏域も構築と評価されたことで、県内124圏域、日常生活圏域全圏域で構築という評価に至っております。

ただ、構築と評価はされたんですけれども、あくまでも基盤の整備ということで、今後、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に柔軟に対応できる地域包括ケアシステムの充実が必要となっていると考えています。

システムの構築主体となる市町におきましては、まず自分たちの地域の現状を知り、そのことで取組目標が明確化され、PDCAサイクルに基づく取組の推進が期待されています。

県としましては、県が策定しました新たな評価基準による評価結果に基づく21市町の現地ヒアリングを引き続き実施することで、市町の取組状況を継続的に把握しながら課題を共有し、システムの充実に向けた支援を引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

【山本委員】前の基準であれば、指標があって、それに対して点数がつけられて、全体に対して8割程度というふうな形で、数字的にわかりや

すかった、進め方としてわかりやすかったと理解をしているんですけど、今度の新しい基準については、点数といったものがないように聞いているんです。目標年度、目標の数値といったものについては、どういうふうに捉えて住民の方に示していくのか、その辺の考え方を伺いたしたいんですが。

【山口長寿社会課企画監】新しい評価基準につきましては、以前のように何点だから構築といった点数化をすることなく、医療、介護、保健・予防、住まい・住まい方、生活支援・見守り、認知症権利擁護、市町と関係者・団体のネットワーク、共生社会の実現と住民参画の8分野。こちらの項目の取組状況を、点数はつけずに取組の強み、弱みを見える化することで、それをレーダーチャート化してわかりやすく、住民に取組状況を公表していきたいと考えております。

そういった取組状況を住民が把握することで、残りの2圏域につきましても、市町の方から小規模離島の取組状況を見える化して住民の方にお見せすることで、例えば移動支援のNPO法人の立ち上げにつながったり、介護予防の場の立ち上げにつながったり、そういった住民参画の動きにつながりましたので、やはり県民や住民の方にその取組状況を見える化、わかりやすく示すことは大事だと考えておりますので、これから令和6年度に向けましては、新しい評価基準を全市町に使って、取組を見える化していきたいと考えております。

【山本委員】私自身は、いろんな話を聞いている中で、温度差はあるんですけども、体制としては割と構築をされてきている。ただ、それがうまく伝わっていない。だから実感という形で評価を、視点をちょっと変えてみましようということで、全然構築されていないということ

ではないと思うので、そこが機能的に動いているかどうかと、実際に利用しようと思った方がアクセスできるのかというところを今回確認しながらやっていかれるんだらうなというふうに思ったんです。

ちょっとずれますけれども、去年、今年、長崎県内、島原市において、介護とか福祉がうまく届かなかったことで残念な事件が起こっています。介護が必要、看護が必要、あるいは障害の福祉のサービスが必要、あるいは生活保護が必要という方に、うまくそこが届かなかった、あるいは拒否されたというふうな形の中で最悪の事態になってしまったケースが起こっています。

いわゆる重層的にというんですかね、そういったサービス、場合によってはアウトリーチというんですかね、向こうから入っていくような、サービスというのかな、そういうことが必要になってくるんだらうなというふうに思うんです。この重層的な取組について、重層的支援体制があるんですけれども、現実問題としてどういうふうに進めていこうとされているのか、お伺いをします。

【野田福祉保健課企画監】重層的支援体制整備事業についての現状と今後の取組について、お答えいたします。

本県におきましても、市町において、属性にとらわれない包括的な支援体制を構築する事業に取組を進めているところでございます。

現在、重層事業の本格実施の前ということで、補助事業として最大3年間の移行事業がございまして、県内6市町で取り組んでいるところでございます。

県として、今後どのように進めていくかということですが、まずは準備事業を実施

している市町が、来年度以降スムーズに本格実施へ移行できるように後押ししていくことが重要かと思えます。

また、長崎市、五島市において、来年度に本格実施に移行することを目標に取り組んでおられるところです。両市とも、様々な相談を受け止めるワンストップ窓口を設置されています。相談窓口の明確化が図られたとか、既存制度のはざまにあって今まで抜け落ちていた方々に介入することができたとか、多機関、多職種とのつながりが図られ、連携して対応する仕組みづくりができたなど、事業に取り組む中で実際に得られたメリットをお伺いしております。そういったメリットを含めまして、先行事例を未実施の自治体に対してしっかりお伝えしていきたいと考えております。

また、今年も7月に国の全国キャラバンを活用した取組を実施しておりまして、引き続きキャラバンを活用した関係機関向けの研修の実施などにより、市町の包括的な支援体制の構築促進に努めてまいりたいと考えております。

【山本委員】例えば市の福祉部門があって、包括支援センターがあって、社協があって、医師会があってというふうな形で、結果的にやっていることは同じような形なんだけれども、そこがバラバラになっているのではないかと、そこを取りまとめるところがどこかに必要なのではないかと。

それが、包括の上に総合包括みたいなものをつくるケースもあるだろうし、市の中に持ってくるケースがあるんですけれども、そういったところがどうもバラバラになっている。で、残念なことが起こっている。民生委員に言っても、なかなかそれはどこまでできるのかという問題がある。

だから、そういったものをトータル的に、それが意味、拡大的な地域包括ケアシステムではないのかと思うんです。そういった点での今後の取組について、課長からいかがですか。

【中村長寿社会課長】ご指摘のとおり、今回お見せしております「ながさき長寿いきいきプラン」、県民の方によりわかりやすくという形で名称を変えて、中身も、これまで結構、行政視点というか事業者視点だったのを県民視点で、まだまだ不十分ではありますけど、記載の中身も変えて、地域包括ケアシステムを住民視点でやっていこうと。とにかく少子・高齢化が進むといふ変えられない将来の中では、住民参画と担い手不足に、高齢者の方も含め多世代でやっていこうというのが、国、県の強い考え方でございます。包括ケアシステムにおいて、我々21市町を回って、2時間、3時間ヒアリングして体制構築をお願いしているのは全国でも我々のみというふうにお聞きしています。そういった中で重要性をお示ししながら、委員が言われた多世代への対応とか、様々な隙間の課題への対応を、しっかり体制づくりを進めてまいりたいと思っています。

【山本委員】ぜひよろしくをお願いします。

最後に、带状疱疹のワクチンの関係です。最近、带状疱疹の話をよく聞きます。体感としても、私になっているわけではないんですけども、80代の方とか、50代の方とか、20代の方とかから結構、带状疱疹の話をお聞きします。ワクチンの話も聞きます。

現状、带状疱疹は確かに増えているのか。その発生状況は、国であったり県であったり把握をされているのでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】带状疱疹の患者の状況についてのお尋ねです。

都道府県別の患者数につきましては公表されていないのですが、国が推計しております全国の带状疱疹の患者数が、2015年のデータではありますが、外来で1か月当たり約35万人、入院で1万5,000人となっています。

人口の規模から本県の患者数として推計いたしますと、1か月当たりで外来が約3,500人、入院が約150人となりまして、これを年間にしますと外来が約4万2,000人、入院が約2,000人と推計されると考えております。

【浅田委員】短めに幾つか質問させてください。

今日、皆様が様々なお考えのもと、長崎県医療計画を中心に、様々な計画の算定をなさっているということは一定理解をできるんですが、ずっと答弁を聞いている中で、例えば看護職にしても薬剤師にしても医師にしても、概ね足りているみたいなご説明がある気がするんですが、果たしてそれが現場でどうなのかなと思うところがすごくありました。

例えばタスクシフトをとおっしゃっても、現場の方と、つい最近も意見交換をした時に、タスクシフトをと県は言うけれども、ここでは薬剤師が足りないから、薬剤師の仕事を例えば看護師がフォローしたり、看護師が足りないから介護者がフォローしたり、介護者の仕事を看護師がしたりと、そういう循環がすごく現場では多いと。だから、言葉ではタスクシフトと言われて、計画上はそういう数字とかいろいろ並んでいるけれども、そこがうまくいっていないのではないかと、そういったところの現状を本当に理解していただいているのかという声がございました。

先ほど課長から、今後またいろんな調査を回っていきいたいということだったんですけども、地域偏在とかいろんなところもあると思います。

それをどれくらいきめ細やかにやって、きちっとしたわかりやすさ、現場で働いている人たちの納得のしやすさというのがあると思うんですが、そのあたりは調査をいつぐらいに、どういうふうな形でやっていこうと思っているのか、もう少し教えていただければと思います。

【峰松医療人材対策室長】当室で所管しております医師、看護師の関係は、ご指摘のとおり、数字上は多い状況にあると申し上げました。一方で現場からの声につきましては県でも認識をしております、各方面に不足の状況について直接聞き取りをしているところでございます。

先ほど調査をすると申し上げましたのは、特定看護師の必要性について、現場で必要とする人数等を調査しようとお答えしたところでございます。

今後の医療人材の必要性につきましては、現場の声だけではなく、将来の医療需要についても鑑みながら、必要な医療需要に対して必要な人員がどれぐらいなのか、現場との乖離がどれぐらいあるのかというような推計が必要ではないかと考えておりますので、そういったデータ収集から、取り組んでいきたいと考えております。

【浅田委員】特定のということではありましたが、いずれにしても今は高齢者が増えている状況で、介護職員も2,000人足りない、そこを外国人材で埋めようという話がある中で、先々は、それが今度は過剰な状況になる場合も当然想定できるわけです。それを鑑みても、やはり現在は大変な状況になっている。だけれども、長崎県や全国的にも在宅医療をどんどん増やしている。在宅をすればするほど、どうしても訪問介護、訪問看護をしている人たちは本当に負担が増えている。

訪問をするのは、やはりそれだけの技術がなければできない、負荷がかかるという状況も見ていただく必要性が非常にあるのではないかと感じております。

介護に関しましても、今日は聞きませんが、2,000人の不足を外国人材で1,000人程度を埋めたいんだと言っていたけれども、その在り方、外国人を登用する難しさとか、時間的な要素を考えると、もっともっとスピーディにできることを考える必要性があるのではないかと思います。

この間、ご要望をいただいた中で、これは民間企業のことなので、なかなか県からは言いづらいところもあると思いますが、介護職、看護職で定年の方がどんどん、どんどん増えていて、県の職員も同じですけれども、これまでもらっていた給与が半減するわけです。そうすると、深夜介護とか看護をしていた人たちが、夜勤はやりたくないからと言って辞めていく現状が身近なところでもたくさんあります。そうすると若い人たちに負担が増える。若い人たちは、家庭の問題とかがあって辞めていくという負のスパイラルがあるわけです。魅力伝道師などの事業をしながら若い人たちを育てることも必要だと思いますけれども、経験者の定年の問題に関して、県はどのようにお考えかというのをお聞かせいただければと思います。

【中村長寿社会課長】この分野に関して長寿社会課としては、介護分野だけではなく高齢者の生きがいつくりにもつながる部分で、社会参加の一環として就労も含めて推進していく部分で、いろんな部局と連携して強く取組を進めているんですが、介護分野に関して今議論になっているのが、いわゆる介護補助者という形で短時間の勤務に就く雇用形態です。

リタイアされた方は、フルタイムで働くニーズが非常に少なく、実際にこの時間なら働ける、あるいは歩いて行ける施設なら手伝うことができる、そういったニーズに対してどうにか対応できないかというところを来年度に向けて検討している状況でございます。全体的な課題として、負のスパイラルというご指摘もありましたけれども、実際我々は施設の方々いろんなご意見を伺う機会もございますので、こういった対策が必要かということを含めて、しっかり検討してまいりたいと思っております。

【浅田委員】来年度ということで介護補助者の話が出ました。これも経験者だと思んですけど、そうなった時の給与体系の問題がやっぱりあって、これまでフルで働いていた人たちは、なかなか行かないという現場の声があって、それだったらもっと違う形かなとか、いろんな声も聞いているので、そういった現場の声を再度また聞いていただきながら、介護補助者がいいのか、なかなか行かないという現場の声があって、まだ元気な60歳で夜勤もできる人がいる施設等々もたくさんあるかと思っておりますので、そのあたりの現状とか長崎県内の在り方というものを調査、分析をしていただければと思います。

そして、在宅医療を増やしていく中で、今日も認知症の話が出ていました。認知症の行方不明者の相談が、実は年々全国でも増えている状況があり、この10年間で倍の数の行方不明者がいると言われております。これは警察との連携が当然必要だと思っておりますが、どのような状況か、教えてください。

【山口長寿社会課企画監】浅田委員が言われるとおり、認知症の行方不明者は年々増加傾向にあります。令和4年、警察に届けが出された長

崎県内の認知症の行方不明者は82名と聞いております。

警察と情報共有する中で、早期の捜索が一番効果的ということで、防災無線とかを使った捜索が有効ですよということを市町の担当者とも情報共有しながら進めています。

今回、長崎市内でお父さんが行方不明になられた方が情報発信をされて、なかなか市町から捜索の支援を得られなかったという情報もあった中で、県としましては、認知症行方不明者の捜索に関してこういった方法があるんだということを知りやすく説明するように、市町と話し合いながら、行方不明となられた方のご家族が困らないような形で情報提供を強化していく必要があると考えております。

【浅田委員】情報発信という話がありましたが、今、情報発信をしている行方不明者の家族の方が私の知人でもありまして、様々なご協力を周りの方ともしているわけです。もう半年ぐらい経っている、でも家族としてはしっかり探し続けている状況で、初期の時の初動はあるんですけど、なかなかそれがない。これは警察所管ですので、そちらでいずれ伺いたいとは思っている案件なんですけれども。

そういったことも、在宅を進めて、痴ほう症が増えている中で、様々な計画の話がありましたけれども、どれも非常に連携をしている案件かなと思います。

認知症サポーターも増えてはいます。今、長崎には16万人ぐらいいて、私も随分前に取っています。でも、取った後に、意外とその先が全くわからないままの人たちがほとんどだと思っております。私も数名で取ったんですけど、その人たちも取ったままというのが多い。

行方不明者を減らすにしても、地域の目とい

うのが非常に大事だなと思っております。これは要望にかえませんが、認知症サポーター、高校生だったり大学生とかも含めて増やすだけではなくて、その先につながるような施策もしっかり打っていただいて、長崎の中で切れ目ない医療体制を目に見えるような形でお示しいただければと思っています。これはもう要望でとどめたいと思います。お願いします。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】すみません、端的に質問したいと思います。

11の3、「ながさき長寿いきいきプラン」ですかね。今回から介護給付適正化計画があるんですけど、75ページで「取組の詳細は別途県方針を定める」となっているんですが、これは「ながさき長寿いきいきプラン」とは別につくるといことですか。

【中村長寿社会課長】ご指摘のとおりでございます。中身については、介護保険の適正認定に関する結構専門的な部分が、県と市町で共有するところが多くございますので、毎回方針として、県と市町が共有するものとして別途作成しているところでございます。

【堀江委員】公表の手续とかはどうなりますか。

【中村長寿社会課長】策定後において、ホームページ等で公表させていただく形になるかと思っております。

【堀江委員】もう一つです。医療費適正化計画の63ページ、一人当たりの保険料の見込みです。市町村国保、後期高齢者医療の保険料がどうなるのかということで、現在と令和11年度ですが、これは見方として、後期高齢者医療保険料も国保の保険料も上がるということの意味しているんですか。どう見たらいいですか、教えてください。

【川内野国保・健康増進課長】保険料の見込みについてお答えします。

令和5年度の一人当たり保険料は、この表の右の方に書いているんですが、市町村国保で8万2,380円、後期高齢者医療で6万2,988円となっております。

これが、令和11年度時点の医療費の見込みから推計した保険料としては、医療費適正化の取組を行った場合に市町村国保で8万9,016円、後期高齢者で8万5,452円となります。カッコ内には、医療費適正化の取組を行わなかった場合として、市町村国保で8万9,772円、後期高齢者で8万6,160円、いずれにしましても令和5年度からは上昇、増加するというふうな見込みとなっております。

【堀江委員】そこで、最後に福祉保健部長にお尋ねします。

今回、色々な計画が出されています。私の読み取る力がないんですけど、計画を読む中で、今の計画と見比べる、あるいは新しい計画もありますから、その中で、例えば長崎県で認知症になっても早期発見、早期診断をすとか、年を重ねて住み慣れた長崎で生活していくために必要なサービスを受けて、在宅でいようと施設に行こうと、そういう人生を選べるような長崎県にしていくというふうな計画をつくっているんだろうと思うんですが、一方で適正化ですよね。

平たく言えば、適正化というのは抑制政策でしょう。医療費の適正化と言った場合は、入院日数を短くしましよと。例えば白内障で、今までは泊りだったけれども、日帰りで手術を受けましようとなったりとか、今回出されていまず介護給付適正化、介護給付、介護のサービスもいわゆる抑制しましよと。これは私の方

かもしれません。でも、そういう計画をつくりながら、一方で抑制化計画もつくる。

今回の計画は、言われるとおり国の各種法に基づいて福祉保健部としてつくるんですけど、私は、いろいろ計画を読ませていただきながら、矛盾をしないのかと思いました。

皆さんの仕事は、安全・安心に、そして健やかに暮らせるよう県民の生活を守るために計画をつくっているだけけれども、一方で抑制する適正化計画もつけないといけないと。もちろん国はそうしなさいと言っているんですけど、非常に矛盾があるのではないかと率直に今回の計画を見ながら私は思ったんです。

その点を部長は、国がこういう計画をつくりなさいと言うからつくったんだよという答弁でしょうけれども、そういうふうな矛盾はないのかと私自身は率直に思ったんですが、部長の見解をお示してください。

【新田福祉保健部長】いつでもどこでも誰でも医療や介護や福祉が受けられる、これは当然我々が実現していくものでありまして、それは長崎県だけではなく、全国どこでも同じように達成していかなければならない、実現していかなければならないものです。

個別具体的な話で医療計画とか、そういった各種計画につきましては、国の方から作成にかかる指針とか各種通知が示されておりまして、それで各都道府県、差異が出ないような形で、しっかり規定された項目が定められておりまして、各県の事情を当てはめた上で、その実情に合ったものをつくっているところです。

そして、おっしゃいました抑制化といった考え方、こちらは少し私の見解を述べさせていただきたいと思いますが、国も各都道府県も、ベーシックとなるコンセプトは全て同じであると

考えているところです。

例えば介護保険の話をさせていただきますと、介護保険は創設されて20年たちますが、もともとのつくられた経緯は、地域においていかに介護をしっかりとやっていく体制を皆さんでつくり上げていくか、そういったもので制度設計をされたものでございます。なので、介護保険に関して言えば、保険料の負担も基本的に全部4分の1で分かれていて、国負担4分の1ですし、地域での負担、市町村とかがそれぞれ按分される形で、皆さんで取り組んでいくような制度設計になっています。

ということはどういうことを意味するかというと、そもそもの設計されたコンセプトとしては、例えばA市において介護をどういうふうにしていくのかと、介護予防とかをしっかりと取り組んだりしながら、介護保険の保険料を抑制、あまり使わないように元気なお年寄りをたくさんつくて、みんなが介護のよりよい形を実現していくと、そういったコンセプトでもともとつくられたものです。

なので、適正化という単語が若干踊ってしまってミスリードをしてしまう側面があるのかもしれませんが、本来であれば適正化というのは別にマイナスのイメージじゃなくて、しっかりより良いものを実現していくといったもの、そちらを皆さんで進めていくということになります。

医療費に関しましても、必要なサービスをやらないようにというわけではなくて、医療技術が進歩したことによって、例えば白内障の手術に関しましても、今は日帰り手術で、これまでと全く遜色ないような形に医療技術が進歩してきたし、そうしたシステムも変わってきた。そうした形に見合ったような形で医療費もやはり

変えていく必要があると、そういった形で少しずつよりよいものにしていくと、そういったことの着実な積み重ねを皆さんで進めていくことが大事なのかなというふうに思います。

したがいまして、そういったところを踏まえて我々としては計画を策定させていただきますし、策定した計画を実現していく努力を我々一丸となって進めたいというふうに考えております。今後ともよろしく願いいたします。

【堀江委員】余談なことと言えば、生命保険に医療費がかかりましたと請求する時に、白内障を泊まりでした分と日帰りでした分は、受け取る医療費の戻りといいますか、それは大きく違いますのでね。例えばそういうふうに出てくるんですよ。

そういうことではなくて、要は私が言いたかったのは、適正化という言葉の意味を、部長と私の見解がちょっと違うところはあるんですが、いずれにしても福祉保健部の皆さんは、非常に苦しい立場といいますか、介護保険制度、いろんな制度一つとっても、決められた制度の中でどうするかということで仕事をしなきゃいけないというふうに思っているんです。

だけれども、その中でも今回は、離島の部分については自分たちがきちんと意見を言う場所なので、存分にそういう意見は述べたいという答弁もありました。離島・半島を抱えた長崎県の県民の暮らしをどうやって守り、人生を穏やかに過ごせるような制度にしていくかということに悩んでおられることは十分わかりました。

そうした立場をさらに持っていてほしいというか、当然私が言うまでもなく持っていると思うんですけど、国の制度の中でしなきゃいけない計画なので、どうしても足枷なりいろんな制約が出る中ではあるんですけれども、長崎県の

県民の立場に立ったうえでの計画をつくっていただきたいということを、あえて申し上げておきたいと思います。

もちろんそういうふうにされているということは承知のうえで、申し訳ないですけど、発言して終わります。ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】端的に質問をいたします。まず、福祉保健部から1点、介護支援専門員、ケアマネジャーについて質問いたします。

ケアマネジャー試験に合格した方が対象となって、実務研修を受けます。その際、研修費用がかかるんです。これは受講者負担ですが、国の制度を利用することによって、一部返還される制度があります。それが国の教育訓練給付制度というもので、これを利用して県の研修機関が申請をして指定を受ければ、受講費用の一部が受講者に返ってくる、返還される仕組みがあるんです。

恐らく長崎県は、まだこの制度を活用されていないかと思うんですが、こういったものを活用して受講者の負担を少しでも減らすような取組をするべきであると考えます。現状も踏まえて県の見解をお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】現在、ご指摘のとおり、介護支援専門員になるためには、実務研修の受講料の負担が5万9,000円かかる状況でございます。実際、今、県が指定している介護支援専門員協会に実務研修をしていただいているところです。

ご指摘のハローワークの給付金は、令和元年度から制度が開始されているそうでございます。大変申し訳ないんですが、実際、ここの連携が各都道府県もなかなか取れていない状況で、九州でもこの給付金を活用している県は少ない状

況でございます、我々も実は現在、活用することができていない状況でございます。

今回指定している介護支援専門員協会がハローワークに申請を出せば活用できる状況でございますので、こちらから協会と話をし、ぜひこの給付金が活用できるように取り組みたいというふうに考えております。

【宮本委員】これは県の負担とかはなくて、国の制度なので、申請して指定を受ければ一部が返還される。おっしゃったとおり5万幾らで、かなり高額ですね。ケアマネジャーの方は、いろんな研修を更新して受けていかなければならない。そこでも費用がかかって非常に大変であると。しかしながら、給料は介護福祉士に比べて低いという現状があるとご相談いただいたものですから、いち早くこういった制度を活用して、申請して指定を受けていただけるように、長崎県としても導入に向けて働きかけをお願いしたいと考えております。

もう1点、こども政策局ですが、予算化に向けて検討を行う主な事業の中で1点だけ確認をさせていただきます。

来年度ですかね、予算化に向けて取組を予定している事業に保育士等の処遇改善推進事業費というものがあります。これは、恐らく県独自の保育士の処遇改善になるかと考えております。質の高い幼児教育・保育の確保に向けた処遇改善の取組の事業であるということです。

これの今の状況を教えていただければと思います。

【黒島こども未来課長】お尋ねいただきました保育士の処遇改善推進事業でございますが、今検討をしておりますのは、保育士あるいは幼稚園教諭免許をもらっている専門職の方々の保育や教育の質の向上に取り組んでいただく、

具体的には研修等になるかと思うんですが、そういった保育士等の方々に対して、手当などの形で支給をしようと考えております。

現在まだ検討中でございます、市町と具体的な内容について詰めているところです。各園で園内研修とか、そういったことを実施していただくことを要件にして、実施した場合に、今のところは保育士等お一人当たり年額2万円程度の支給になるかと考えております。これから詳細につきましては検討してまいりたいと考えます。

【宮本委員】これ、目下検討中で、財政課と協議し、そしてまた各市町との協議に向けて大事な時期であろうかと思いますが、処遇改善、保育士の方にとっては重要な事業ですので、どうかこれが実際にできるように、最後まで粘り強く対応していただければと思います。以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自民党会派より「医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援に関する意見書（案）」の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【千住委員長】それでは、富岡委員から、意見書の提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【富岡委員】我々自民党会派から、「医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援に関する意見書」ということで、述べさせていただきます。

医療機関や訪問看護ステーション、介護保険施設等は公定価格により運営されており、エネルギー関連費用をはじめとする諸物価高騰の直

撃を受けてもこれを価格に転嫁することができず、職員の賃金引上げを行いたくてもそのための原資がないという状況でございます。

そのような中、全ての看護職員の賃上げを実現するには、国からの医療機関等に向けたさらなる財政措置が必要であると考えております。

また、全ての看護職員の賃上げを実現することは、労働者の所得向上につながり、成長と分配の好循環が実現すると考えられます。

したがって、国におかれましては、医療機関等の経営を支え、全ての看護職員の賃上げが可能となるよう、以下の事項について実現されることを強く要望いたします。

1、物価高騰に苦しむ医療機関、訪問看護事業所、介護保険施設・事業所等の経営を支援し、全ての看護職員の処遇改善が可能となるよう、必要な財政措置を講ずること。

2、令和6年度診療報酬改定において「看護職員処遇改善評価料」の対象を全ての看護職員に拡大するとともに、介護報酬、障害福祉サービス報酬改定において同様の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

各委員の皆様におかれましては、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【千住委員長】ただいま富岡委員から説明がありました「医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「医療機関等の看護職員の賃上げを可能とする財政支援に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしますか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、自民党会派より「医療介護分野における物価高騰と賃上げに対するための適正かつ恒常的な財源の確保に関する意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【千住委員長】それでは、浅田委員から、意見書案の提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【浅田委員】お手元にお配りいたしました意見書案につきまして、概要のみをお伝えさせていただきます。

今般、皆様ご存じのとおり、この物価高は、医療機関、介護事業所などにも大きな影響を及ぼしております。

その中において医療・介護分野の賃金は、公定価格である診療報酬などが原資となっているため、長らく低く抑えられ、他業種に大きく後れをとっているような現状でございます。

公定価格により運営する医科・歯科・医療機関、薬局、介護施設等は、物価高騰や賃金の上昇分を価格に転嫁することができないにもかかわらず、診療報酬本体のマイナス改定、診療所の診療報酬の大幅な引き下げなど、医療費削減に向けた議論がなされており、今の少子・高齢化社会に対応できる医療・介護の体制確保が困

難となり、地域医療の崩壊へとつながっていくものと感じております。

よって、国におかれましては、国民の生命と健康を守るため、医療・介護分野における物価高騰、賃金上昇に対する取組を進め、国民に不可欠、かつ日進月歩している医療・介護を持続的に提供するため、次期診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定を含め、医療・介護・福祉については適切かつ恒常的な財源の確保を強く要望する。

この意見書に皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく申し上げます。

【千住委員長】ただいま浅田委員から説明がありました「医療介護分野における物価高騰と賃上げに対応するための適正かつ恒常的な財源の確保に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】よろしいですか。

それでは、意見書案の提出について採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「医療介護分野における物価高騰と賃上げに対応するための適切かつ恒常的な財源の確保に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、正副委員長にご一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】次に、公明党会派より、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」の提出を受けておりますので、

事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【千住委員長】それでは、宮本委員から、意見書案の提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【宮本委員】それでは、私から、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」についてご説明をさせていただきます。

介護事業所、障害福祉サービス等事業所におきましては、皆様方もご承知のとおり、人材の確保・定着が非常に厳しい状態であり、運営に支障を来しているという事態も発生しております。その背景の一因といたしましては、低賃金が考えられるところであります。

今般、最低賃金が引き上げになり、あるいは大手企業を中心にベースアップなどの賃上げが進む中で、介護職員や障害福祉職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金であり、対策が打たれていない現状があります。

このままいきますならば、人手不足による過酷な労働を強いられて、職員の離職に歯止めがかからず、全体として福祉サービスの提供にも支障を来す状況になると考えられます。

よって、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重して生活を保障する取組を迅速に推進することを、以下の3点から求めるものであります。

1点目、2024年度の同時改定におきましては、物価高騰、賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

2点目、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事

業」の活用を推進すること。

3点目、介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き住戸の「地域対応活用」を推進すること。

以上3点を国の方に求めるものであります。

議員皆様方のご賛同を賜りますように、よろしく願いいたします。

【千住委員長】ただいま宮本委員から説明がありました「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」については、提出すること決定されました。

なお、体裁の修正等については、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、公明党会派より「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【千住委員長】 それでは、宮本委員から、意見書案の提出についての提案、趣旨説明をお願い

いたします。

【宮本委員】 それでは、私から「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」について、概要につきましてご説明をさせていただきます。

さきの国会におきましては、認知症基本法というものが成立をいたしました。認知症基本法とは、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、認知症における施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進するということを目的に成立したわけであります。

そして現在、認知症基本法の施行に先立っての方針が国において取りまとめられております。この法律にのっとりまして、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくべく、国においては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含めて行政の体制を一層強化させて、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で、各自治体で実現することを強く求めるものであります。

7項目あります。

まず1点目、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げるため、認知症基本法の円滑な施行をすること。

2点目、都道府県認知症施策推進計画及び市町村認知症施策推進計画の策定においては、主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討することを目的に、地方自治体への支援の強化をすること。

3点目、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進することを目的に、地方自治体の組織体制の強化をすること。

4点目、労働環境の整備、5点目、ご家族への支援体制の拡充、6点目、身寄りのない方にも

柔軟に寄り添える社会の構築、そして7点目、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備、この7項目において、国に対して求めるものであります。

委員各位の皆様方のご賛同を賜りますように、よろしく願いいたします。

【千住委員長】ただいま宮本委員から説明がありました「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、正副委員長にご一任願いますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時 6分 休憩

午後 5時 6分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 5時 7分 休憩

午後 5時 8分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 5時 8分 休憩

午後 5時 9分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会にあたり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。
ます

午後 5時 9分 休憩

午後 5時 10分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年5月に委員長を仰せつかりまして、委員会審査、決算審査、4年ぶりとなります県外視察の調査など、今日まで山下副委員長をはじめ委員の皆様方にはご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様には誠意ある対応をいただきました。誠にありがとうございました。

そして、書記の平古場書記、武次副書記にも

多大なるご協力をいただきまして、ありがとうございました。

至らなかったところも多々あると思いますけれども、おかげをもちまして委員長として重責を果たすことができたのではないかと考えております。この場をお借りしまして、心より御礼を申し上げます。

振り返ってみますと、5月に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更後も、本委員会の理事者の皆様方には、継続的な感染症対策、あるいは各種支援策にもご尽力いただくと同時に、様々な施策に取り組んでいただきました。

また、そのほか委員会では、県立大学生等の県内就職率の向上、学校の働き方改革から働きがい改革、高校生の離島留学制度の改善、看護・介護職員人材不足の対策、結婚支援事業、そして、子ども医療費助成制度の拡大など、本委員会では、大変重要な施策の実現に向けて、熱心で活発な論議を重ねることができたと思っております。

今後も本委員会におきましては、教育、子育て、医療など、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めていただきますとともに、社会活動の回復・拡大に向けた対策にもご尽力いただきますようお願いしたいと存じます。

最後になりますけれども、県勢の今後ますますの発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、福祉保健部長からご挨拶を受けることといたします。

【新田福祉保健部長】理事者を代表いたしまし

て、閉会のご挨拶を申し上げます。

千住委員長、山下副委員長をはじめ文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教・厚生全般にわたりまして終始熱心にご審議をいただきまして、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

総務部関係におきましては、県立大学の卒業生に係る県内就職促進、私立学校における教育の振興や保護者負担の軽減に対する支援の取組などについて、熱心にご議論をいただきました。

今後も、県立大学の教育・研究の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいります。

次に教育委員会関係でございますが、第4期長崎県教育振興基本計画や新たな離島留学の在り方、教員の働き方改革推進等の取組など教育行政に係る施策につきまして、終始ご熱心にご議論をいただきました。

今後も、本県の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、教育に携わる全ての方々と相互に連携をしながら、教育県長崎の実現に向け力を注いでまいりたいと存じます。

また、こども政策局関係では、長崎県子育て条行行動計画の変更や、子どもの医療費助成制度、結婚支援をはじめとする少子化対策、児童虐待防止対策などにつきまして熱心にご議論をいただきました。

今後も、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に向け、結婚、妊娠、出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいりたいと存じます。

最後に、福祉保健部関係でございますが、医療・福祉人材の確保に向けた取組、健康長寿日

本一に向けた取組、医療・福祉施設に対する物価高騰対策支援のほか、各種の福祉保健部関係の計画素案など福祉保健行政の各種施策につきまして熱心にご議論をいただきました。

今後とも、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、共に支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいりたいと存じます。

委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも、本県教育、子育て、福祉保健の発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後にはなりますが、委員の皆様方がご健勝にて本県の発展のために今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

【千住委員長】どうもありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時16分 閉会

1 2 月 2 0 日

(追加 上 程 議 案 審 查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年12月20日

自 午前10時13分
至 午前10時35分
於 委員会室2

障害福祉課長 佐藤 隆幸 君

教育次長 狩野 博臣 君

教育次長 桑宮 直彦 君

教育政策課長 犬塚 尚志 君

教育環境整備課長 山崎 賢一 君

2、出席委員の氏名

分科会長 千住 良治 君
副会長 山下 博史 君
委員 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 深堀ひろし 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 白川 鮎美 君
" 富岡 孝介 君
" 湊 亮太 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第110号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前10時13分 開会

【千住分科会長】おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

なお、廣田教育長職務代理者から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を文教厚生分科会で審査することとなっており、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 新田 惇一 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
医療政策課長 加藤 一征 君
長寿社会課長 中村 直輝 君

また、本日審査する議案は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議する必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 それでは、福祉保健部関係の議案について、ご説明をいたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は福祉保健部合計で5,950万円の増、歳出予算は福祉保健部合計で5億5,075万8,000円の増となっております。なお、各科目につきましては2ページに記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

医療機関、介護事業所等における物価高騰への支援について。

物価高騰により厳しい状況にある医療機関、介護事業所等の負担軽減を図るため、食材料費の高騰にかかる支援を実施するために、福祉保健部合計で4億6,150万6,000円の増を計上いたしております。

障害福祉施設整備費について。

障害者の社会参加及び地域移行をさらに推進するため、県及び市町が策定する障害福祉計画等に基づく障害者支援施設等の整備にかかる支援に要する経費といたしまして、8,925万2,000円の増を計上しております。

このほか、3ページ下段、繰越明許費についての内容につきましては記載のとおりとさせていただきます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】 次に、教育次長より予算議案の説明を求めます。

【狩野教育次長】 教育委員会関係の議案についてご説明いたします。説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は1億9,453万5,000円の増、歳出予算は9億4,901万4,000円の増となっており、この結果、令和5年度の教育委員会所管の予算総額は1,254億9,737万8,000円となります。

歳入予算の内容につきましては、特別支援学校の施設整備費にかかる国庫支出金の増であります。

歳出予算の内容につきましては、虹の原特別支援学校ほか4校の増築工事等に要する経費となっております。なお、こちらにつきましては、後ほど教育環境整備課長から補足説明いたしま

す。

3ページをご覧ください。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、計上しております予算につきましては、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、新たに繰越明許費を設定することとしております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【加藤医療政策課長】第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち、医療政策課分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明をさせていただきます。

医療機関等物価高騰緊急支援事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている医療機関の負担軽減を図るため、6月補正予算で計上したエネルギー価格高騰分への支援に加え、今回の11月補正予算においては、食材料費価格高騰分の支援に要する経費として1億6,758万9,000円を計上いたしております。

なお、補助内容等につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】同じく第110号議案関係の説明をさせていただきます。資料は、右肩に長寿社会課・障害福祉課補足説明と書いてあるA4の資料でございます。

先ほど説明があった医療分野と同じく、介護サービス施設、障害福祉サービス施設等に対する物価高騰の支援を行うものでありまして、これも6月補正予算で計上いたしましたエネルギー価格高騰分の支援に加えて、食材料費の価格高騰分の支援を行うものでございます。

対象施設の考え方につきましては、6月補正と同じく介護保険の対象施設として介護サービスを行う施設、あるいは県や市町からの補助金で運営を行う高齢者入所施設、障害者総合支援法等に基づき障害福祉サービスを提供する入所系、通所系の施設でありまして、公定価格によりなかなか価格への転嫁が難しいというような施設を対象にしています。

補助内容については、記載のとおり今回、食材料費の高騰分として入所系の施設と通所系の施設を対象とさせていただいております。対象施設は、介護サービス施設で2,000施設、障害福祉サービス施設等で740施設でございます。補正額については5に記載のとおりとなります。以上でございます。

【千住分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【佐藤障害福祉課長】障害福祉課から、同じく第110号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち、障害福祉課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。

障害福祉施設整備費につきましては、今回、国の経済対策補正に係る補助制度を活用し、第6期長崎県障害福祉計画、第2期長崎県障害児福祉計画において重点的に取り組むこととしております。

障害児療育支援における地域の中核機関となる児童発達支援センターの新設に向けた改築1

件、重度障害児者の地域移行を目的とした共同生活援助事業所、グループホームの創設1件、防災・減災を目的とした短期入所事業所におけるスプリンクラー設備整備1件の計3件の施設整備に要する経費への助成として、8,825万2,000円を計上いたしております。

なお、補助制度の概要及び整備内容等につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】同じく教育環境整備課の補正予算につきまして、補足してご説明をいたします。

サイドブックのファイル名、分科会補足説明の「令和5年度11月経済対策補正予算（案）について」をご覧ください。

今回計上しております特別支援学校施設整備費につきましては、国の総合経済対策補正に公立学校施設整備費に係る国庫補助事業が対象となったことを受けまして、特別支援学校の教室不足への対応や、児童生徒等の安全確保を図るための老朽化対策工事など、令和6年度に実施を予定しておりました特別支援学校5校の施設整備、改修等について、計画を前倒しして実施をしようとするものでございます。

各事業の概要でございますが、表の1番目、虹の原特別支援学校は、児童生徒の増加に伴う教室不足解消のため、本年度から実施をしております高等部棟の増築工事を継続して実施しようとするものでございます。

次の島原特別支援学校は、高等部の老朽化した空調設備の改修等を実施しようとするもので

ございます。

3番目の鶴南特別支援学校につきましては、令和7年度に西海市立大瀬戸中学校内に設置を予定しております西彼杵分校（小中学部）の開設に向けて、大瀬戸中学校の校舎の一部を改修しようとするものでございます。

4番目の川棚特別支援学校は、老朽化した体育館の内外部の改修工事を実施しようとするものです。

最後に5番目の諫早特別支援学校は、グラウンド及びその周辺の舗装工事を実施しようとするものでございます。

これらの事業につきましては、経済対策の趣旨に鑑み、早期執行に努めてまいりますけれども、年度内の適正な事業期間が確保できないことから、繰越明許費の設定についてもお諮りしております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】食材費の高騰対策の分で、幾つかお尋ねをします。それぞれ医療、介護、そして障害の分野でこれらの対策を打つわけで、非常にありがたい内容だと思っています。そこで、そもそもの考え方についての確認になります。

食材費が高騰しているわけですが、今回の補助と申しますか支援は、いつからいつまでの期間を対象にしたものだという基本的な考え方は何か示されているのですか。そのあたりを課ごとをお願いいたします。

【加藤医療政策課長】今回の食材料費の価格高騰分に対する支援につきましては、国から標準的な単価と期間が示されていまして、期間につ

きましては、今年度の下半期6か月分ということでございます。

【中村長寿社会課長】介護・障害分野につきましては、医療のような明確な基準というものは示されておりません。ただ、金額につきましては、医療の金額等も参考にさせていただいておりますので、物価高騰に関する影響を調査する段階においては、年間の影響額を参考にして単価を設定させていただいたところでございます。

【深堀委員】医療の分野については下期の分だと、介護・障害も、明確には示されていないけど、同じような考え方だということですね。

気になったのは、高騰が続くと、その期間を過ぎた後はどうなるのかという事業者の皆さんのいろんなこともあるので、そのあたりは明確にしておくべきなのかなということで質疑をさせてもらいました。

実際に食材費が高騰して結構時間がたっているわけで、各事業者は非常に厳しい状況にあるというふうに思っています。その中で今回、資料に給付の時期とか方法、そういったことが記載されていません。

これまでもいろいろな緊急経済対策等々で、急ぐ部分を先議して予算を通した結果、実際に数か月遅れて給付になった事例があったものですから、ここを明確にしておきたいのですが、これも分野ごと、今回の金額、単価は決まっているわけですから、どういうふうな支給の方法をとるのか、その時期がいつになるのか、そのあたりを明確に答弁願います。

【加藤医療政策課長】今回の支給のスケジュールは、医療機関、介護・障害福祉サービス事業者も一緒に、議決日は明日の予定でございますが、議決いただきましたら、その日のうちに医療機関に案内をする準備が整っています。申請

期間を1月31日までと一旦締めまして、今年度中に速やかに支給をしていくというスケジュールで今は考えているところでございます。

【深堀委員】議決後速やかに、即、通知の文書を発送すると。申請期間を1月31日までと、そこから給付が始まって、めどとしては今年度中には給付をするという考え方で間違いはないですね。わかりました。

申請期間は1月31日までということですが、当然五月雨的に申請が上がってくるでしょうから、支給の手続は速やかに順次、1月31日に一旦締めるまで待つのではなくて、即効性のある支給をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【中村長寿社会課長】これまでも物価高騰に関して、何回か我々も対応して、かなりノウハウも蓄積されたところがございます。今回も給付型ということで、申請自体は簡単な形で申請できるような仕組みにしたいと思っておりますので、申請あり次第、速やかに、できるだけ年度内に支給できるよう努めてまいりたいと思っております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】私も引き続き、物価高騰対策の部分について質問したいと思います。

今、縷々深堀委員から質疑がありましたが、物価高騰対策という場合、この1年間、文教厚生委員会の中でも、実績方式でした場合は、実績に基づきますが、手続が面倒でなかなか手元に届かないと、今回のように定額単価方式にすると手続の簡素化になると、それぞれのメリット・デメリットがあるかと思えます。

私が質問したいのは、今回は定額単価方式ですが、もちろん一部を支援という形で、100%支援ではありません。そうしますと、これは概

略でいいですが、一部の支援ということでは、100%に対してどれぐらいの支援と認識をしたらいのか、この点はどんなふうに捉えたいですか。そういう算定に基づいての定額であるということは承知していますが、今回の支援が、それぞれの施設にとりましてどれぐらいの、何割の支援になるのかというのがわかっておられたら、答弁をお願いいたします。

【加藤医療政策課長】医療保険の入院時食事療養費は長年据え置かれております。実際に給食の委託料との差額は、2022年の最新版で3食分で77円の赤字だと積算されています。1食にしますと20円ちょっとになります。

今回補正をお願いしています6,400円は、国が単価を設定しておりますが、1食当たり20円と設定されています。その20円の根拠は、医療保険での入院時食事療養費の自己負担と介護保険の食費の自己負担との差が約20円あったため、赤字をほぼ充足できるんじゃないかと考えているところでございます。

【中村長寿社会課長】介護・障害分野に関しましては、実際の影響額を施設から聞き取りをいたしました。施設によって影響額はまちまちですが、県内の入所定員は1施設当たり30人程度になっていまして、令和3年と比べて直近で年間30～40万円程度の影響が出ているという状況でございました。ですので、今回6,500円の単価を定員に掛けますと、1施設大体20万円ぐらいとなりますので、我々としては、影響額の概ね2分の1という考え方で設定をさせていただいております。

通所につきましては、3食ではなく1食提供ですので、その3分の1という単価設定になっています。

【堀江委員】補助の内容を答弁いただいて、あ

りがとうございます。

要は、こうした施策は、今後も状況に応じてまたとられると思うので、いずれにいたしましても、物価高騰に見合う補助をしていただきたいということを、この機会に要望しておきたいと思います。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、分科会審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

【千住分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

.....
午前10時35分 閉会
.....

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年12月12日

文教厚生委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 82 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 96 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
第 108 号 議 案	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025の変更に ついて（関係分）	原 案 可 決

計 3 件 （原案可決 3 件）

委 員 長 千住 良治

副 委 員 長 山下 博史

署 名 委 員 浅田 ますみ

署 名 委 員 白川 鮎美

書 記 平古場 俊一

書 記 武次 潤

速 記 (有)長崎速記センター